

—千葉県の住宅事情と住宅施策—

千葉県の住宅

2023

千葉県 PR マスコットキャラクター
チーバくん



〈県営住宅〉

外壁改修工事（千城台西県営住宅）



改 修 前

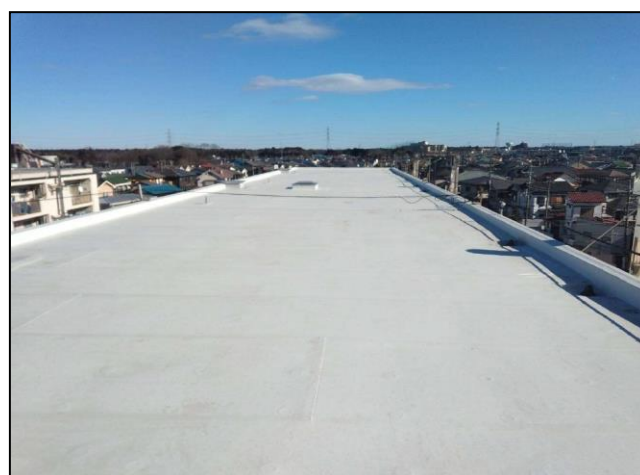


改 修 後

屋上断熱防水改修工事（小倉県営住宅）

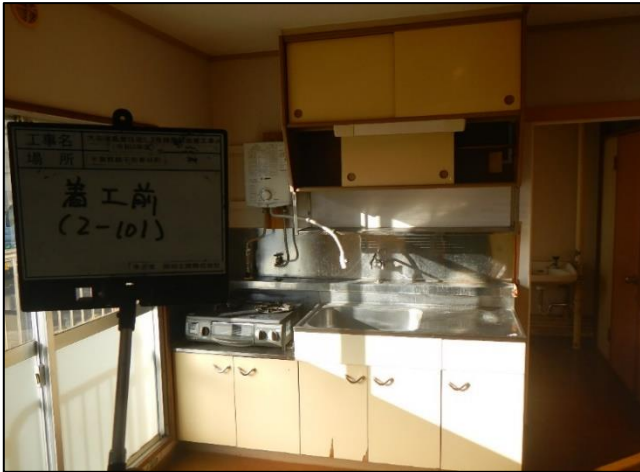


改 修 前



改 修 後

住居改善工事（大谷津県営住宅）



改修前



改修後

駐車場整備工事（幸町県営住宅）



整備前



整備後



千葉県は、首都圏にありながら美しい海岸線や豊かな自然に恵まれ、魅力的な観光地や多様な文化を有しているほか、成田空港や東京湾アクアラインといった交通アクセスなどを生かして、様々な価値観に対応した地域特性のある住環境を形成しています。

一方、県内の住環境を取り巻く状況としましては、今後の人口減少や少子高齢化の更なる進行への対応として、空き家対策や居住支援への取組などが重要な課題となっており、また、ライフスタイルの多様化への対応、自然災害への備え、さらには脱炭素社会の実現に向けた対応といった新たな課題に対しても取り組んでいく必要があります。

県では、このような状況を踏まえ、千葉県住生活基本計画を策定し、県、市町村、都市再生機構、建築設計団体など、多様な主体と連携しながら、県民の豊かな住生活の実現に向けて取り組んでいるところです。

この計画の基本的施策の一つとして、住情報の充実を図り、県民の多様なニーズに対応した住情報の提供を行うことを位置づけておりますが、住宅に係る情報は多岐にわたるため、皆様が手に取りやすいよう、当課では、毎年「千葉県の住宅」を作成しております。

本書は、千葉県の住宅事情、住宅施策の内容、公営住宅情報及び住宅に関する相談窓口等を取りまとめたものとなっており、これにより当課の業務を御理解いただくとともに、皆様の住生活の安定と向上のために御活用いただければ幸いです。

令和5年8月

千葉県県土整備部都市整備局住宅課長
松村 賢一

**I 住宅事情**

1. 本県の人口と世帯	7
(1) 概要	7
(2) 高齢者人口・高齢者世帯	8
(3) 人口の将来見通し	9
2. 住宅の居住状況	10
3. 住宅建設の状況	12
4. 住環境の状況	13
5. 地価の状況	14

II 住宅施策

1. 住宅施策に関連する県計画の策定	17
(1) 第4次千葉県住生活基本計画	17
(2) 千葉県の地域住宅計画	21
(3) 県営住宅長寿命化計画	21
2. 住宅の整備	22
(1) 公営住宅	22
(2) 特定優良賃貸住宅	25
(3) 高齢者向け住宅等	26
(4) 千葉県住宅供給公社の住宅	28
(5) 独立行政法人都市再生機構の住宅	28
(6) 独立行政法人住宅金融支援機構による融資	29
3. 住宅対策関係事業	30
(1) 社会資本整備総合交付金を活用した事業	30
(2) 住情報の提供	31
(3) 適切な住宅リフォームの実施	32
(4) 空き家対策の推進	32
(5) 高齢者の居住の安定確保	33
(6) 居住支援の推進	33
(7) マンション管理の適正化	34
(8) 災害時のために締結した協定	34
(9) 長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の認定	35
(10) 住宅の防犯	35
(11) その他の住宅関連施策	36
4. 県営住宅の管理	37
(1) 県営住宅の管理状況	37
(2) 管理業務	37
5. 東日本大震災対応	41
(1) 応急仮設住宅等の提供	41
(2) 東日本大震災復興交付金	42
(3) 「がんばろう! 千葉」市町村復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)	43
(4) 被災者住宅再建資金利子補給事業	43
6. 台風第15号、19号及び大雨による災害対応	45
(1) 災害救助法による応急修理	45
(2) 応急仮設住宅等の提供	45
(3) 災害復興住宅資金利子補給事業	46

III 組織と予算

1. 組織	51
(1) 沿革	51
(2) 組織図	52
(3) 住宅課事務分掌	52
2. 予算	54
(1) 住宅課予算の推移	54
(2) 令和5年度予算	54

IV 参考資料

1. 住宅政策の変遷	57
2. 千葉県の住宅建設事業等の推移	60
3. 千葉県の住宅建設五箇年計画の実績	62
4. 千葉県住宅地区改良事業等年度別実績表	64
5. 県営住宅分布図	65
6. 千葉県県営住宅一覧	66
7. 地区別県営住宅の応募倍率の推移	82
8. 市町村別住宅管理戸数一覧	83
9. 地区別市町村営住宅の応募倍率の推移	84
10. 公営住宅の年度別建設実績	85
11. 独立行政法人都市再生機構 建設地別管理戸数(賃貸住宅)	86
12. 千葉県住宅供給公社団地一覧	87
13. 千葉県まちづくり公社団地分譲実績一覧	89
14. 千葉県特定優良賃貸住宅一覧	90
15. 特定優良賃貸住宅管理者一覧	90
16. 県の住宅にかかる助成制度一覧	91
17. 市の住宅にかかる助成制度一覧	93
18. 住宅に対する耐震診断及び耐震改修補助事業実施市町村	94
19. 市町村別住宅施策・公営住宅担当課一覧	95
20. 住宅に関する情報・相談窓口	97
21. 用語解説	103

I 住宅事情

1. 本県の人口と世帯

(1) 概要

人口は、平成14年9月17日に600万人を突破し、令和4年10月1日現在で、6,275,278人、世帯数は、2,833,850世帯となりました。(第1表参照)

昭和49年以降の人口の推移をみると、昭和49年から54年までは毎年10万人を超えて増加を続けてきましたが、昭和55年に増加数が10万人を下回り、令和4年10月1日は、前年同月と比べ2,729人、率にして0.04%の減少となりました。(第1表参照)

世帯数の推移をみると、平成6年に200万世帯を超え、令和4年10月1日の世帯数は前年同月と比べ31,779世帯、率にして1.13%増加となりました。(第1表参照)

なお、一世帯当たりの人員については、昭和49年に3.61人であったのが、平成元年に3.10人、令和4年には2.21人と減少傾向にあります。(第1表参照)

過去5年間の市町村別人口増減数についてみると、流山市、船橋市、柏市などの増加数が大きくなっています。また、市原市、銚子市などで減少数が大きくなっています。(第2表及び第1図参照)

第1表 〈人口及び世帯数の推移〉

年次	人口	1年間の人口増減		世帯数 (一世帯当たり人員)
		増減数	増減率(対前年比)	
4	6,275,278人	▲2,729人	▲0.04%	2,833,850(2.21人)
3	6,278,007	▲6,473	▲0.10	2,802,071(2.24人)
2	6,284,480	5,454	0.09	2,773,840(2.27人)
R元	6,279,026	10,441	0.17	2,764,874(2.27人)
H30	6,268,585	12,709	0.20	2,725,850(2.30人)
29	6,255,876	15,468	0.25	2,687,319(2.33人)
28	6,240,408	17,742	0.29	2,648,086(2.36人)
27	6,222,666	24,882	0.40	2,609,132(2.38人)
26	6,197,784	4,790	0.08	2,603,246(2.38人)
25	6,192,994	▲2,582	▲0.04	2,572,858(2.41人)
24	6,195,576	▲16,244	▲0.26	2,549,634(2.43人)
23	6,211,820	▲4,469	▲0.07	2,534,072(2.45人)
22	6,216,289	32,546	0.53	2,515,904(2.47人)
21	6,183,743	36,396	0.59	2,495,564(2.48人)
20	6,147,347	38,538	0.63	2,454,431(2.50人)
19	6,108,809	30,880	0.51	2,405,753(2.54人)
18	6,077,929	21,467	0.35	2,363,572(2.57人)
17	6,056,462	9,074	0.15	2,325,232(2.60人)
16	6,047,388	19,073	0.32	2,325,751(2.60人)
15	6,028,315	27,295	0.45	2,294,694(2.63人)
14	6,001,020	37,506	0.63	2,259,254(2.66人)
13	5,963,514	37,229	0.63	2,216,218(2.69人)
12	5,926,285	7,254	0.12	2,173,312(2.73人)
11	5,919,031	30,151	0.51	2,156,607(2.74人)
10	5,888,880	32,917	0.56	2,119,805(2.78人)
9	5,855,963	29,944	0.51	2,081,965(2.81人)
8	5,826,019	28,237	0.49	2,047,464(2.85人)
7	5,797,782	8,507	0.15	2,015,296(2.88人)
6	5,789,275	40,356	0.70	2,002,512(2.89人)
5	5,748,919	56,192	0.99	1,967,144(2.92人)
4	5,692,727	66,608	1.18	1,920,672(2.96人)
3	5,626,119	70,690	1.27	1,867,479(3.01人)
2	5,555,429	67,240	1.23	1,813,903(3.06人)
H元	5,488,189	84,291	1.56	1,768,046(3.10人)
S63	5,403,898	97,263	1.83	1,715,627(3.15人)
62	5,306,635	86,663	1.66	1,661,823(3.19人)
61	5,219,972	71,809	1.39	1,610,277(3.24人)
60	5,148,163	72,913	1.44	1,572,575(3.27人)
59	5,075,250	72,708	1.45	1,559,327(3.25人)
58	5,002,542	80,311	1.63	1,527,141(3.28人)
57	4,922,231	87,837	1.82	1,491,959(3.30人)
56	4,834,394	98,970	2.09	1,456,355(3.32人)
55	4,735,424	96,830	2.09	1,418,917(3.34人)
54	4,638,594	123,285	2.73	1,324,957(3.50人)
53	4,515,309	129,849	2.96	1,281,433(3.52人)
52	4,385,460	117,034	2.74	1,234,610(3.55人)
51	4,268,426	119,279	2.87	1,192,487(3.58人)
50	4,149,147	157,087	3.93	1,152,380(3.60人)
49	3,992,060	159,513	4.16	1,105,409(3.61人)

※数値は各年10月1日現在(千葉県毎月常住人口調査による) ※太字は国勢調査による

第2表 〈過去5年間人口増減市町村〉
(平成29年10月1日～令和4年10月1日)(単位:人)

順位	市町村	増加数	市町村	減少数
1	流山市	23,729	市原市	6,822
2	船橋市	13,784	銚子市	6,111
3	柏市	11,626	佐倉市	5,592
4	印西市	9,947	香取市	5,429
5	松戸市	8,675	君津市	3,745

※千葉県毎月常住人口調査による

(2) 高齢者人口・高齢者世帯

令和2年10月1日現在で、65歳以上の高齢者人口は1,699,991人、高齢単身世帯は299,889世帯、高齢夫婦世帯は335,025世帯となっています。(第3表及び第4表参照)

人口が平成2年からの30年間で約1.1倍となったのに対し、高齢者人口は約3.3倍になっており、高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)は、平成2年に9.2%、その20年後の平成22年には21.5%、その10年後の令和2年には27.6%となっています。

(第3表参照)

また、世帯類型をみると、同じ30年間で世帯数は約1.5倍となったのに対し、高齢単身世帯は約7.1倍、高齢夫婦世帯は約5.6倍になっており、高齢者のみの小規模世帯が増加してきています。(第4表参照)

第3表 〈高齢者人口・高齢化率の推移〉

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
高齢者人口	509,837	651,789	837,017	1,060,343	1,320,120	1,584,419	1,699,991
高齢化率	9.2	11.3	14.1	17.6	21.5	25.9	27.6

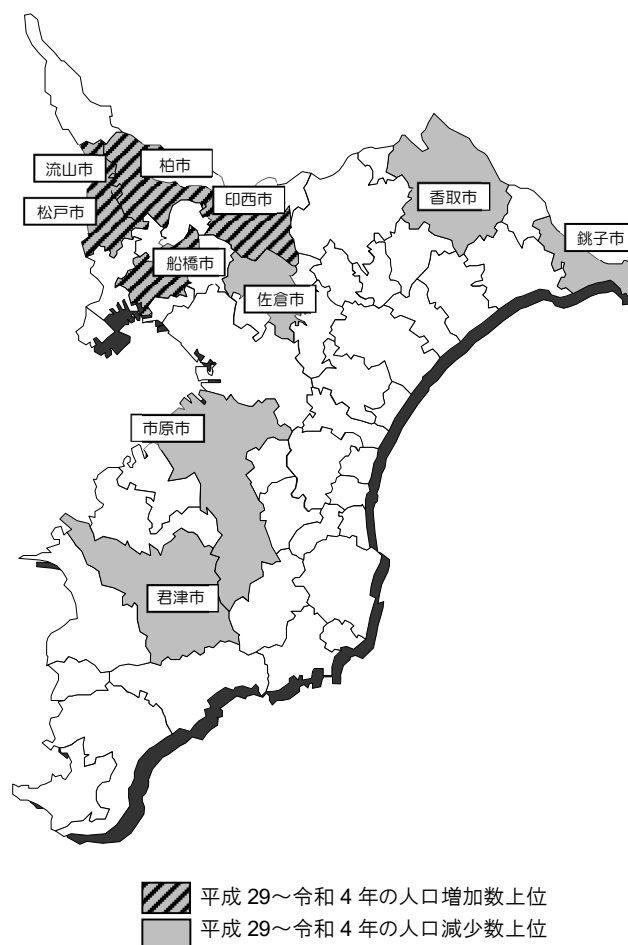
※各年10月1日現在(国勢調査による)

※高齢化率は、年齢不詳を除く総人口に対する65歳以上の割合

(平成2年を100とした場合)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口	100.00	104.36	106.68	109.02	111.90	112.01	113.12
高齢者人口	100.00	127.84	164.17	207.98	258.93	310.77	333.44

第1図 〈人口増減の地域的分布〉



第4表 〈高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の推移〉

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
世帯数	1,813,903	2,015,296	2,173,312	2,325,232	2,515,904	2,609,132	2,773,840
高齢単身世帯数	42,522	62,883	97,654	136,972	191,292	258,253	299,889
高齢夫婦世帯数	59,661	91,649	137,686	193,483	254,885	309,018	335,025

※各年 10 月 1 日現在(国勢調査による)

※高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの世帯

※高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦一組の世帯

(平成 2 年を 100 とした場合)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
世帯数	100.00	111.10	119.81	128.19	138.70	143.84	152.92
高齢単身世帯数	100.00	147.88	229.66	322.12	449.87	607.34	705.26
高齢夫婦世帯数	100.00	153.62	230.78	324.30	427.22	517.96	561.55

(3) 人口の将来見通し

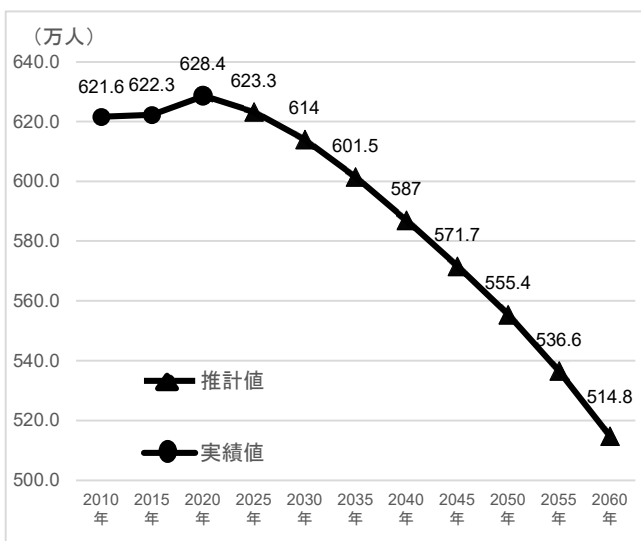
本県の人口は、東日本大震災などの影響を受けた平成 23 年(2011 年)から平成 25 年(2013 年)の間を除き、国勢調査開始(大正 9 年(1920 年))以来、増加を続けてきました。

しかしながら、平成 23 年(2011 年)には、少子化の進行に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減となり、令和 3 年(2021 年)には社会増による人口増加を自然減による人口減少が上回る、総人口減少時代に入りました。

令和 2 年国勢調査では、本県の人口は 628.4 万人ですが、将来の人口の見通しをみると、5 年後の令和 7 年(2025 年)には 623.3 万人に減少し、その後も減少が続くことが予測されています。(第 2 図参照)

また、年齢区分別にみると、65 歳以上の人口が増加となる一方で、年少人口(14 歳以下)と生産年齢人口(15~64 歳)は減少となり、高齢化率は令和 2 年(2020 年)の 27.6%から、令和 12 年(2030 年)には 29.8%、令和 37 年(2055 年)には 37.2%まで高まるなど、人口構造が変化していく見込みです。(第 3 図参照)

第 2 図 〈人口の推移及び将来推計〉

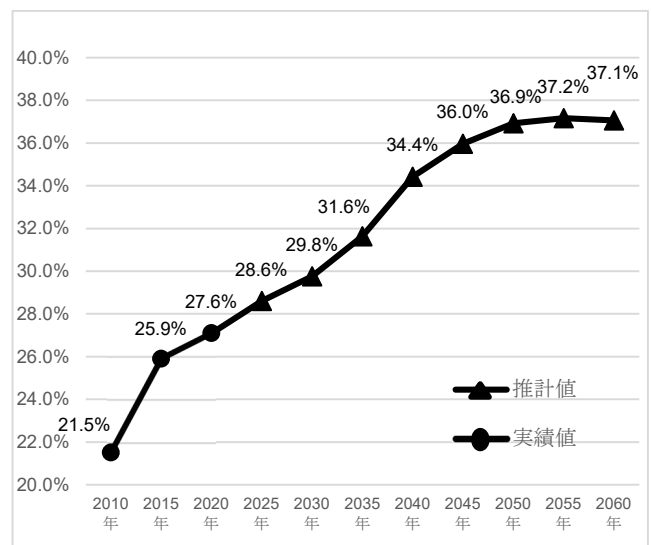


※第 2 図

2010~2020 年：総務省「国勢調査」による

2025~2060 年：「千葉県総合計画 ~新しい千葉の時代を切り開く~」による

第 3 図 〈高齢化率の推移及び推計〉



※第 3 図

2010~2020 年：総務省「国勢調査」による

2025~2060 年：「千葉県総合計画 ~新しい千葉の時代を切り開く~」における人口推計をもとに、総人口に占める老年人口の割合を算出

2. 住宅の居住状況（平成30年住宅・土地統計調査）

○住宅数及び世帯数

平成30年10月1日に実施された住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると、本県の住宅数は3,029,800戸、総世帯数(住宅及び住宅以外の建物に居住する全ての世帯)は2,652,000世帯で、1世帯当たりの住宅数は1.14戸となっており、一応量的には確保されています。(第5、6表参照)

○住宅の所有関係

居住世帯のある住宅総数2,635,200戸を住宅の所有関係別にみると、持家が1,724,100戸(住宅総数の65.4%)、借家が832,100戸(同31.6%)となっています。借家832,100戸の内訳は、民間借家が最も多く669,600戸(80.5%)、次いで公営・都市再生機構(UＲ)・公社106,600戸(12.8%)、さらに給与住宅55,900戸(6.7%)となっています。(第7表参照)

○住宅規模

居住水準の主要な項目である住宅規模については、平成30年の1住宅当り延べ面積が89.74㎡となりましたが、持家の110.61㎡に対し、借家が46.50㎡と大きな差がみられます。(第8表参照)

※住宅・土地統計調査…昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の内容を拡充するとともに平成10年から調査名を変更したものです。

第5表 〈住宅の状況〉

年	項目	住宅総数	居住世帯あり (世帯主)	居住世帯なし	居住世帯あり		建築中
					一時現在者のみ	空家(空家率)	
平成20年		2,717,700	2,344,500	373,100	11,300	355,900(13.1)	6,000
25年		2,896,200	2,517,000	379,200	8,500	367,200(12.7)	3,400
30年		3,029,800	2,635,200	394,600	6,600	382,500(12.6)	5,500

(注)各数値は、標本調査による推定値であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章しており、したがって表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない(第5表～第7表において同じ。)

第6表 〈世帯の状況〉

年	項目	住宅に居住する世帯			住宅以外の建物居住世帯		1世帯当り住宅数
		世帯総数	主世帯数	同居世帯	うち普通世帯	うち普通世帯	
平成20年		2,357,500	2,344,500	12,900	7,700	3,300	1.15
25年		2,527,500	2,517,000	10,400	6,600	2,400	1.14
30年		2,649,200	2,635,200	14,000	7,100	400	1.14

第7表 〈所有関係別住宅数〉

単位：戸(%)

年	項目	総数	持家	借家			
				総数	公営、UR、公社住宅	民間借家	給与住宅
平成20年		2,344,500 (100.0)	1,510,900 (64.4)	740,200 (31.6)	124,000 (16.7)	540,200 (73.0)	76,100 (10.3)
25年		2,517,000 (100.0)	1,667,700 (66.3)	780,900 (31.0)	114,600 (14.7)	605,100 (77.5)	61,200 (7.8)
30年		2,635,200 (100.0)	1,724,100 (65.4)	832,100 (31.6)	106,600 (12.8)	669,600 (80.5)	55,900 (6.7)

(注)1. 総数は、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2. ()内は、全体を100とした場合の構成比である。ただし、借家の欄については、借家総数に対する構成比である。

第8表 〈居住状況〉

項目	持・借別	持家			借家			総計		
		20年	25年	30年	20年	25年	30年	20年	25年	30年
1住宅当り居室数	(室)	5.35	5.26	5.14	2.74	2.61	2.53	4.49	4.41	4.29
1住宅当り量	(畳)	38.88	38.86	39.50	17.65	17.38	17.97	31.90	32.01	32.49
1住宅当り延べ面積	(㎡)	111.11	110.29	110.61	45.13	44.79	46.50	89.42	89.40	89.74
1人当り量	(畳)	13.28	14.16	14.92	9.19	9.61	10.23	12.29	13.09	13.78

○居住水準の状況

第4次千葉県住生活基本計画では、「住宅セーフティネットの確保」、「多様な居住ニーズに応じた住宅市場の環境整備」を目標に、

(1) 令和7年度を目途に5割の子育て世帯が誘導居住面積水準を確保できるようにする。

(2) 最低居住面積水準については、水準未達の世帯の早期解消に努める。

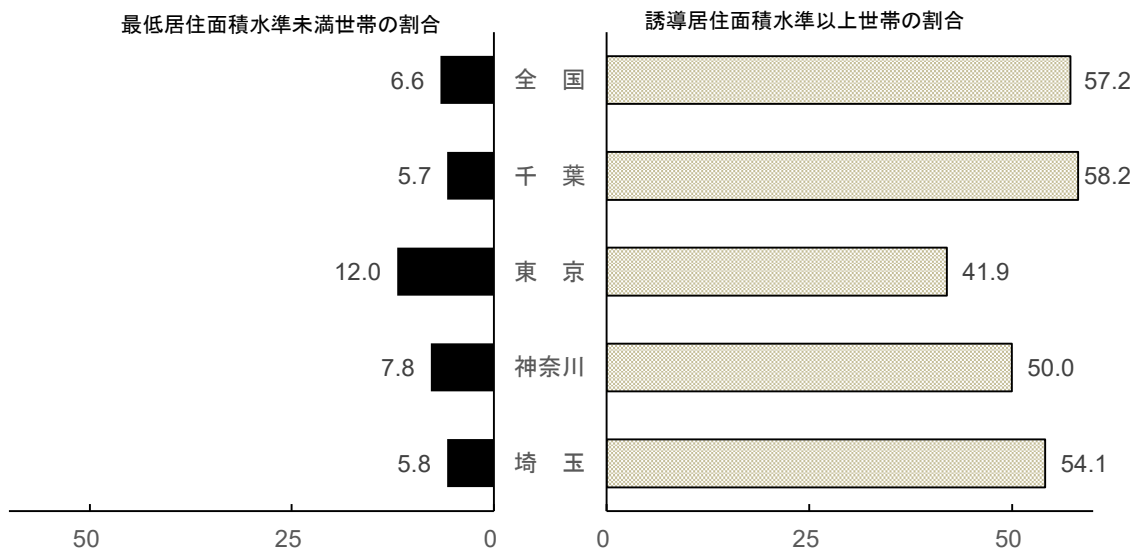
としています。

平成30年に実施された住宅・土地統計調査結果から推計すると、本県の最低居住面積水準未達の世帯は151,500世帯（主世帯総数2,635,200世帯の5.7%）となっており、平成25年の161,600世帯（主世帯総数2,517,000世帯の6.4%）に比べ10.100世帯減少しています。（第4図参照）

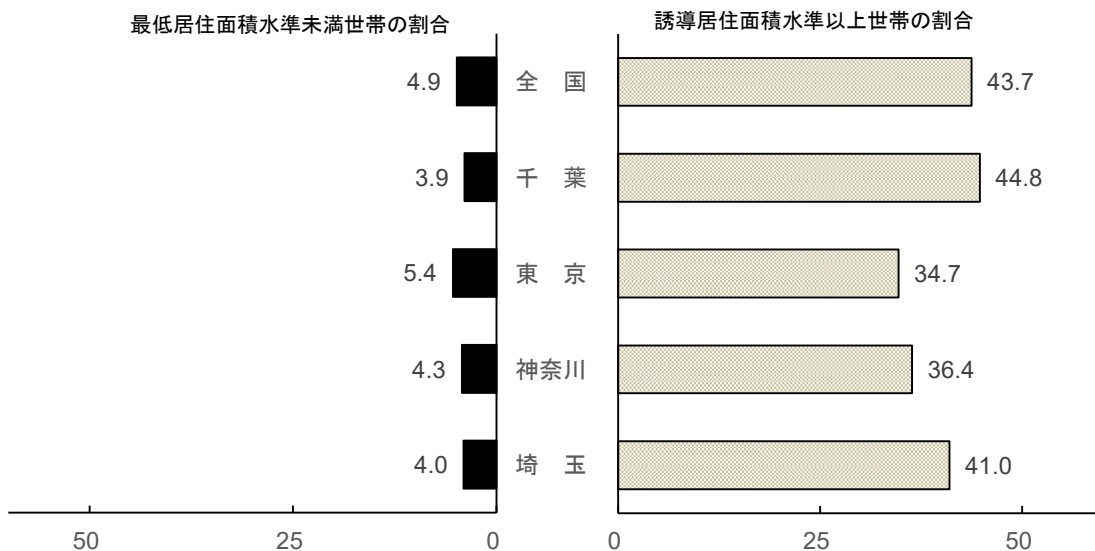
また、子育て世帯※では、最低居住面積水準未達の世帯の割合は3.9%と全世帯での割合よりも低く、誘導居住面積水準以上の世帯の割合においても44.8%と全世帯での割合より低い数値となっています。（第5図参照）。なお、本県の最低居住面積水準未達の世帯の割合（全世帯：5.7%、子育て世帯：3.9%）は、東京圏では1番低く、全国平均（全世帯：6.6%、子育て世帯：4.9%）と比べても低い数値となっています。また、誘導居住面積水準以上の世帯の割合（全世帯：58.2%、子育て世帯：44.8%）は、東京圏の中では最も高い数値となっています。

（注）「子育て世帯」＝「家計を主に支える者」「その配偶者」以外に18歳未満の者がいる世帯

第4図 〈居住面積水準【全世帯】〉（平成30年住宅・土地統計調査）



第5図 〈居住面積水準【子育て世帯】〉（平成30年住宅・土地統計調査）



3. 住宅建設の状況（建設統計年報より）

令和4年度における本県の着工新設住宅戸数は、47,580戸で前年度に比べ3.6%増加しました。

これを利用関係別にみると、持家は11,612戸で前年度14.3%減、貸家は18,263戸で同7.6%増、給与住宅は332戸で同20.3%増、分譲住宅は17,373戸で同14.8%増となっています。（第9表参照）

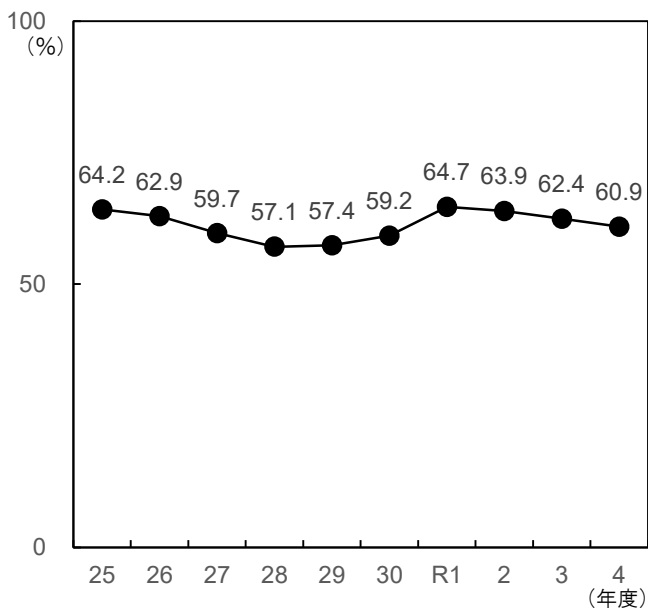
また、持家と分譲住宅を加え全体の戸数で除した持家率は、前年度に比べ減少し、60.9%となっています。（第6図参照）

着工新設住宅（持家）の1戸当たりの床面積は114.04㎡と、前年度に比べ1.76㎡減少しています。（第9表参照）

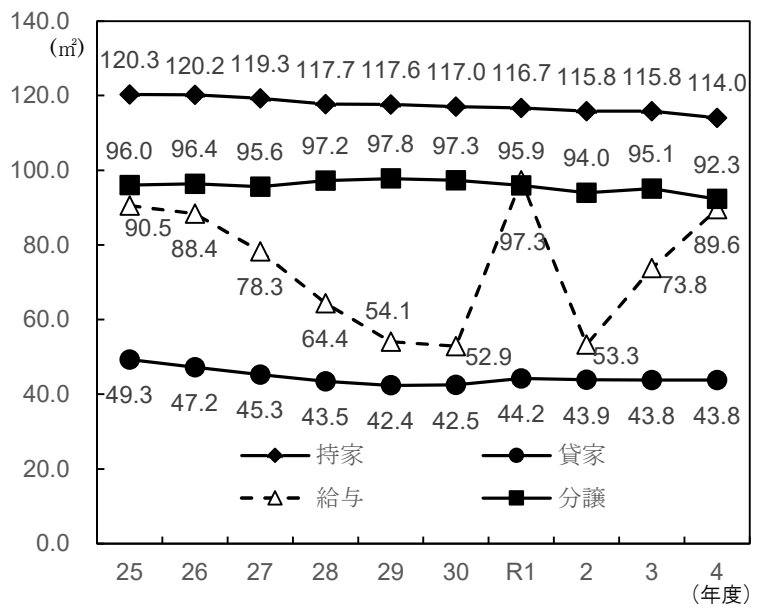
第9表 〈利用関係別着工新設住宅戸数と一戸当たり床面積の推移〉

項目	着工新設住宅戸数（戸）										1戸当たり床面積（㎡）		
	2年度			3年度			4年度				2年度	3年度	4年度
利用関係別	戸数	構成比%	前年比増減%	戸数	構成比%	前年比増減%	戸数	構成比%	前年比増減%		2年度	3年度	4年度
持家	12,549	29.1	2.9	13,552	29.5	8.0	11,612	24.4	▲14.3	持家	115.75	115.80	114.04
貸家	15,165	35.2	▲2.8	16,978	37.0	12.0	18,263	38.4	7.6	貸家	43.94	43.84	44.30
給与住宅	409	0.9	438.2	276	0.6	▲32.5	332	0.7	20.3	給与	53.27	73.80	89.56
分譲住宅	14,998	34.8	▲9.1	15,137	32.9	0.9	17,373	36.5	14.8	分譲	94.01	95.10	92.26
合計	43,121	100	▲2.8	45,943	100	6.5	47,580	100	3.6	全体	82.34	82.14	79.15

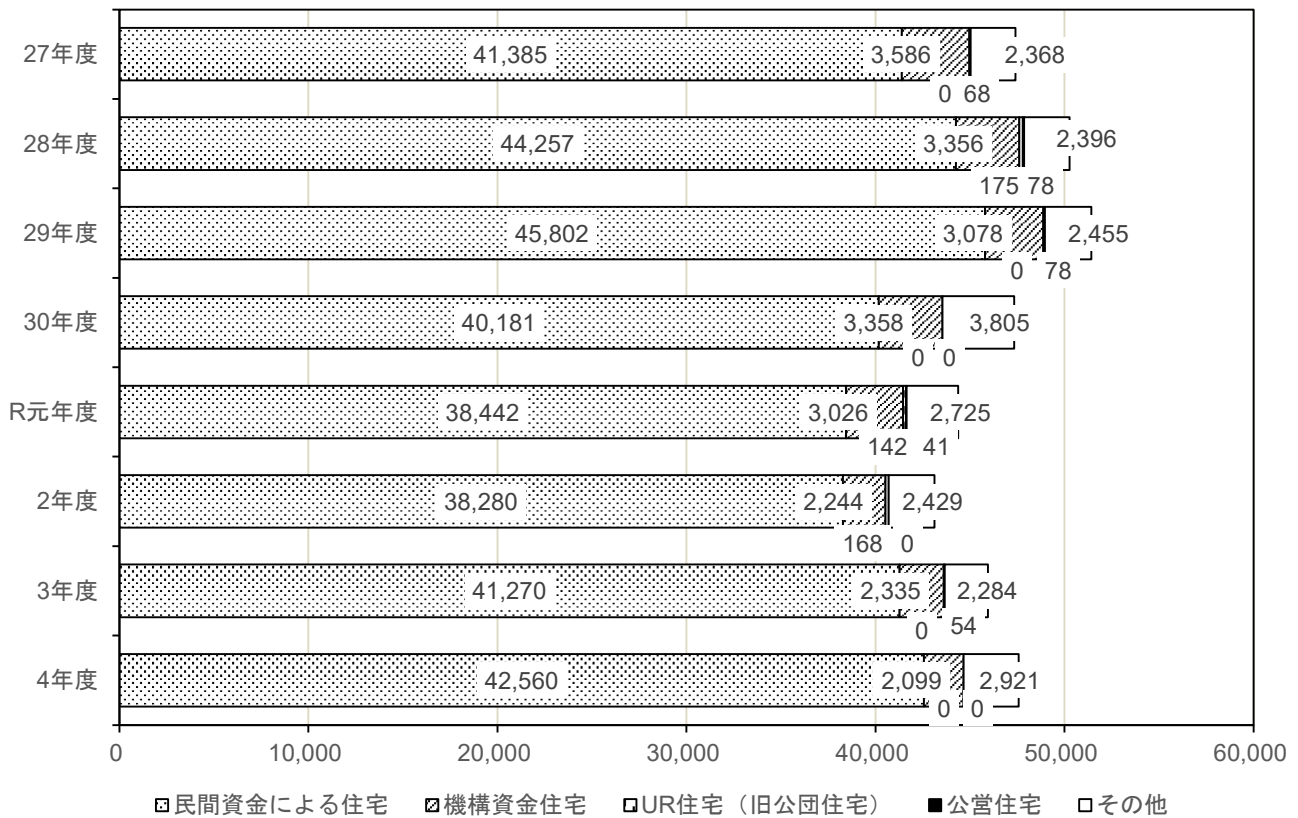
第6図 〈着工新設住宅による持家率の推移〉



第7図 〈着工新設住宅の1戸当たりの床面積推移〉



第8図 〈資金別着工新設住宅の推移〉



4. 住環境の状況

県では県民一人ひとりが、ゆとりある快適な生活を営むことができるように、よりよい住環境づくりに努めています。現状は必ずしも充分とはいえません。すなわち、住宅が密集し、生活道路が未整備の地区、排水施設が未整備な地区、近くに公園のない地区、住宅と工場、倉庫などが入り混じっている地区、騒音、振動、排気ガス等に悩まされる地区など防災上、住環境上問題のある地区が各市町村になお存在しています。このため、各市町村において、地区の実情を把握するとともに、必要に応じて住宅地区改良事業等を活用してこれらの地区の整備改善を図る必要があります。（第10表参照）

第10表 〈主要住環境整備状況〉

	千葉県	全国※ ₁	調査時
都市公園等面積 (1人当たり)	7.1 m ²	10.7 m ²	千葉県 R3.4.1 全国 R3.3.31
下水道処理人口普及率 (総人口)	76.6%	80.6%※ ₂	千葉県 R4.3.31 全国 R4.3.31
県道舗装率	99.8%	96.9%	千葉県 R2.3.31 全国 R2.3.31
市町村道舗装率	83.2%	79.8%	千葉県 R2.3.31 全国 R2.3.31
国道舗装率	100.0%	99.5%	千葉県 R2.3.31 全国 R2.3.31

※₁ 東日本大震災の影響により、福島県において調査不能な市町村があるため、全国値は福島県を除いた参考値となっています。

※₂ 令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

5. 地価の状況

令和5年の地価公示（1月1日時点）でみると、本県の住宅地の平均価格は108,100円/㎡であり、昨年より4,200円上昇しています。

また、対前年変動率は、2.3%上昇しました。

市区町村別の変動率をみると、調査対象の53市区町村のうち、沿線別でみると総武線・京葉線沿線（千葉市中央区～市川市、浦安市）、東京湾アクアラインの結節部（木更津市、袖ヶ浦市、君津市）、常磐線・つくばエクスプレス沿線（柏市、我孫子市、流山市、松戸市）のほかに千葉市緑区、成田市等、計33市区町が上昇となりました。

また、市区町村別の住宅地平均価格では、浦安市を筆頭に東京に近接する都市が上位を占めました。

第11表 〈住宅地の圏域別変動率〉

（単位：％）

	令和3年	令和4年	令和5年
東京都	▲ 0.6	1.0	2.6
神奈川県	▲ 0.6	0.2	1.4
埼玉県	▲ 0.6	0.5	1.6
千葉県	0.1	0.7	2.3
東京圏	▲ 0.5	0.6	2.1
大阪圏	▲ 0.5	0.1	0.7
名古屋圏	▲ 1.0	1.0	2.3
全国平均	▲ 0.4	0.5	1.4

第12表 〈市区町村別住宅地の平均価格及び変動率〉

順位	平均価格		順位	上昇率上位		順位	下落率上位	
	市区町村名	価格(円/㎡)		市区町村名	率(%)		市区町村名	率(%)
1	浦安市	325,700	1	浦安市	9.7	1	銚子市	▲ 2.4
2	市川市	240,300	2	市川市	6.8	2	富津市	▲ 1.3
3	習志野市	174,800	3	船橋市	4.1	3	夷隅郡御宿町	▲ 1.1
4	千葉市美浜区	170,400	4	柏市	4.0	3	山武郡九十九里町	▲ 1.1
5	船橋市	163,700	5	我孫子市	3.2	5	長生郡長南町	▲ 0.9
6	千葉市稲毛区	155,500	6	千葉市中央区	2.8	6	長生郡白子町	▲ 0.9
7	松戸市	140,800	7	木更津市	2.5	7	香取市	▲ 0.9
8	千葉市中央区	138,300	8	千葉市緑区	2.4	7	勝浦市	▲ 0.9
9	流山市	134,600	9	千葉市美浜区	2.3	9	長生郡長生村	▲ 0.8
10	千葉市花見川区	133,100	10	成田市	2.3	10	いすみ市	▲ 0.7

（注）1.平均価格及び変動率については、令和5年3月23日に公表された地価公示を参考とした。

（注）2.表示されている変動率が同一で順位が異なるものは、小数点第1位以下小数点第5位までの値による。

II 住宅施策

1. 住宅施策に関連する県計画の策定

本県では、県民の豊かな住生活の実現に向けた基本計画として「千葉県住生活基本計画」を策定しました。この計画は、社会経済情勢等の変化や国による新たな制度の創設等に対応するため、5年ごとに見直しを行うこととしており、令和4年度に3回目の見直しとなる「第4次千葉県住生活基本計画」を策定しました。

この「第4次千葉県住生活基本計画」をはじめ住宅政策に関する以下の計画を策定し施策の展開を推進しています。

(1) 第4次千葉県住生活基本計画

① 計画期間 令和3年度から令和12年度までの10年間。

社会経済情勢等の変化に対応するため、政策評価を行い、原則として5年ごとに見直し・変更を行います。

② 目的

この計画は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、これまでの住生活施策を引き継ぎつつ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、施策の目標及び推進すべき方向性等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

③ 計画の位置づけ

この計画は、県の総合的な計画である「千葉県総合計画」や、「第2次千葉県地方創生総合戦略」等の住生活に関連する諸計画を踏まえ、住生活基本法第17条第1項の規定により定める計画です。

また、併せて「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第5条及び「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第3条の2 に基づく計画として位置付けます。

④ 理念

県民が真に豊かさを実感できる地域社会と住まいを実現するためには、住宅の質の向上に加え、住宅地の居住環境として、地域コミュニティや住生活関連サービスの充実を図ることが重要となります。これを持続的に守り育てていくためには、良質な住宅が循環する仕組みの構築を進め、住宅政策と福祉政策の一体的取り組みによるセーフティネット機能の充実や、地域における世代を超えた支え合いの実現を通じ、県民すべてが住宅を確保して安心して暮らせる社会を目指す必要があります。

千葉県の持つ様々な魅力を最大限活用するとともに、多様な個性が力を発揮できる社会を作ることによって、すべての県民が豊かな地域社会と住まいを実現し、「千葉の未来」を創造していくことを計画の理念として、

「千葉の未来を切り開く！ 豊かな住生活」

～社会の変化や多様化する価値観に対応した豊かな地域社会と住まいの実現～
を掲げています。

⑤ 施策体系

この理念を実現するために、『総合的目標』及び施策の特性から「社会環境の変化からの視点」、「居住者・コミュニティからの視点」、「住宅ストック・産業からの視点」の3つの視点に分けて、6つの『分野別目標』を定め、施策を推進していくこととしています。

○総合目標

この計画の総合目標として「県民の豊かな住生活の実現」を目指します。

○6つの分野別目標

【社会環境の変化からの視点】

- 目標1 「新しい日常に対応した住まい方の実現」
- 目標2 「自然災害に備えた安全な住まいづくり」

【居住者・コミュニティからの視点】

- 目標3 「若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり」
- 目標4 「高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり」
- 目標5 「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる地域社会づくり」

【住宅ストック・産業からの視点】

- 目標6 「脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成と適切な維持管理」

第4次千葉県住生活基本計画の概要

【千葉県の住生活を取り巻く現状と課題】

- ・人口・世帯数が減少に転じる見込み（人口2020約628.5万人⇒2030約619.4万人、世帯数2020約267万⇒2025約269万⇒2030約267万）
- ・少子・高齢化がさらに進展（高齢者人口2020 約168万人⇒2030 約179万人、年少人口2020 約76万人⇒2030約67万人）
- ・標準とされてきた「夫婦＋子」は減少、「単独世帯」の増加など世帯のあり方が多様化（単独世帯2020約320千世帯⇒2030約371千世帯）
- ・住宅確保要配慮者の多様化、増加が想定（低額所得世帯、生活保護、ひとり親、外国人の増加：要配慮者の推計2020約41.9万人⇒2025約42.3万人）
- ・住宅ストック数は世帯数を上回り、空き家は増加傾向（空き家数H25 約36万戸⇒H30 約38万戸、住宅ストック H30 約303万戸）
- ・マンションの高経年化に伴い適正な管理の重要性の高まり（築40年を経過したマンションの割合21.9%全国平均15.1%に比べ高い）
- ・コロナ禍でライフスタイルの変化に伴い、住まい方や働き方などに対するニーズが多様化
- ・頻発・激甚化する自然災害への脅威が高まっている（県内でも令和元年房総半島台風などで約10万棟の住宅被害）
- ・脱炭素社会の実現に向けて、住宅やまちづくりにおける省エネルギー化・再生エネルギー化の取り組みが求められる

理 念

千葉の未来を切り開く！ 豊かな住生活

～社会の変化や多様化する価値観に対応した豊かな地域社会と住まいの実現～

重視するテーマ

- 地域の魅力を生かした、多様なライフスタイルの実現
- 自然災害に備え、安全に暮らし続けることのできる地域づくり
- 安定して住まいの確保が図られ、安心して暮らし続けられる地域社会づくり
- 脱炭素社会への転換を目指した質の高い住宅ストックの構築

総合目標 「県民の豊かな住生活の実現」

視点

「社会環境の変化からの視点」

「居住者・コミュニティからの視点」

「住宅ストック・産業からの視点」

目標

目標 1
新しい日常に対応した住まい方の実現

目標 2
自然災害に備えた安全な住まいづくり

目標 3
若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり

目標 4
高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり
【千葉県高齢者居住安定確保計画】

目標 5
住宅確保要配慮者が安心して暮らせる地域社会づくり
【千葉県賃貸住宅供給促進計画】

目標 6
脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成と適切な維持管理



【住生活をめぐる近年の動向】

- ・長期優良住宅普及促進法改正（H28）－増改築を認定対象に追加
- ・高齢者住まい法改正（H28）－サービス付き高齢者住宅の普及措置
- ・住宅セーフティネット法改正（H29）－住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度
- ・介護保険法改正（H29）－地域包括ケアシステムの強化
- ・宅建業法改正（H30）－インスペクションの活用等
- ・建築物省エネ法改正（R2）－戸建て住宅の省エネ性能に関する説明の義務化
- ・マンション管理適正化法改正及びマンション建替円滑化法改正（R2）－マンション管理適正化推進計画の策定

位置付け：「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」や、「第2期千葉県地方創生総合戦略」などの住生活関連に関連する諸計画を踏まえるとともに、「千葉県高齢者居住安定確保計画」、「千葉県賃貸住宅供給促進計画」及び「千葉県マンション管理適正化推進計画」を施策体系に盛り込み、千葉県の総合的な住宅政策の計画として策定する。

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

施策の方向性

- (1) 多様なニーズに応じた柔軟な住まいの選択
- (2) 新技術を活用した住生活の実現

- (1) 住まいの防災・減災対策
- (2) 災害時の住まいの応急対策と迅速な復旧・復興

- (1) 子育てしやすい良質な住まいの確保
- (2) 若年・子育て世帯に対する住環境の整備
- (3) 若年・子育て世帯が快適で安心して暮らせる地域づくり

- (1) 良質な高齢者向けの住まいの確保
- (2) 高齢者の住まいを支える環境の整備
- (3) 高齢者が住み続けられる地域づくり

- (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給促進
- (2) 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の確保

- (1) 脱炭素社会に向けた住まいづくり
- (2) 住宅の適切な維持管理とリフォームによる質の向上
- (3) マンションの適正な管理
【千葉県マンション管理適正化推進計画】
- (4) 総合的かつ効果的な空き家等対策

地域別の方向性

東葛・湾岸ゾーン

- ・東京都心に隣接する特性を活かし、多様な住まい方・働き方の実現、若年・子育て世帯の定住促進
- ・増加、多様化する住宅確保要配慮者への支援の充実
- ・マンション管理の適正化や地域コミュニティの活性化による団地再生 など

印旛ゾーン

- ・ニュータウンの都心への良好なアクセスや緑豊かで高質な住環境を活かし、若年層をはじめとする幅広い世代の居住ニーズに対応
- ・大規模住宅団地における脱炭素化の取り組み、歴史的資源の活用と保全、良好な住環境づくり など

香取・東総ゾーン

- ・地域の特徴である「農」を活かした田園居住の促進
- ・高齢者が住み続けられるような住まいの支援と生涯活躍できる社会の実現
- ・省エネルギー設備の設置など、戸建住宅の性能向上に向けたリフォーム促進 など

九十九里ゾーン

- ・豊かな自然と、都心を含む多方面への良好なアクセスなど、地域の魅力を活かした移住・定住、二地域居住の促進
- ・高齢者や若年層が住み続けられるコンパクトなまちづくりの実現 など

南房総・外房ゾーン

- ・温暖な気候や豊かな自然を活かし、多様なライフスタイルを実現できる移住・定住、二地域居住の促進
- ・高齢者が快適な生活を送れるような住環境の整備や頻発する台風など自然災害へ備えや多様な空き家の活用 など

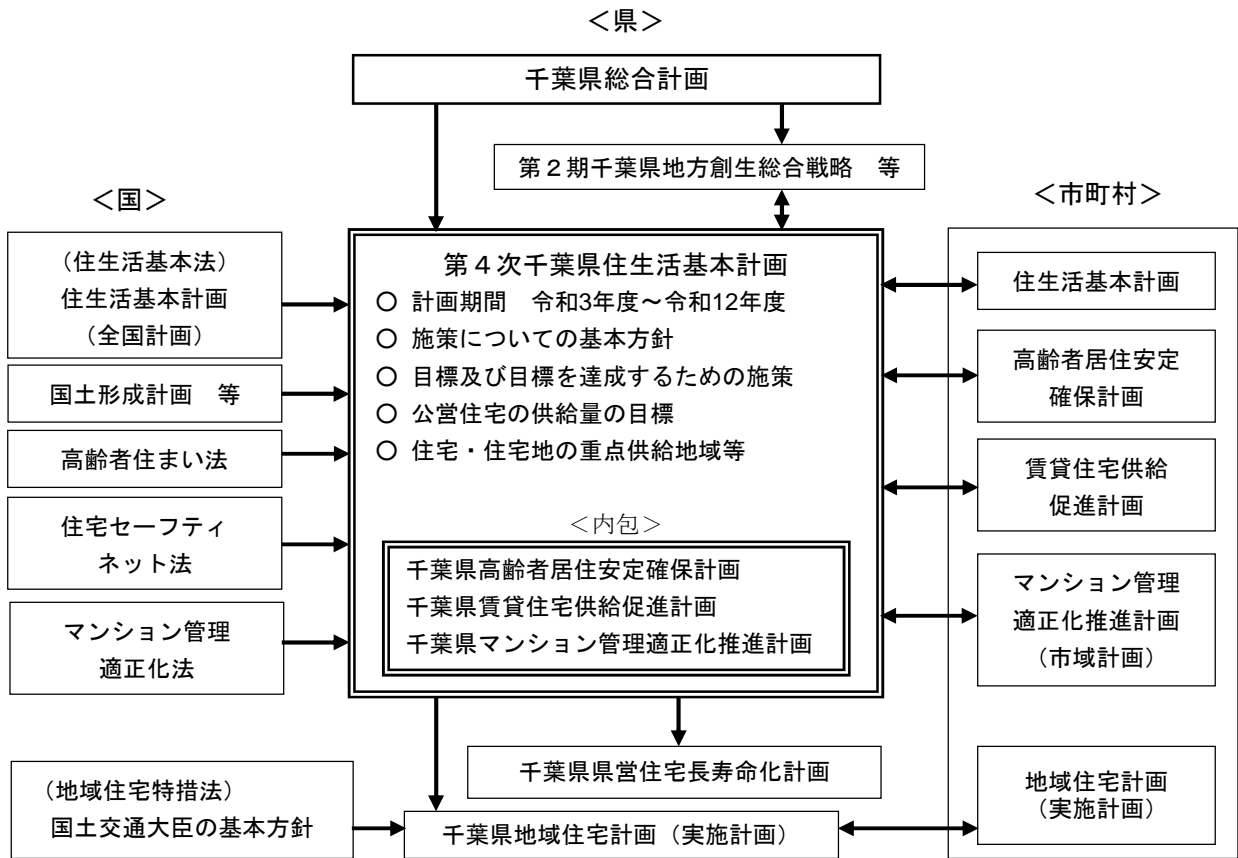
内房ゾーン

- ・アクアラインなど、高い交通利便性の優位性を活かした住宅の流通促進
- ・若年・子育て世帯の流入促進と子育て支援による定住の促進
- ・地域コミュニティの活性化による団地再生 など

効果的な施策の展開

- ・地域の課題を明らかにし、地域特性や資源を踏まえた取り組みを展開
- ・多様な主体の参画を促し、関連分野との連携や協働による取り組みを推進

○第4次千葉県住生活基本計画の位置付け



○第4次千葉県住生活基本計画での成果指標一覧

	成果指標	現状	目標値
総合目標	住生活に関する満足度(たいへん満足、まあ満足しているの割合)	71.9% (R2)	増加を目指す
目標1	移住・定住に係る県の情報発信サイトアクセス件数(年間)	63,500件 (R1)	前年度以上の件数
目標2	住宅の耐震化率	92% (H30)	95% (R7)
	被災宅地危険度判定士の登録者数	判定士の登録者数 1,859人 (R1)	計画策定時の水準を維持 (R7)
	急傾斜地崩壊危険箇所解消(累計)	526箇所 (R2)	増加を目指す
目標3	地域子育て支援拠点の数	340箇所 (R2)	362箇所 (R7)
	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率	33% (R2)	おおむね4割 (R12)
目標4	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.6% (R2)	3.5% (R12)
	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	38.8% (H30)	50% (R12)
	地域包括ケアシステムの認知度	29.5% (H31)	50% (R12)
目標5	セーフティネット登録住宅の供給目標	34,126戸 (R2)	56,000戸 (R12)
	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率	26% (R2)	50% (R12)
目標6	認定長期優良住宅のストック数	63,800戸 (R2)	12万戸 (R12)
	持ち家のリフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	5.8% (H30)	8% (R12)
	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している町村部の分譲マンション管理組合の割合	16% (R2)	50% (R12)
	市町村数の取組みにより除却等がなされた管理不全空き家数	6,000物件 (R2)	16,000物件 (R12)
効果的な施策の展開	市町村住生活基本計画策定市町村数	13市 (R2)	増加を目指す

(2) 千葉県地域住宅計画

平成17年に制定された「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」は、地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するために、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして住宅政策を総合的に展開できるようにするための措置について定められた法律です。

この法律では、国が定めた公的賃貸住宅の整備等に関する基本的な方針に基づき、地方公共団体は、その地域の多様な需要に応じた公的賃貸住宅等についての整備目標や事業計画を内容とする「地域住宅計画」を定めることができるものとされました。さらに、国は、地域住宅計画に基づく事業等に要する経費について、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金の基幹事業の1つとして位置付け、住宅施策の包括的な支援が行われることとなりました。

千葉県では、令和3年4月に「千葉県地域住宅計画 第五期」を策定（令和5年3月変更）し、社会資本整備総合交付金を活用しながら住宅施策を総合的に推進しています。

●千葉県地域住宅計画（五期）（令和5年3月変更）

- ① 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- ② 計画の目標 公営住宅の整備や民間賃貸住宅の活用を行うなど住宅セーフティネットの確保を図るとともに、千葉県住生活基本計画に掲げた「県民の豊かな住生活の実現」を目指す。
- ③ 主な成果指標
 - ア 住生活に関する満足度 令和3年度従前値72%⇒令和7年度目標増加
 - イ 既存県営住宅の高齢化対応改善実施率（共用階段への手摺設置率）
令和3年度従前値 13市町村⇒令和7年度目標 増加
 - ウ 市町村住生活基本計画策定市町村数 令和3年度従前値 13市町村⇒令和7年度目標 増加
 - エ 空き家等対策計画策定市町村数 令和3年度従前値 31市町村⇒令和7年度目標 増加

※参考 第五期千葉県地域住宅計画の作成主体

千葉県地域住宅計画は、県及び16市町（佐倉市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、酒々井町、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町及び鋸南町）とで共同作成し策定しています。

(3) 県営住宅長寿命化計画

本県では、昭和40年代から50年代前半にかけて大量供給された県営住宅ストックが、今後一斉に更新時期を迎えるため、厳しい財政状況の中、効率的かつ円滑な更新を行うことが課題となっています。

このため、予防保全的な維持管理を図り、長寿命化による更新コストの削減や事業量の平準化を目的として、平成24年度に「千葉県県営住宅長寿命化計画」を策定し、県営住宅の計画的な活用・維持管理に努めてきました。

しかしながら、今後は本県においても、人口・世帯数の減少が予測されるほか、いわゆる住宅セーフティネット法の改正により、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化が図られることなど、県営住宅を取り巻く環境が変化していることなどを踏まえ、将来的な需要に対する供給水準の維持を基本とし、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び事業量の平準化に取り組むため、新たな「千葉県県営住宅長寿命化計画(改定)」を策定しました。

- ① 計画期間
平成30年度から令和9年度までの10年間
- ② 計画の内容
 - ア 県営住宅ストックの状況
 - イ 長寿命化に関する基本方針
 - ウ 公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定
 - エ 点検の実施方針
 - オ 計画修繕の実施方針
 - カ 改善事業の実施方針
 - キ 建替事業等の実施方針

③ ストック管理の基本方針

- ア 千葉県公共施設等総合管理計画の個別施設計画に位置づける。
- イ 公営住宅法施行令で定める耐用年限までの使用を基本とする。
- ウ 中長期の需要の見通しを踏まえ、対象世帯に対する供給水準を維持する。
- エ 土地を新たに取得して県営住宅を建設することは計画期間内には行わない。
- オ 県有地を優先して活用する。
- カ 高齢社会に対応した供給を進める。

2. 住宅の整備

(1) 公営住宅

公営住宅は、公営住宅法に基づき地方公共団体が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げることにより住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する福祉政策的な性格をもった賃貸住宅です。

① 県営住宅の建設

昭和20年度から令和4年度までの県営住宅建設戸数（着工ベース）は26,155戸で（第1表参照）、構造別建設戸数は第2表のとおりです。

第1表 〈年度別・種別建設戸数の推移〉（着工ベース）

年度	H22年度以前	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	計
戸数	25,780 〈108〉	0	0	105	107	0	0	78	0	29	0	56	0	26,155 〈108〉

(注) 〈 〉は特公賃・内数

特公賃（特定公共賃貸住宅）とは、地方公共団体が、公営住宅と異なる世帯や所得層に対して供給する賃貸住宅です。

第2表 〈昭和20年度～令和4年度・構造別建設戸数〉（着工ベース）

構造別	木造	準耐火構造		耐火構造		計
		平家建	2階建	中層	高層	
建設戸数	3,486	273	2,910	16,331	3,155	26,155
構成比	13.3%	1.1%	11.1%	62.4%	12.1%	100%
		12.2%		74.5%		

(注) 準耐火構造：主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの
耐火構造：主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの
中層：地上3階建以上5階建以下
高層：地上6階建以上

② 県営住宅の改善

県では、平成12年度に「千葉県公営住宅ストック総合活用計画」、平成17年度に「県営住宅ストック活用計画」を策定し、県営住宅のストック改善を行ってまいりましたが、平成24年度に「県営住宅ストック活用計画」を発展的に見直した「千葉県県営住宅長寿命化計画」の策定後、平成30年度に改定を行い、適切な修繕及び改善事業を実施し、可能な限り耐用年限まで既存ストックを活用することとしています。

具体的には以下の事業を進めています。

- ・既存住宅の屋上断熱防水・外壁改修による建物の長寿命化（第3・4表参照）
- ・台所・浴室等水回りの改修とともに、玄関のインターホンの設置、居室の床の段差解消などを併せて行う

住居改善事業（第5表参照）

- ・高齢者対応の共用階段への手摺の設置（第6表参照）

第3表 〈屋上断熱防水改修実績表〉

年度	H22年度以前	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	計
団地数	29	6	6	11	3	4	7	7	6	5	8	8	2	102
戸数	3,788	446	499	928	160	207	498	436	563	306	583	641	82	9,137

(注)複数年度において実施された団地については年度毎に1団地として実績計上している。

第4表 〈外壁改修実績表〉

年度	H22年度以前	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	計
団地数	79	6	4	4	5	3	4	5	4	1	7	6	3	131
戸数	7,685	616	300	594	227	194	414	718	291	80	520	508	198	12,345

(注)複数年度において実施された団地については年度毎に1団地として実績計上している。

第5表 〈住居改善事業実績表〉

(単位:戸)

年度 団地名	H22年度以前	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	計
我孫子新木	125		1											126
佐倉石川	298		1											299
辰巳台西		23		53	24			17	37					154
菊間第一									70	80		70		220
菊間第二		65		35	25			75			25	30	45	300
北子安		34		52	27			33		30				176
大戸											30	20		50
長浦												41		41
大谷津													60	60
計	423	122	2	140	76	0	0	125	107	110	55	161	105	1,426

第6表 〈階段手摺設置実績表〉

年度	H22年度以前	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	計
団地数	101	2	1	9	5	3	1	3	0	0	0	1	0	126
戸数	12,538	210	120	672	642	134	107	399	0	0	0	370	0	15,192

(注)複数年度において実施された団地については年度毎に1団地として実績計上している。

③ 市町村営住宅の建設

昭和26年度から令和4年度まで市町村営住宅建設戸数は47市町村で第7表のとおり29,381戸が建設され、構造別建設戸数は第8表のとおりです。また、令和4年度の事業主体別建設戸数は第9表のとおりです。

第7表 〈年度別建設戸数の推移〉

(単位:戸)

年度	H22年度以前	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	計
戸数	(1,066) 28,430	1	(10) 10	(20) 246	(15) 15	(10) 10	(10) 78	(87) 161	(51) 150	(66) 66	(76) 88	(73) 73	(53) 53	(1,537) 29,381

※()内は借上、買取の内数。着工ベース。

第8表 〈昭和26年度～令和4年度構造別建設戸数〉

(単位:戸)

構造	木造	準耐火構造		耐火構造			計
		平屋建	2階建	低層	中層	高層	
戸数	6,384	3,116	(33) 3,538	(27) 118	(833) 12,999	(644) 3,226	(1,537) 29,381
構成比	21.7%	10.6%	12.0%	0.4%	44.3%	11.0%	100.0%

(注) 低層:平屋建又は2階建

※()内は借上、買取の内数

中層:地上3階建以上5階建以下

高層:地上6階建以上

第9表 〈令和4年度事業主体別建設件数〉

(単位:戸)

	木造	準二	低耐	中耐	高耐	計
船橋市	0	0	0	0	11	11
松戸市	0	0	0	0	30	30
成田市	0	0	0	4	0	4
八千代市	0	0	0	5	3	8

(注)準 二:準耐火構造二階建

※全て借上げによる

低 耐:低層(平屋又は二階建)耐火構造

中 耐:中層(地上3階建以上5階建以下)耐火構造

高 耐:高層(地上6階建以上)耐火構造

耐火構造:主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

準耐火構造:主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

④ 特定目的住宅の整備

公営住宅のうち、特定目的公営住宅として母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、心身障害者向公営住宅などを整備しており、特定の入居者が優先的に入居できるように配慮しています。(第10表参照)

第10表 〈特定目的住宅整備戸数〉

令和5年3月31日現在

県	市 町 村					計
	母 子	高 齢 者	障 害 者	そ の 他	小 計	
66	254	847	362	285	1748	1810

(注) 障害者:障害者世帯向住宅
 高 齢 者:高齢者世帯向住宅
 母 子:母子世帯向住宅
 そ の 他:農・山・漁村向集合住宅等

(2) 特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅制度は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者等に居住環境が良好な賃貸住宅を供給するものです。知事（平成24年4月以降、市の区域における住宅は市長）は、本住宅の整備及び管理をしようとする者の申請により認定を行います。(第11表参照)

認定されると法に従った建設補助、家賃減額補助の助成を受けられます。

なお、令和5年5月31日をもって、千葉県が認定した特定優良賃貸住宅の管理期間は終了となります。

① おもな整備基準

- ア 規模：50㎡以上125㎡以下
- イ 構造：耐火構造、準耐火構造
- ウ 駐車場：各住戸1台分以上

② 供給方式

- ア 借上方式（民間の土地所有者等により建設された住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指定法人等が借上げて管理するもの）
- イ 管理受託方式（民間の土地所有者等により建設された住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指定法人等が受託して管理するもの）

③ 助成内容（家賃に対する補助）

- ア 家賃と入居者負担額の差額を補助
- イ 入居者負担額...国が定める所定の方法で算出した額（所得に応じて変化。また、毎年3.5%上昇する。）
 実際に入居者が支払う金額

④ 入居者資格

- ア 次の a から c までのいずれかに該当すること。
 ただし、入居を募集したにもかかわらず3ヶ月以上入居者がいない場合は、この限りでない。
 - a 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実婚や婚姻の予定者を含む。以下同じ。）があること。
 - b 将来において親族との同居が見込まれること。
 - c 勤務の状況等により親族との同居が困難と認められること。
- イ 知事の定める収入基準を満たしている者
 - a 200,000円以上 322,000円以下（原則階層）収入分位25%～50%
 ただし、以下の場合は下限の緩和措置がある
 - ・18才未満の子がある場合 123,000円以上（収入分位15%～）
 - ・主たる収入者が45歳未満である場合 139,000円以上（収入分位20%～）
 - ・所得の上昇が見込まれる場合 158,000円以上（収入分位25%～）
 - b 322,000円を超え601,000円以下（裁量階層）収入分位50%～80%
- ウ 自ら居住するために住宅を必要としている者

第11表 〈特定優良賃貸住宅認定実績（地域特別賃貸住宅含む）〉

(単位:戸)

種 別	H3~9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度	H 13年度	H 14年度	計	
千葉県認定分	(375) 4,034	753	278	202	220	284	(375) 5,771	
管理者 別内訳	県公社	(375) 2,243	263	78	0	0	20	(375) 2,604
	J A	360	84	0	0	0	0	444
	民間	1,431	406	200	202	220	264	2,723
千葉市認定分	(108) 1,150	88	0	0	0	0	(108) 1,238	
管理者 別内訳	市公社	(108) 1,091	48	0	0	0	0	(108) 1,139
	J A	35	0	0	0	0	0	35
	民間	24	40	0	0	0	0	64
千葉県内合計	(483) 5,184	841	278	202	220	284	(483) 7,009	

(注) 1.実績は、供給計画の認定ベースである。

2.()書きは、(旧)地域特別賃貸住宅制度要綱による地域特別賃貸住宅(B型)で内数を示す。

3.管理者別内訳欄の略称は、次のとおり。

(県公社):千葉県住宅供給公社

(民間):民間指定法人

(J A):全国農業協同組合連合会 千葉県本部

(市公社):千葉市住宅供給公社

4.H15年度以降、新規の認定は行っていない。

5.H24年度以降、市の区域における住宅の供給計画の認定(変更を含む)権限は市長へ移譲されてい

(3) 高齢者向け住宅等

① サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、バリアフリー構造、一定の居室面積・設備を有し、ケアの専門家による見守りサービスが提供される高齢者が安心して居住できる賃貸住宅について、知事等が登録を行ったものであり、令和4年度末現在、県内に383件13,873戸（政令市・中核市を含む）が登録されています。

県では、介護サービス事業所等との連携が図られているなど、将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行っています。

サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業

ア 主な補助要件

- a 国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の採択を受けていること。
- b 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- c スプリンクラー設備を設置すること。
- d 都市計画区域の用途地域内に整備されるものであること。
- e 緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であること。
- f 通所・訪問サービスの双方が利用できるように介護サービス事業所との連携が確保されていること。
- g 訪問診療、往診又は訪問看護が可能な医療機関等との連携が確保されていること。
- h 住宅の供給予定地の市町村長と整備に関し事前協議が整っていること。
- i 高齢者住まい法に基づく登録が10年以上継続するものであること。
- J 特定寝室に会話が可能な緊急通報装置を設置すること。
- k 住宅部分に介護を必要とする者が入浴するのに適した浴室(入居者専用の共同利用設備)を設置すること。

イ 補助額の拡大要件

以下のいずれかの介護事業所を住宅に併設する場合、補助額をさらに拡大。(併設型)

- a 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- b 小規模多機能型居宅介護事業所（複合型含む）

第12表 〈補助額〉

住戸類型		上記イ 非併設型		上記イ 併設型	
		補助率	上限額（千円/戸）	補助率	上限額（千円/戸）
新築	夫婦型	1/20	675	1/10	1,350
	25㎡以上		600		1,200
	25㎡未満		350		700
改修	既存ストック型	1/6	975	1/3	1,950
	夫婦型		675		1,350
	25㎡以上		600		1,200
	25㎡未満		350		700

第13表 〈補助実績〉

	上記イ 非併設型		上記イ 併設型		合計	
	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数
H27~R 元年度	70 件	2,547 戸	11 件	302 戸	81 件	2,759 戸
R2 年度	18 件	852 戸	0 件	0 戸	18 件	852 戸
R3 年度	22 件	955 戸	1 件	49 戸	23 件	1,004 戸
R4 年度	8 件	298 戸	2 件	120 戸	10 件	418 戸
合計	118 件	4,562 戸	14 件	471 戸	132 件	5,033 戸

② シルバーハウジング

今後増大すると考えられる高齢者単身・夫婦世帯が、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるような設備を備え、福祉施策との連携のもと整備している公営住宅です。ライフサポートアドバイザーによる安否の確認、生活相談・緊急時の対応・疾病時の一時的家事援助などの生活支援が受けられます。

第14表 〈シルバーハウジング整備戸数〉

令和5年3月31日現在

県	市町村	計
52(2)	80	132(2)

(注) ()内は、ライフサポートアドバイザー用の住戸の内数

③ 高齢者向け住宅等の整備状況

高齢者向け住宅等の整備状況は以下のとおりとなっています。

第15表 〈高齢者向け住宅等の整備状況（千葉県）〉

高齢者向け住宅等	定員・戸数
ア 老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	29,059 人
イ 養護老人ホーム	1,192 人
ウ 軽費老人ホーム	4,111 人
エ シルバーハウジング	132 戸
オ サービス付き高齢者向け住宅(入居開始済のもの)	12,276 戸
A 計(1戸=1人とする)	46,770 人
B 高齢者数	1,735,128 人
高齢者数に対する高齢者向け住宅等整備率(A÷B)	2.7%

(注) 1.ア、イ、ウは令和5年6月1日時点

3.Bは令和4年4月1日時点

2.エ、オは令和5年3月31日時点

(4) 千葉県住宅供給公社の住宅

千葉県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に、居住環境のよい集団住宅や、宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

その主な業務は、宅地分譲事業及び賃貸住宅管理事業です。県は、この事業を促進するため、賃貸住宅の建設費の一部資金の貸付を行っています。

昭和28年1月の設立からこれまでに分譲住宅等について、多くの供給実績があります。(第16表参照)

なお、令和4年度には、宅地分譲が28区画ありました。

《住宅の種類》

積立分譲住宅：一定の期間内において一定の金額を定期的に積み立てて期間満了後、この積立金を譲渡代金に充当し住宅を譲渡する方法

分譲住宅：契約時に頭金、引き渡し時に残金を支払い、住宅を譲渡する方法

宅地分譲：一戸建て独立住宅用地として、一定期間内に建築着工し、一定の期間内に入居することができる方に対して分譲する宅地

賃貸住宅：公営住宅の入居資格要件を超える収入階層を対象とした賃貸住宅で、一定の収入以上の者が対象となる

第16表 〈千葉県住宅供給公社の令和4年度までの分譲住宅等建設実績〉

(単位：戸、区画)

区 分	積立分譲住宅	分譲住宅	宅地分譲	賃貸住宅
実 績	9,850	17,346	5,898 (362筆)	1,391

()は外数で未造成事業用地等

(5) 独立行政法人都市再生機構の住宅

独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)は、前身である日本住宅公団設立以降、60年にわたり、それぞれの時代の住宅ニーズに合わせた良好な居住環境を提供するため、大都市地域を中心に賃貸住宅及び分譲住宅を建設してきました。平成16年7月に都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市整備部門が一つとなり独立行政法人都市再生機構が発足し、美しく安全で快適なまちづくりをプロデュースすることを使命として、国家的な重要課題である「都市再生の実現」に積極的に取り組んでいます。

賃貸住宅業務においては、バリアフリー化、リニューアル、屋外環境の整備などにより良質な賃貸住宅ストックの適切な維持保全を行うとともに、地域生活拠点の整備と併せた建替事業を実施し、都心居住の推進や高齢者居住の安定確保、子育て環境の整備等、住宅政策上の課題への対応を進めています。また、民間供給支援型賃貸住宅制度により、民間事業者による良質な賃貸住宅の供給を支援しています。

なお、分譲住宅業務及び特定分譲住宅業務は撤退しています。(第17表参照)

第17表 〈独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)の建設実績の推移〉

(単位：戸数)

年 度	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
賃 貸 住 宅	0	525	0	0	220	220	220	0	357	0	0	310	0	0	0
分 譲 住 宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃貸・分譲計	0	525	0	0	220	220	220	0	357	0	0	0	0	0	0
特定分譲住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	525	0	0	220	220	220	0	357	0	0	310	0	0	0

※発注ベース

(6) 独立行政法人住宅金融支援機構による融資

住宅金融公庫（住宅金融公庫法に基づき昭和25年に設立された住宅金融専門の政府金融機関）は、平成19年4月1日より、独立行政法人住宅金融支援機構となり、主な業務が、直接融資から証券化支援業務（いわゆる、通称「フラット35」）に移行しています。

県内で建設される住宅の約4.4%（うち分譲住宅の約7.2%）が、機構の融資を利用しており、利子補給事業や、地方公共団体の施策住宅に対する加算制度を通じた連携が図られていました。（第18表参照）

第18表〈県内新設住宅戸数と機構融資利用戸数及び利用率〉

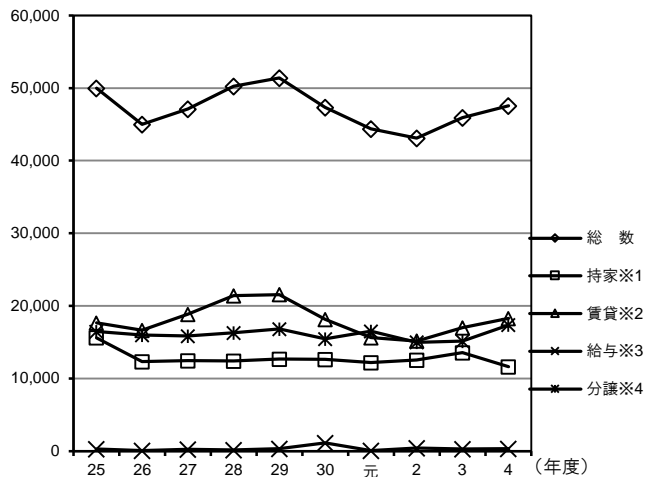
項目	新設住宅着工戸数（単位：戸）				
	総数	持家※1	賃貸※2	給与※3	分譲※4
25年度	49,986	15,609	17,647	272	16,458
26年度	44,998	12,316	16,619	77	15,986
27年度	47,107	12,471	18,837	249	15,850
28年度	50,262	12,425	21,411	140	16,286
29年度	51,413	12,680	21,575	342	16,816
30年度	47,344	12,606	18,161	1,135	15,442
元年度	44,376	12,198	15,606	76	16,496
2年度	43,121	12,549	15,165	409	14,998
3年度	45,943	13,552	16,978	276	15,137
4年度	47,580	11,612	18,263	332	17,373

- ※1 建築主が自分で居住する目的で建築するもの
- ※2 建築主が賃貸する目的で建築するもの
- ※3 会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの
- ※4 建売又は分譲の目的で建築するもの

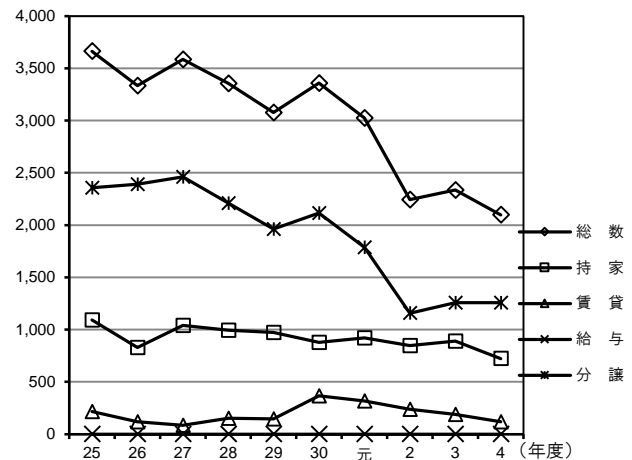
項目	機構融資利用戸数（単位：戸）				
	総数	持家	賃貸	給与	分譲
25年度	3,665	1,092	215	0	2,358
26年度	3,334	827	117	0	2,390
27年度	3,586	1,039	85	0	2,462
28年度	3,356	995	150	1	2,210
29年度	3,078	972	145	0	1,961
30年度	3,358	878	366	0	2,114
元年度	3,026	920	318	1	1,787
2年度	2,244	848	236	1	1,159
3年度	2,335	891	188	0	1,256
4年度	2,099	723	118	1	1,257

項目	機構資金利用率（単位：%）				
	総数	持家	賃貸	給与	分譲
25年度	7.3	7.0	1.2	0.0	14.3
26年度	7.4	6.7	0.7	0.0	15
27年度	7.5	8.3	0.5	0.0	15.5
28年度	6.7	8.0	0.7	0.7	13.6
29年度	6.0	7.7	0.7	0.0	11.7
30年度	7.1	7.0	2.0	0.0	13.7
元年度	6.8	7.5	2.0	1.3	10.8
2年度	5.2	6.8	1.6	0.2	7.7
3年度	5.1	6.6	1.1	0.0	8.3
4年度	4.4	6.2	0.6	0.3	7.2

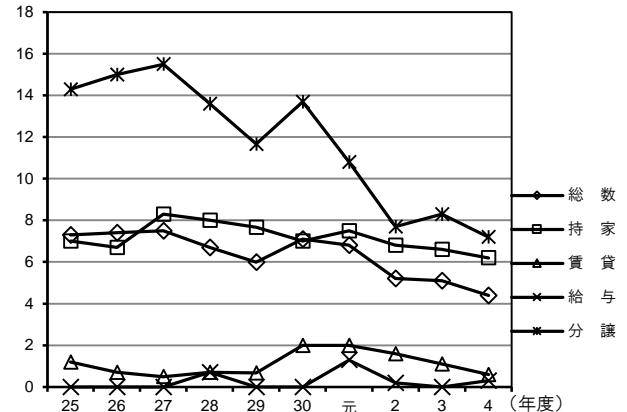
新設住宅着工戸数（単位：戸）



機構融資利用戸数（単位：戸）



機構資金利用率（単位：%）



3. 住宅対策関係事業

(1) 社会資本整備総合交付金を活用した事業

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として平成22年度に国土交通省により創設された交付金です。県では、この交付金を活用するため、「千葉県地域住宅等整備計画（三期）」及び「千葉県地域住宅等整備計画（防災・安全）（三期）」を策定し、住宅政策を推進するための基幹的な社会資本整備事業のほか、その効果促進を図るソフト事業を実施しています。

●千葉県地域住宅等整備計画（三期）

①計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）

②計画の目標 公的賃貸住宅の整備、住宅市街地の形成に関連する各種事業などを総合的に実施することにより、住宅ストックの質及び住環境を向上させ、県民の豊かな住生活を実現する。

③計画策定主体

千葉県及び銚子市、市川市、館山市、松戸市、茂原市、成田市、旭市、習志野市、市原市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、八街市、南房総市、長柄町、東金市、柏市、印西市、栄町、神崎町、芝山町、香取市、佐倉市、四街道市、白井市、富里市、匝瑳市、酒々井町、多古町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、鋸南町、船橋市

※千葉市、香取市、船橋市、流山市、木更津市：独自計画有り

④本計画で実施する主な基幹事業

ア. 地域住宅計画に基づく事業

公営住宅の新規建設や建替えを行う「公営住宅等整備事業」や既設公営住宅の居住水準の向上を目的とした改善等を行う「公営住宅等ストック総合改善事業」を始め、「空き家再生等推進事業」、「公的賃貸住宅家賃低廉化事業」、「災害公営住宅家賃低廉化事業」、「地域住宅政策推進事業」を実施しています。

イ. 住環境整備事業

住宅宅地開発事業等に関連して公共施設整備を行う「住宅市街地基盤整備事業」や狭あい道路の解消により安全な住宅市街地を形成する「狭あい道路整備等促進事業」を実施しています。

●千葉県地域住宅等整備計画（防災・安全）（三期）

①計画期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

②計画の目標 住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業及びアスベスト対策に資する事業を実施することにより、住宅・建築物安全ストックの質及び安全性を向上させ、防災・減災化を進める。
公的賃貸住宅の改修・整備改善を図ることにより、既存建築物や地域の安全性を向上させ、県民の豊かな住生活を実現する。

③計画策定主体

千葉県及び銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、市川市

※千葉市：独自計画有り

④本計画で実施する主な基幹事業

ア．地域住宅計画に基づく事業

建設から長期間が経過した既設公営住宅等の耐震化、既設エレベータの安全確保、躯体の安全対策などを行う「公営住宅等ストック総合改善事業」、「改良住宅ストック総合改善事業」を実施しています。

イ．住環境整備事業

耐震診断、耐震改修、アスベスト改修等を行う「住宅・建築物安全ストック形成事業」を実施しています。

(2) 住情報の提供（住宅関連相談）

県では、住宅及び宅地に関する諸問題の相談に応ずるため、昭和38年7月に住宅宅地相談所を設置し（平成8年4月に住まい情報センターと名称変更）、情報提供業務を行っていました。さらに平成15年4月から土曜日にも県民の皆様からの住宅に関するお問い合わせにお応えするため、住まい情報センターに加え千葉県住宅供給公社の総合案内所内に「住まい情報プラザ」を開設しました。平成17年度から、相談窓口の合理的な運営と相談対応の充実を図るため、住まい情報センターを閉鎖し、住宅等に関する相談窓口を「住まい情報プラザ」に一本化し運営しています。

その業務内容は、住宅、宅地、法律問題等について専門機関への紹介を行うほか、公的機関による賃貸住宅、分譲住宅及び宅地分譲に関する案内、県が開催するセミナー（マンション管理）の受付等です。

① 県営住宅

県営住宅の募集及び入居に関する資料の提供、パンフレットの配布等をします。

② UR、公社関係等

都市再生機構（UR）、千葉県住宅供給公社、市等が募集する分譲住宅、賃貸住宅、宅地分譲等のパンフレットの配布をします。

③ 専門機関の連絡先等の情報提供

令和4年度中の住まい情報プラザ取扱件数は、799件で、その内訳は第19表のとおりです。

リフォーム、高齢者向け優良賃貸住宅、セーフティネット住宅など、幅広い分野の相談が寄せられています。

※住まい情報プラザ窓口は P101を参照

第19表 〈過去10年間住まい情報ブラザ取扱件数〉

件数		月	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
件数			1,226	1,368	1,257	1,174	1,340	1,138	1,166	498	495	799
県営関係	相談者		218	212	208	208	269	340	300	99	94	158
	申込者		136	127	108	108	216	39	61	7	80	80
	管理等		27	21	42	42	38	53	27	2	3	2
市営	相談		131	161	111	111	139	178	183	76	68	101
	申込書		103	74	73	73	91	33	58	2	20	31
公社賃貸 ・特優賃	相談		120	171	154	154	132	120	129	57	40	50
	申込書		3	6	5	5	1	14	20	0	1	4
UR都市 機構住宅	相談		135	133	133	133	163	116	137	77	37	58
	申込書		12	10	5	5	3	0	19	0	0	0
一般特優賃			41	55	45	18	9	25	36	12	2	2
高優賃			19	30	23	35	37	44	33	34	20	41
S N 住宅			-	-	-	-	-	-	-	-	20	38
住宅			6	36	20	11	24	12	27	20	18	36
宅地			3	12	11	0	7	1	2	0	10	8
リフォーム			22	43	49	30	44	22	43	52	34	48
耐震			6	5	10	1	16	0	2	0	3	8
賃貸借			48	59	59	10	6	9	5	3	1	0
不動産			3	12	8	1	1	3	5	1	6	11
建築基準法			1	1	8	0	2	2	2	0	0	2
法律			15	31	33	2	7	6	5	0	4	8
税金			1	3	1	0	0	1	3	0	0	0
マンション (セミナー受付含む)			105	127	120	128	119	108	59	38	21	69
空家			-	-	-	-	5	9	6	7	6	25
その他			69	38	29	7	11	3	4	11	7	19

(3) 適切な住宅リフォームの実施

県では、住宅リフォームを取り巻く環境を整備し、消費者・リフォーム事業者双方にとって有益かつ健全なリフォーム市場の形成を図ることを目的として、県内の建築関係団体とともに「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を平成24年2月に設立しました。また、県民が安心してリフォームを行うことができる環境整備を目的に、令和4年度は消費者向け住宅リフォーム相談会及び講習会、事業者等向け講習会を開催しました。

また、既存住宅の流通の促進のために、安心R住宅について普及・周知を図ります。

(4) 空き家対策の推進

適正な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生活環境の保全、空き家の活用等を目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月に完全施行されました。

これにより、市町村は空家等対策計画の作成等に努めるとともに、倒壊等著しく保安上危険な状態にある空き家等に対して、是正や除却の勧告や命令、行政代執行が可能となりました。

県では、県や市町村、住宅関係団体で構成する「千葉県すまいづくり協議会」の中に「空家等対策検討部会」を設置し、空き家に係る情報提供や対策の検討を行い、空き家対策の推進に取り組んでいます。

(5) 高齢者の居住の安定確保

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」により、県では、これまで高齢者向け優良賃貸住宅の認定や、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・情報提供、終身建物賃貸借事業の認可等を行い、高齢者が安心して生活できる居住環境の実現に努めてきました。

平成23年10月20日に法律が改正・施行され、これまでの高齢者向け優良賃貸住宅の認定制度や高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度が廃止され、新たにサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設されました。廃止前の高齢者向け優良賃貸住宅については、4団地72戸を認定し、高齢者円滑入居賃貸住宅については、312件4,799戸を登録しました。

サービス付き高齢者向け住宅は、令和4年度末現在383件13,873戸（政令市・中核市を含む）を登録し、また、終身建物賃貸借事業は、25団地（政令市・中核市を含む）を認可しています。

また、より良質なサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行っています。（再掲p26参照）

(6) 居住支援の推進

平成19年に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が施行され、地方公共団体は、高齢者や障害者などの住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な措置を講ずる努力義務が規定されました。

県では、住宅セーフティネットの構築を推進するため、以下のとおり取り組んでいます。

ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

住宅セーフティネット法第51条の規定に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者や居住支援活動を行う者などが協議する場として、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議等しているほか、居住支援に関する情報を千葉県ホームページ等で提供しています。

イ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録

平成29年10月25日の住宅セーフティネット法の改正法の施行により、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとする住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）で、一定の規模や要件を満たすものを都道府県、政令指定都市及び中核市に登録する制度が創設されました。

令和5年4月3日時点で、千葉県内において38,975戸の住宅が登録されています。

ウ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

平成29年10月25日の住宅セーフティネット法の改正法の施行により、家賃債務保証、住宅確保要配慮者への円滑な入居の促進に関する情報提供・相談や見守りなどの生活支援を業務とする法人を都道府県知事が指定する制度が創設されました。

千葉県では、令和5年3月31日までに26法人を指定しています。

エ 千葉県あんしん賃貸支援事業

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産仲介業者（千葉県あんしん賃貸住宅協力店）や入居前・入居後の居住支援を行う団体（千葉県あんしん賃貸支援団体）の登録を行い、千葉県ホームページ等で情報提供を行うことにより、住宅確保要配慮者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築支援を目的とする事業として、国モデル事業の終了に伴い平成23年度から県事業として開始し、令和4年3月31日時点で、千葉県あんしん賃貸住宅協力店167店、千葉県あんしん賃貸支援団体14団体を登録しています。

なお、高齢者や障害者などの入居を受け入れることとする住宅（千葉県あんしん賃貸住宅）の登録制度は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度の創設を受け、この制度への登録を促進するため、平成29年度末をもって廃止しました。

(7) マンション管理の適正化

平成12年12月8日に「マンション管理の適正化の推進に関する法律」が公布され、平成13年8月1日に施行されました。これにより、マンション管理について相談、助言、指導を行うマンション管理士制度や、マンション管理支援のための専門的な組織の指定など管理適正化に対する各種制度が発足、さらに令和4年4月1日からは法律の一部改正により、地方公共団体がマンション管理組合へ助言及び指導等を行うことが可能となったほか、管理計画認定制度が創設され、地方公共団体がマンション管理の適正化を図るための計画を策定し、マンション管理の適正化に向けた独自施策に取り組むことができるようになりました。

県では、令和4年度に策定した第4次千葉県住生活基本計画に内包して千葉県マンション管理適正化推進計画を策定し、町村部を対象としてマンションの管理計画認定制度を開始しました。

また、マンション管理基礎講座を開催するとともに、県や市町村、関係団体が構成する「千葉県すまいづくり協議会」の中に「マンション管理等適正化検討部会」を設置、一層の連携を図るなどして、法律の普及啓発等を通じ、マンション管理組合等が的確な対応が図れるよう支援に努めています。

【マンション管理基礎講座】

県では、管理組合の運営・大規模修繕など分譲マンションをめぐる諸問題に関する情報提供を目的として、マンションの管理組合役員等を対象に、昭和63年から「マンション管理基礎セミナー（現：基礎講座）」を開催しており、令和4年度は習志野市（9月）市川市（10月）我孫子市（12月）で3回開催しました。また講座の動画を作成し、「千葉県公式セミナーチャンネル」で配信しました。

(8) 災害時のために締結した協定

ア 応急仮設住宅の建設に係る協定

応急仮設住宅は、大規模災害時に自らの資力では住宅確保ができない被災者に対して、一時的な居住の安定を図ることを目的に建設されるもので、建設は市町村長が実施しますが、災害救助法が適用された場合、知事が応急仮設住宅の建設を行います。

このため県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人千葉県建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会との間で「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、県の要請に基づき協会等が応急仮設住宅を提供する体制を整えています。

イ 被災した住宅の応急修理に係る協定

被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものです。

このため県は、一般社団法人全国木造建設事業協会との間で締結した上記アの協定を改定した「災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定」を締結し、応急仮設住宅だけでなく応急修理についても災害時に提供できる体制を整えています。

ウ 民間賃貸住宅の借り上げに係る協定

地震等の大規模な災害により住宅を失った被災者に対しては、災害救助法に基づき県が応急仮設住宅の建設を行うほか、被災規模や被災状況等を勘案したうえで、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げて提供します。

このため県は、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、同協会千葉県支部との間で「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、この協定に基づき、協会等から情報提供のあった賃貸住宅を県で借り上げ、住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅として提供することとしています。

エ 広域的な災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

首都圏直下等の大規模広域災害が発生した場合において、被災県内での応急仮設住宅の供給の不足に備え、都県が相互に賃貸型応急住宅の提供が行えるよう、関東ブロック9都県と宅地建物取引業協会等の関係団体との間で、民間賃貸住宅の被災者への提供に関する広域的な協定を締結しています。

※締結当事者

関係都県：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県

関係団体：関係都県宅地建物取引業協会（9団体）

全日本不動産協会関係都県本部（9団体）

全国賃貸住宅経営者協会連合会及び東京共同住宅協会（2団体）

オ 住宅復興に係る協定

大規模地震、風水害等の災害時に、被災した県民の住宅の早期復興を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構との間で住宅相談窓口の開設や、被災者の住宅相談への早期対応などを内容とする協定を締結しています。

この協定に基づき、住宅金融支援機構は、県からの要請のもと、被災地に住宅相談窓口の設置及び住宅金融支援機構職員の派遣、住宅再建に関する相談の実施、災害復興住宅融資の実施、機構融資の債務者に対する返済の猶予や返済期間の延長等の実施の措置等を講ずることにより、被災者の住宅復興を支援します。

(9) 長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進することを目的として「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行されました。

当法律に基づく認定制度は、新築を対象とした認定で開始され、平成28年4月1日からは既存住宅の増築・改築を対象とした認定も開始されました。さらに、令和4年10月1日には、既存住宅について建築行為を伴わない認定が開始されます。

県では、当法律に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、省エネルギーに関する性能及びバリアフリーの機能を有し、かつ、一定の住戸面積を有する住宅、居住環境の維持及び向上に配慮された住宅の他、自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮された住宅の建築計画及び維持保全計画を長期優良住宅の計画として認定を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進のため、法律や制度等の周知に努めています。

(10) 住宅の防犯

平成16年3月23日に「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」が制定され、平成16年10月1日に施行されました。

条例には、県民の平穏な生活の確保を目指して、安全で安心なまちづくり、すなわち犯罪の機会を減少させるための環境づくりと県民などによる犯罪防止のための自主的な活動についての理念が定められ、県や市町村、県民、事業者等が協働して施策を推進することで、安全で安心なまちづくりを促進していくこととなりました。

また、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的に、条例第18条第1項の規定により犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関し必要な基準である「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」が平成16年11月12日に告示され、住宅を建設、設計、供給する事業者及び共同住宅の所有者に対し、指針に基づき住宅の整備を行うよう努力規定が定められました。

県では、公益社団法人千葉県防犯協会や一般社団法人千葉県防犯設備協会による、防犯優良マンション・アパート認定制度などについて県ホームページに掲載するなど、防犯に関する制度の周知に努めています。

(11) その他の住宅関連施策

① 住宅の品質確保

平成11年6月に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が公布され、平成12年4月1日から施行されました。これにより、新築住宅の構造耐力上主要な部分等に対し、10年間の瑕疵担保責任の義務化や住宅性能表示制度の創設等が行われました。県では、関係団体の協力を得て住宅取得に関するトラブルの防止や万一のトラブルの際も消費者の立場から紛争を速やかに処理できるよう、法律、制度の周知・普及に努めています。

② 瑕疵担保責任の履行の確保

平成17年に発覚した構造計算書偽装問題では、住宅の品質確保の促進等に関する法律のなかで義務付けられている売主や請負人に対する10年間の瑕疵担保責任が売主や請負人の資産状況によっては果たされないことが明らかになりました。この問題を受けて、平成19年5月に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が公布され、平成21年10月1日から新築住宅の売主や請負人に対し保険加入又は供託による資力の確保が義務付けられています。県では、ホームページの掲載等を通じて法律、制度の周知・普及に努めています。

③ マンション建替えの円滑化

平成14年6月19日に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が公布され、平成14年12月18日に施行されました。これにより、法人格をもったマンション建替組合の設立や、建替えに合意しない所有者から権利を時価で買い取ることが可能になりました。平成26年にこの法律は「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改正され、さらに令和2年6月の一部改正により、除却の必要性に係る認定対象の拡充や、団地における敷地分割制度の創設等が行われました。

県では、法律、制度の周知に努めるとともに、市町村と連携してマンションの建替えが円滑に行われるよう支援しています。

④ 離職退去者への県営住宅の提供

平成20年秋に発生した世界的な金融危機の影響を受けて、国内景気が減速し、雇用情勢は急速に悪化しました。

県では、この雇用情勢の急激な悪化に対応した住宅支援策として、解雇等により住居の退去を余儀なくされた方（離職退去者）へ、緊急的に県営住宅を提供しています。

また、令和元年度末から流行している新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇止め等により、収入が途絶え、住居の確保が困難となった方を対象に、当面の居住の場として、県営住宅の提供を行っております。

（第20表参照）

第20表 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う住宅困窮者への県営住宅の提供

令和5年3月31日現在

種別	提供戸数 (入居決定戸数) <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	供与期間
県営住宅	40戸 (6戸) <4戸>(現在0戸)	令和2年4月30日～	5月17日以降 順次入居	最長1年間
計	40戸 (6戸) <4戸>			

4. 県営住宅の管理

(1) 県営住宅の管理状況

県が管理している県営住宅の管理戸数は、令和5年3月31日現在144団地、19,171戸（公営18,586戸、改良住宅489戸、地域特別賃貸住宅22戸、特定公共賃貸住宅74戸）です。（第21表参照）

構造別にみると、準耐786戸、中高層18,385戸です。

地域別にみると、千葉市が7,081戸と最も多く、次いで市原市2,180戸、船橋市1,260戸、成田市1,158戸、習志野市1,112戸の順で続き、以上5市で全体の66.7%を占めています。令和5年3月31日現在、県営住宅への入居状況は、入居戸数15,680戸、入居率83.8%です。（政策空家441戸を除く）

県営住宅の管理業務は、家賃の決定、入居者の募集、修繕など広範囲にわたっており、管理体制の充実を図るために、昭和47年度から財団法人千葉県都市公社（現 千葉県まちづくり公社）に業務を委託してきましたが、平成18年度から千葉県住宅供給公社が管理代行により実施しています。

第21表 〈県営住宅の管理戸数〉 令和4年度末 (単位:戸)

県		営		
公 営	改 良	地 域 特 賃	特 公 賃	計
18,586	489	22	74	19,171

(2) 管理業務

ア. 募 集

県では、県営住宅に空家が生じた場合の入居者募集（空家募集）を行っており、通常3か月毎（4月、7月、10月、1月）の公募により実施しています。

また、平成29年1月から、一部の県営住宅について常時入居募集を行っており、先着申し込み順に資格審査を行った上、順次入居できることとしています。

なお、3か月毎の定期募集の際には、母子・父子世帯、高齢者世帯、身障者世帯等に対して、当選率が有利になるように配慮しています。また、高齢者や障害者等のみが申込みできる住宅の募集も行なっています。令和4年度中の募集状況は、下表のとおりです。（第22表参照）

第22表 〈令和4年度 入居者募集状況〉

区 分	募集戸数 (A)	応募者数 (B)	応募倍率 (B) / (A)
公 営 住 宅	836	4,274	5.1
改 良 住 宅	19	112	5.9
合 計	855	4,386	5.1

イ. 家 賃

毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模及び建設時からの経過年数に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、決定することになっています。

ウ. 収入超過者等の現状と対策

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者のための住宅ですから、その趣旨を十分に活かすため、入居後3年を経過し、政令月収が158,000円（裁量階層は214,000円）を超える入居者については、収入超過者として認定され、通常の家賃に加えて割増賃料が徴収されるとともに、住宅を明け渡す努力義務が発生します。

また、入居後5年を経過し、政令月収が2年連続して313,000円を超える入居者は高額所得者として認定され、近傍同種の住宅の家賃の額が徴収されるとともに、住宅を明け渡す義務が発生します。

なお、改良住宅においては、入居後3年を経過し、政令月収が114,000円（裁量階層は139,000円）を超える入居者は収入基準超過者として認定され、割増賃料を支払う義務及び住宅を明け渡す努力義務が発生します。

県では、これらの収入超過者等に対し、退去先の県営住宅以外の公的資金による住宅の斡旋をしております。

第23表 〈収入超過者等の現状（令和4年度認定）〉 (単位:戸)

区 分	年度末入居者	収入超過者	高額所得者
公 営 住 宅	15,274	1,645	34
改 良 住 宅	366	48	—
合 計	15,640	1,693	34

a. 家賃の算定方法（公営住宅）

$$(i) \text{ (本来入居者の家賃)} = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \\ \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

$$(ii) \text{ (収入超過者の家賃)} = (\text{本来入居者の家賃}) + [(\text{近傍同種の住宅の家賃}) - (\text{本来入居者の家賃})] \\ \times (\text{割増率})$$

$$(iii) \text{ (高額所得者の家賃)} = (\text{近傍同種の住宅の家賃})$$

※「政令月収」とは、「公営住宅法施行令」（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める「収入」をいう。

入居しようとする家族全員の年間総所得から扶養控除額等を差し引いた後の額を12(ヵ月)で除した額。

●家賃算定基礎額及び各係数

○家賃算定基礎額

第24表のとおり国が設定しています。

第24表 〈入居者の政令月収に対する家賃算定基礎額〉

入居者の政令月収(円)	家賃算定基礎額(円)	備 考
0~104,000	34,400	原則階層
104,001~123,000	39,700	
123,001~139,000	45,400	
139,001~158,000	51,200	収入超過者及び裁量階層
158,001~186,000	58,500	
186,001~214,000	67,500	収入超過者
214,001~259,000	79,000	
259,001~	91,100	

○市町村立地係数

第25表のとおり国が設定します。

第25表 〈市町村立地係数〉

1.10	千葉市、市川市、船橋市
1.05	松戸市、習志野市、柏市、浦安市
1.00	流山市、我孫子市
0.95	木更津市、佐倉市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市
0.90	野田市、成田市、東金市、白井市、富里市、酒々井町
0.85	茂原市、袖ヶ浦市、印西市、大網白里市
0.80	銚子市、館山市、君津市、八街市、いすみ市、栄町
0.75	勝浦市、鴨川市、富津市、香取市
0.70	上記以外の市町村

○規模係数 戸当たり住戸専用面積=65㎡(政令)

○経過年数係数

第26表 〈経過年数算出方法〉

構造	算出方法
木造	$1 - 0.0087 \times \text{経過年数}$
木造以外	$1 - 0.0039 \times \text{経過年数}$

※ただし、平成16年10月1日時点で管理を開始していた住宅については、当該年度経過年数係数(上記算出方法により算出した数値)が平成16年度時点の経過年数係数(下記算出方法により算出した数値)を超える時は、平成16年度時点の経過年数係数とする。

第27表 (平成16年度時点の経過年数係数)

構造	算出方法
木造	$1 - 0.0177 \times \text{平成16年度までの経過年数}$
木造以外	$1 - 0.0114 \times \text{平成16年度までの経過年数}$

○利便性係数

県が県営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、当該県営住宅の設備の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1.3以下の範囲で定めます。

○収入超過者の家賃割増率

第28表 〈収入超過者の家賃割増率〉

政令月収※	収入超過者となつてからの期間	割増率
158,001円～186,000円	1年目	1/5
	2年目	2/5
	3年目	3/5
	4年目	4/5
	5年目以降	1

政令月収※	収入超過者となつてからの期間	割増率
186,001円～214,000円	1年目	1/4
	2年目	2/4
	3年目	3/4
	4年目以降	1
214,001円～259,000円	1年目	1/2
	2年目以降	1
259,001円以上	1年目以降	1

b. 家賃計算の例（令和元年度・木造以外）

千葉市（市町村立地係数 1.10）にある床面積63m²（規模係数 0.97）、築3年（経過年数係数 0.9883）の住宅で、利便性係数は0.90、近傍同種の住宅の家賃は100,000円とする。

・例1 政令月収135,000円の場合

$$45,400円 \times 1.10 \times 0.97 \times 0.9883 \times 0.90 \doteq 43,000円$$

・例2 政令月収210,000円の場合

$$67,500円 \times 1.10 \times 0.97 \times 0.9883 \times 0.90 \doteq 64,000円$$

（収入超過者となつてから1年目の場合の家賃）

$$64,000円 + (100,000円 - 64,000円) \times 1/4 = 73,000円$$

《用語の説明》

【政策空家】

公営住宅の空家のうち、老朽化等による順次建替や住居改善等が必要なため、募集停止しているものをいう。

【本来入居者】

公営住宅の使用者で、その収入が入居の条件となる収入の基準内（一般県営住宅：月額158,000円以内、改良住宅：月額114,000円以内）の者及び収入の基準を超えるが入居期間が3年未満の者をいう。

【収入超過者】

公営住宅に引き続き3年以上入居しており、入居収入基準を超える収入がある者をいう。

【高額所得者】

公営住宅に引き続き5年以上入居しており、最近2年間引き続き公営住宅法施行令で定める基準を超える収入がある者をいう。その基準は月額313,000円である。

【近傍同種の住宅の家賃】

民間住宅の家賃とほぼ同程度になるよう、公営住宅法施行令において定められた方法により算定された家賃をいう。

【家賃算定基礎額】

入居者の収入に応じて設定されるもので、いわゆる応能部分であり、具体的には公営住宅法施行令第2条第2項に規定する収入区分ごとに定まる額である。

【裁量階層】

「特に居住の安定を図る必要がある」（公営住宅法第23条）世帯として入居収入基準の緩和が図られた世帯をいう。具体的には、高齢者世帯、障害者世帯、戦傷病者世帯、被爆者世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯及び子育て世帯がこれに当たる。

5. 東日本大震災対応

(1) 応急仮設住宅等の提供

県では、東日本大震災後、県内・県外の被災者の方に県営住宅等及び応急仮設住宅を次のように提供しました。なお、生活再建が進んだ結果、県内被災者については平成26年5月に全世帯の退去が完了しております。

① 県内被災者等向け（災害救助法によらないもの）

震災後、直ちに住宅の確保にとりかかり、平成23年3月17日から県内全域の被災者を対象として、県営住宅、市町村営住宅、及び国家公務員宿舎を提供しました。（第29表参照）

第29表 〈県内被災者向け応急仮設住宅の提供状況（災害救助法によらないもの）〉

種別	提供戸数 (入居決定戸数) 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	供与期間
県営住宅	89戸 (53戸) 〈16戸〉 うち旭市 1戸 香取市 2戸	(第1次) 旭市・香取市・山武市 ・九十九里町 3月17日～22日	3月25日以降 順次入居	最長3年間
市町村営住宅	8市町から 28戸 (6戸) 〈3戸〉	(第2次)千葉県内 3月23日～23日		
国家公務員宿舎	千葉県内 392戸 (35戸) 〈17戸〉	(第3次)千葉県内 3月26日～31日		
計	509戸 (94戸) 〈36戸〉			

② 県内被災者等向け（災害救助法による応急仮設住宅）

災害救助法が適用された県内の6市1区1町のうち、旭市から200戸、香取市から30戸の応急仮設住宅建設の要請があり、あわせて230戸建設しました。その他、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供しました。（第30表参照）

第30表 〈県内被災者向け応急仮設住宅の提供状況（災害救助法によるもの）〉

種別	提供戸数 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	供与期間 (期限)
応急仮設住宅 (建設型)	旭市 200戸 香取市 30戸 計 230戸 〈230戸〉	旭市・香取市 3月22日～31日	(香取市) 5月10日以降 (旭市) 5月11日及び 18日以降	3年間 (平成26年5月)
応急仮設住宅 (借上げ型)	災害救助法適用 6市1区1町及びその周辺市町 608戸 〈31戸〉	旭市・香取市・ 山武市・九十九里町 3月22日～31日	4月15日以降 順次入居	3年間 (平成26年4月)
計	838戸 〈261戸〉			

③ 県外被災者等向け

県外の被災者や、福島第1原発事故に伴う避難指示が出ている区域等に住居がある者を対象に、県営住宅、市町村営住宅、及び県職員住宅を提供しました。(第31表参照)

第31表 〈県外被災者向け応急仮設住宅の提供状況〉

種別	提供戸数 (入居決定戸数) <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	県外被災者 入居戸数 (令和5年3月)
県営住宅	66戸 (46戸) <37戸> 内2戸は県内被災者	平成23年4月7日 ～ 同年4月14日	4月28日以降 順次入居	県外被災者 入居戸数 (令和5年3月)
市町村営住宅	25戸 (16戸) <14戸>			
県職員住宅等	56戸 (22戸) <11戸> 内1戸は県内被災者			
計	147戸 (84戸) <62戸> 内3戸は県内被災者			2戸

(2) 東日本大震災復興交付金

東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を確保する観点から、東日本大震災復興特別区域法によって定められている地域の円滑、迅速な復興を支援するため、国の平成23年度補正予算により財政措置された交付金です。

県内では、この交付金を活用して香取市と旭市が平成24年度から応急仮設住宅の入居者等のために災害公営住宅整備事業を活用し旭市は33戸、香取市は16戸の災害公営住宅を整備しました。我孫子市では平成24年度から東日本大震災により住宅や道路等の公共施設に大きな被害を受けた同市布佐東部地区において、良好な住宅地としての再生を図るため小規模住宅地区改良事業を活用し不良住宅の除却53戸、改良住宅の整備11戸を実施しました。

<災害公営住宅整備事業>

災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な者に対して安定した生活を確保するために賃貸する公営住宅を整備する事業。

<小規模住宅地区改良事業>

不良住宅（被災家屋）が集合すること等により生活環境が悪化している地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する事業。

(3)「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）

東日本大震災による津波により滅失し、又は損壊した住宅の再建に係る事業を行う市町村を支援するため、千葉県東日本大震災市町村復興基金（津波被災住宅再建支援分）を活用し、被災市町村に交付金を交付しました。

財源は、国の補正予算（平成25年2月）により加算措置された「津波被災地域の住民の定着促進」を目的とする震災復興特別交付金です。

交付市町村は、国の交付税算定の対象となった津波被災（全壊）住宅の所在する旭市他3市町村です。該当市町村では、県からの交付金を市町村の基金に積み立てた後、複数年かけて事業を実施しました。

(4)被災者住宅再建資金利子補給事業

東日本大震災による被災から住宅の復興を促進するため、被災住宅に代わる住宅を新築、購入又は補修を行うために必要な資金を被災者等が金融機関から借り入れ、市町村が当該被災者等に対して利子補給を行う場合に、県は市町村に対してその利子補給額の一部を補助しています。

※平成29年度末をもって新規申込受付を終了しました。

住宅課における地震発生からの対応経過

日付	項目	内容	
平成 23年	3月11日	地震発生	県内39市町村、64,591棟の住宅等に被害
	3月12日	国家公務員住宅・公営住宅の一時提供の検討	市町村に使用可能住戸の確認を依頼
	3月13日	応急仮設住宅供給の検討	(社)プレハブ建築協会に事前準備の依頼 (社)千葉県宅地建物取引業協会等へ事前準備を依頼
	3月15日	災害救助法適用のあった市町村へ応急仮設住宅の要望の有無を照会	旭市、香取市、山武市、九十九里町
	3月15日	千葉県宅地建物取引業協会等へ協力要請	民間賃貸住宅の空室照会を依頼
	3月16日	「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者の住宅の確保について」を発表	県営住宅等の入居の手続きを開始(災害救助法適用市町村3月17日から、県内全市町村3月23日から)
	3月19日	応急仮設住宅(建設型住宅)の要請	(社)プレハブ建築協会に230戸の建設を文書で要請
	3月23日	応急仮設住宅の要望があった災害救助法適用市町村へ民間賃貸空家情報を提供及び受付開始	旭市、香取市、山武市、九十九里町
	3月23日	応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の要請	(社)千葉県宅地建物取引業協会等に民間賃貸住宅の提供を文書で要請
	3月24日	災害救助法適用市町村へ国家公務員住宅、公営住宅の提供(第1次入居者決定)	旭市、香取市、山武市、九十九里町 (3月25日から順次入居)
	3月24日	国家公務員住宅、公営住宅の提供(第2次募集)	千葉県内の被災者へ提供
	3月24日	災害救助法適用のあった団体へ応急仮設住宅の要望の有無を照会	千葉市、習志野市、我孫子市、浦安市
	3月28日	国家公務員住宅、公営住宅の提供(第二次入居者決定)	千葉県内の被災者へ提供
	3月30日	応急仮設住宅の賃貸契約締結(三協フロンテア)	
	3月30日	被災者住宅再建資金利子補給事業に係る検討を本格化	
	4月1日	応急仮設住宅着工	香取市(30戸)、旭市(200戸)
	4月7日	県外被災者へ公営住宅等の一時入居募集開始	県営住宅・市町村営住宅・県職員住宅
	4月15日	応急仮設住宅民間賃貸借上げ入居	旭市(23件)、香取市(7件)、山武市(1件)
	4月18日	県外被災者へ公営住宅等の一時入居決定及び各住宅管理者への通知	
	4月27日	被災者住宅再建資金利子補給事業について市町村へ情報提供	概要及び5月補正で予算措置後に実施予定である旨を情報提供
5月9日	応急仮設住宅完成	佐原地区30戸	
5月10日	「被災者住宅再建資金利子補給事業」等についてを千葉県銀行協会等へ送付	被災者住宅再建資金利子補給事業への協力依頼及び住宅リフォームローンの融資条件緩和等の配慮依頼	
5月10日	応急仮設住宅完成	旭中央地区50戸	
5月17日	応急仮設住宅完成	旭飯岡地区150戸	
平成 26年	4月14日	応急仮設住宅民間賃貸借上げ退去完了	
	5月8日	応急仮設住宅退去完了	佐原地区
	5月9日	応急仮設住宅退去完了	旭中央地区
	5月17日	応急仮設住宅退去完了	旭飯岡地区

6. 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による災害対応

(1) 災害救助法による応急修理

災害救助法に基づき被災した住宅の応急修理を行っています。応急修理は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的とした制度で、市町村に事務を委任して実施しました。令和元年の災害から、半壊に準じる程度の損傷を受けた一部損壊(準半壊)の住家について対象が拡大されました。

なお、令和3年8月31日時点で、申請があった全ての応急修理が完了しています。

(第32表参照)

第32表 (応急修理受付件数)

区分	申請数	完了・支給件数
半壊以上	2,966	2,966
一部損壊(準半壊)	3,188	3,188

(2) 応急仮設住宅等の提供

県では、災害発生後、被災者の方に県営住宅等及び応急仮設住宅を次のように提供しました。

① 県内被災者等向け(災害救助法によらないもの)

災害発生後、直ちに住宅の確保にとりかかり、令和元年9月16日から県内全域の被災者を対象として、県営住宅及び国家公務員宿舎を提供しました。(第33表参照)

第33表 (県内被災者向け公営住宅等の提供状況(災害救助法によらないもの))

令和5年3月31日現在

種別	提供戸数 (入居決定戸数) <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	供与期間
県営住宅	72戸 (63戸) <6戸>	令和元年9月16日 ~令和2年8月31日	9月25日以降 順次入居	最長1年間
国家公務員宿舎	千葉県内 63戸 (27戸) <3戸>	令和元年9月26日 ~令和2年8月31日		
計	165戸 (90戸) <9戸>			

② 県内被災者等向け（災害救助法による応急仮設住宅）

災害救助法が適用された県内の25市15町1村にて、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供しました。（第34表参照）

第34表 県内被災者向け応急仮設住宅の提供状況（災害救助法によるもの）

種別	提供戸数	入居希望受付期間	入居開始	供与期間 (期限)
応急仮設住宅 (賃貸型)	災害救助法適用 25市15町1村 616戸	令和元年10月10日 ～令和2年8月31日	10月10日 以降順次入居	入居から2年間
計	616戸			

(3) 災害復興住宅資金利子補給事業

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災から住宅の復興を促進するため、被災住宅に代わる住宅を新築、購入又は補修を行うために必要な資金を被災者等が金融機関から借り入れ、市町村が当該被災者等に対して利子補給を行う場合に、県は市町村に対してその利子補給額の一部を補助しています。

※令和3年度末をもって新規申込受付を終了しました。

住宅課における台風通過からの対応経過

日付	項目	内容	
令和 元 年度	9月9日	台風第15号通過	県内54市町村、79,940棟の住家に被害
	9月12日	災害救助法適用発表(適用は9月9日から)	
	9月12日	住宅金融支援機構の災害復興融資等の情報提供	災害協定に基づく情報提供を市町村宛て周知
	9月13日	災害救助法適用市町村へ応急仮設住宅の要望有無の照会	
	9月16日	県営住宅等の無償提供受付開始	9月15日報道発表
	9月18日	住宅リフォーム事業者等を紹介するホームページ掲載	ちば安心住宅リフォーム推進協議会、国交省の住まい再建事業者検索サイト等の紹介
	9月20日	ちば安心住宅リフォーム推進協議会へ台風第15号の影響による住宅被害に関する相談窓口設置を依頼	
	9月24日	災害救助法適用市町村へ応急仮設住宅の要望有無の照会	
	9月25日	ちば安心住宅リフォーム推進協議会による住宅被害相談窓口の設置(初日は鋸南町に開設)	以降、計15市町村に開設 電話相談窓口は10月4日から受付
	9月27日	応急修理実施要領決定・市町村へ通知	9月25日付けの応急救助の実施に関する通知(県防災危機管理部長から市町村宛て)を受け、実施要領を決定
	10月3日	応急修理及び応急住宅に関する市町村担当者説明会実施	安房・君津郡市は個別に訪問して説明したため、他の市町村向け 成田土木・長生合庁の会議室で実施
	10月4日		
	10月7日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を1か月延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	10月8日	応急修理の一部損壊への対象拡大に関する市町村説明会実施	内閣府による説明(10月7日報道発表内容)
	10月8日	応急修理実施要領改定・市町村へ通知	消費税増税等に伴う限度額改定(10月1日付け)
	10月10日	賃貸型応急住宅の募集開始	10月9日報道発表
	10月10日	「住宅の被害を受けた方への支援策の周知等について」市町村へ通知	防災危機管理部長、健康福祉部長、県土整備部長の連名通知
	10月12日	台風第19号通過	県内29市町村、6,627棟の住家に被害
	10月17日	応急修理の一部損壊への対象拡大に関する市町村説明会実施	内閣府による説明(準半壊の判定方法等の説明)
	10月23日	災害救助法告示改正	応急修理の一部損壊への対象拡大
	10月24日	(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会との打合せ	修理の見積等を行う相談窓口設置等への協力要請、災害協定の変更協議
	10月25日	応急修理実施要領改定・市町村へ通知	告示改正による応急修理の一部損壊への対象拡大
	10月25日	令和元年10月25日の大雨が発生	県内26市町村、4,816棟の住家に被害
	10月25日	市町村窓口応援職員向け説明会(11月1日、8日 計3回開催)	補助金及び応急修理の受付窓口へ派遣される県職員向け説明会(建築指導課主催)
	10月28日	他県から安房郡市への応援職員向け説明会	南房総市役所で実施
	10月29日	一部損壊に対する支援(補助金・応急修理)の受付開始	準備ができた市町村から順次開始
	11月1日	災害救助法適用市町村へ応急仮設住宅の要望有無の照会	
	11月1日	全木協の被災住宅応急修理事業登録説明会に参加	全木協の相談窓口事業に参加する事業者向け説明会以降、数回開催
	11月6日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和2年3月31日まで延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	11月6日	「災害時における木造の応急仮設住宅の建設等に関する協定書」変更協定締結	(一社)全国木造建設事業協会との災害協定に、被災した住宅の修理に関する内容を追加
11月7日	(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会による被災住宅工事相談窓口の設置	10月6日報道発表 電話及び市町村窓口(安房郡市)に設置	
11月13日	全木協の千葉県被災住宅応急修理事業見積勉強会に参加	全木協の相談窓口事業に参加する事業者による勉強会以降、数回開催	
1月27日～	千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、郵便局、信組・信金協会、への協力要請	全木協の相談窓口の周知協力依頼、ポスター等の配付	
3月2日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和2年9月30日まで延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)	

令和 2 年度	5月15日	一部県営住宅の募集受付の終了についてホームページに掲載	県営住宅(16団地30戸)について募集受付を終了(申込期限:5月25日)
	6月30日	無償提供住宅の募集受付の終了について市町村へ通知	
	7月1日	無償提供住宅の募集受付の終了についてホームページに掲載	
	8月31日	令和元年台風15号等の被災者に対する無償提供住宅の募集受付を終了	
	8月31日	令和元年台風15号等における賃貸型応急住宅の申込受付を終了	
	9月24日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和2年12月31日まで延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	9月30日	ちば安心住宅リフォーム推進協議会による住宅被害相談窓口を終了	
	12月24日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年3月31日まで延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	12月31日	(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会による被災住宅工事相談窓口の終了	
	3月24日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年5月31日まで延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
令和 3 年度	5月27日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年6月30日まで延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	6月25日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年8月31日まで延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	8月31日	応急修理完了	
	11月9日	一般社団法人千葉県居住支援法人協議会による相談窓口設置※	応急住宅入居者からの今後の住まいに係る電話相談にワンストップで対応する相談窓口を設置、専門知識や実務経験を有する相談員が随時対応した。 個別訪問27件
	12月26日	住まいの確保に向けた講習会及び相談会開催(館山市)	相談者10名
	1月23日	住まいの確保に向けた講習会及び相談会開催(君津市)	相談者5名
令和 4 年度	10月23日	賃貸型応急住宅の入居者全員が契約期間満了	
	2月28日	一般社団法人千葉県居住支援法人協議会による相談窓口を終了	

※「一般社団法人千葉県居住支援法人協議会」は、住宅確保を必要とする方々への支援を行う団体として、県が指定した居住支援法人が、相互に情報を共有することで幅広い支援を連携して行っていくことを目的に設置された法人で、県が指定した26法人のうち、11法人が参加している。

Ⅲ 組織と予算

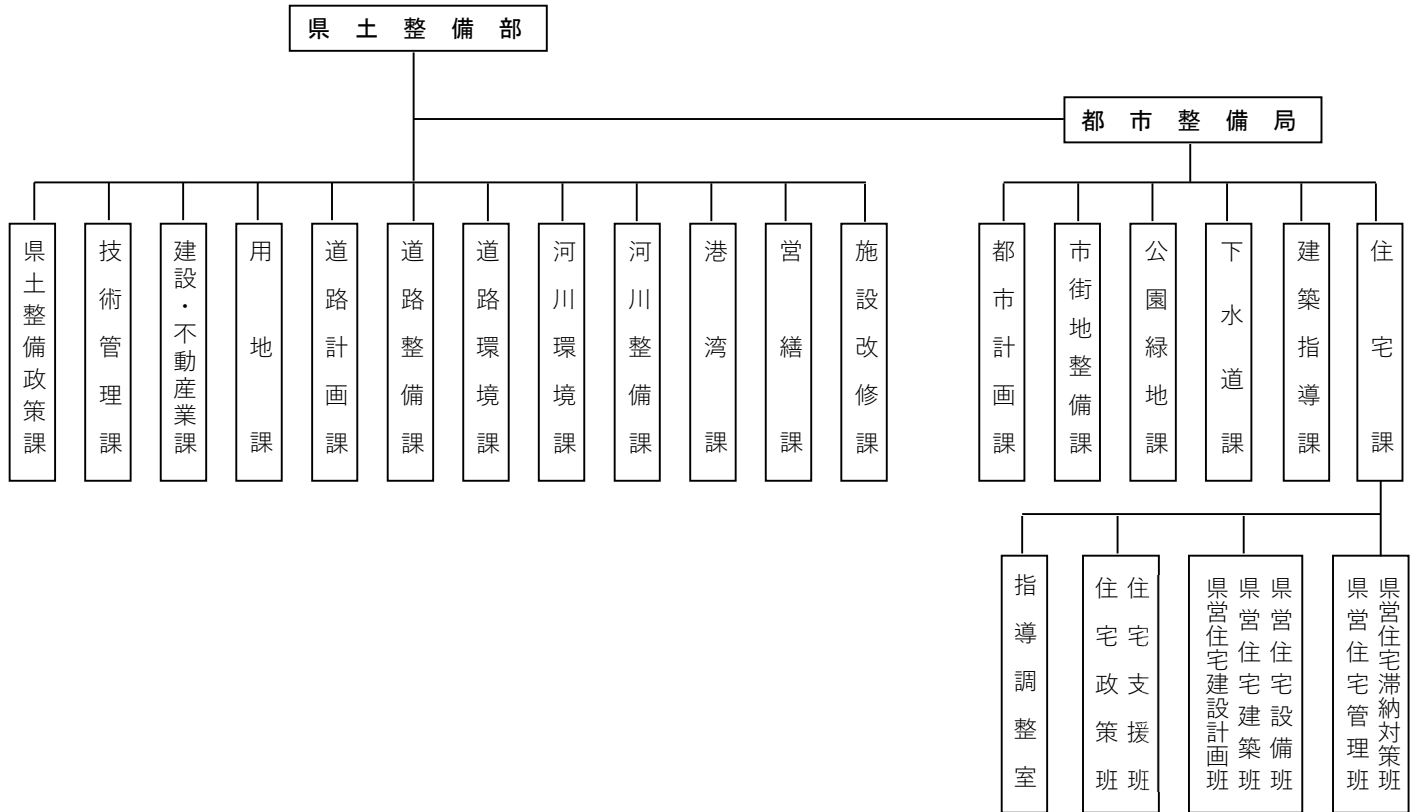
1. 組織

(1) 沿革

(令和5年4月1日現在)

年次	事項	年次	事項		
昭和35	<p>5月1日土木建築課の一部と衛生民生部厚生課の一部(県営住宅部門)が合併して土木部に住宅課が新設される。 庶務係(6)、管理係(5)、建設係(6)、融資住宅係(5)、公営住宅係(4)、5係26名(事務15名、技術11名)</p> <p>36 都町県営住宅用地取得のため住宅用地係(2)が新設される。 6係31名(事務16名、技術15名)</p> <p>37 6係35名(事務18名、技術17名)</p> <p>38 管理係が管理第一係、管理第二係に分離する。 7係36名(事務17名、技術19名) 7月住宅相談所を設置する。</p> <p>39 7係39名(事務16名、技術23名)</p> <p>40 住宅用地係が宅地開発係(3)と宅地指導係(4)に分離する。 8係42名(事務19名、技術23名) 7月16日土木部に宅地課が新設され宅地開発係と宅地指導係が吸収される。住宅相談所を住宅・宅地相談所に改称する。</p> <p>41 6係34名(事務15名、技術19名)</p> <p>44 管理第一係、管理第二係が住宅計画係と管理係となる。 6係35名(事務18名、技術17名)</p> <p>46 都市部(6課)が新設され、都市部住宅課となる。 6係39名(事務20名、技術19名)</p> <p>47 4月県営住宅管理事務の一部を財団法人千葉県都市公社に委託する。 6係35名(事務16名、技術19名)</p> <p>48 6係34名(事務15名、技術19名)</p> <p>49 6係40名(事務20名、技術20名)</p> <p>50 5月17日設備係が新設される。 7係41名(事務19名、技術22名)</p> <p>53 7係45名(事務20名、技術25名)</p> <p>56 7係47名(事務20名、技術27名)</p> <p>58 7係1班1所47名(事務20名、技術27名)</p> <p>60 7係2班1所49名(事務22名、技術27名)</p> <p>61 1室5係3班1所48名(事務24名、技術24名)</p> <p>62 1室5係3班1所50名(事務24名、技術26名)</p> <p>63 1室5係4班1所50名(事務24名、技術26名)</p>	8	住宅宅地相談所を住まい情報センターと名称変更する。2室1係11班1センター57名(事務31名、技術26名)		
		9	建設調整班を事業計画班、用地班を事業対策班と名称変更する。2室1係11班1センター58名(事務31名、技術27名)		
		10	住宅整備室が新設され、事業計画班と事業対策班を統合し事業推進班に、建設事業班と建替改善班を統合し建設班に名称変更する。また、住宅施策推進室が廃止され、公営住宅班と住宅地供給班を統合し地域住宅施策班に名称変更する。2室1係8班1センター56名(事務29名、技術27名)		
		11	住宅整備室に改修計画班が新設され、庶務係が廃止される。2室9班1センター56名(事務27名、技術29名)		
		12	2室9班1センター56名(事務27名、技術29名)		
		13	改修計画班が廃止され建設班が建設改修班に名称変更。 2室8班1センター54名(事務26名、技術28名)		
		14	2室8班1センター54名(事務27名、技術27名)		
		15	4室(住宅政策室、住宅建設支援室、県営住宅整備室、県営住宅管理室)1センター54名(事務29名、技術25名)		
		16	4室1センター56名(事務32名、技術24名)		
		17	4室54名(事務31名、技術23名) 住まい情報センターを閉鎖し、千葉県住宅供給公社・住まい情報プラザに相談業務を移行する。		
		18	4室55名(事務33名、技術22名)		
		19	4室54名(事務31名、技術23名)		
		21	4室53名(事務29名、技術24名)		
		22	4室51名(事務28名、技術23名) 住宅建設支援室を廃止し指導調整室を新設		
		23	4室51名(事務29名、技術22名)都市整備局が設置され県土整備部都市整備局住宅課となる。		
		24	4室49名(事務27名、技術22名)		
		25	1室7班46名(事務24名、技術22名)指導調整室を除く3室が住宅政策班、住宅支援班、県営住宅建設計画班、県営住宅建築班、県営住宅設備班、県営住宅管理班、県営住宅滞納対策班の7班体制となる。		
		26	1室7班46名(事務23名、技術23名)		
		29	1室7班45名(事務22名、技術23名)		
		30	1室7班46名(事務23名、技術23名)		
		令和4	1室7班45名(事務22名、技術23名)		
		5	1室7班44名(事務21名、技術23名)		
		平成元	1室5係4班1所52名(事務27名、技術25名)		
			2 1室4係6班1所53名(事務28名、技術25名)		
			3 1室4係6班1所52名(事務27名、技術25名)		
			6 住宅推進班が民間住宅班(4)と公営住宅班(3)に分離する。 1室1係10班1所52名(事務27名、技術25名)		
			7 住宅施策推進室が新設され、宅地課宅地供給班を住宅地供給班と名称変更し、移行する。 2室1係11班1所57名(事務33名、技術24名)		

(2) 組織図



(3) 住宅課事務分掌（令和5年4月1日現在）

課長（事務）

副課長（兼）指導調整室長（事務1）

副課長（技術1）：住宅政策に関すること

副課長（技術1）：県営住宅整備に関すること

副課長（事務1）：県営住宅管理に関すること

主幹（事務1）：公社指導業務の総括に関すること

室名	分掌事務
指導調整室 （事務4名） （技術1名）	1 職員の人事サービスに関すること 2 議会関係に関すること 3 予算・決算に関すること 4 社会資本総合整備計画に関すること 5 会計実地検査の総合調整に関すること 6 国庫金の申請・受入・精算に関すること 7 住宅供給公社に関すること
住宅政策班 （事務1名） （技術5名）	1 住宅施策の企画立案及び調整に関すること 2 千葉県住生活基本計画に関すること 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること 4 高齢者居住安定確保計画に関すること 5 応急仮設住宅等の供給に関すること 6 リフォーム推進に関すること 7 空き家対策の推進に関すること 8 千葉県あんしん賃貸支援事業の推進に関すること

住宅支援班 (事務2名) (技術2名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村公営住宅の整備に関する事 2 社会資本整備総合交付金に関する事(市町村分) 3 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に関する事 4 マンションの管理の適正化の推進に関する事 5 マンションの建替え等の円滑化に関する事 6 サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する事
県営住宅 建設計画班 (事務2名) (技術3名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営住宅整備の国費・県費の計画執行・管理及び申請に関する事 2 工事等に係る契約及び支払いに関する事 3 県営住宅用地事務に関する事 4 積算基準・単価・歩掛り及び設計基準に関する事 5 建替・改修工事を伴う建築物の用途廃止及び住替えに関する事 6 県営住宅整備に係る地元住民・市町村及び関係機関との協議に関する事 7 県営住宅等長寿命化計画に関する事 8 県営住宅の建替・改善事業等に係る移転補償・工事補償等に関する事 9 県営住宅の建設・改修に関する事
県営住宅建築班 (技術6名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営住宅の設計・積算及び工事監理に関する事(建築関係) 2 県営住宅の建設・改修に関する事(建築関係) 3 県営住宅整備に係る地元住民・市町村及び関係機関との協議に関する事
県営住宅設備班 (技術4名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営住宅の設計・積算及び工事監理に関する事(設備関係) 2 県営住宅の建設・改修に関する事(設備関係) 3 県営住宅整備に係る地元住民・市町村及び関係機関との協議に関する事
県営住宅管理班 (事務6名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営住宅の管理に関する事 2 管理代行業務に関する事 3 県営住宅の入退去に関する事 4 県営住宅の家賃及び敷金に関する事 5 駐車場の有料化に関する事
県営住宅 滞納対策班 (事務3名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営住宅の家賃滞納整理に関する事 2 県営住宅家賃滞納に係る和解・訴訟に関する事

2. 予 算

(1) 住宅課予算の推移

(単位：千円)

年度	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
歳出予算額	6,097,488	6,363,220	5,936,292	5,882,010	6,159,517	6,392,427	7,231,827	7,143,685	7,165,888	7,432,173

(2) 令和5年度予算

(単位：千円)

事業名 ○概要	歳出 予算額	歳入					一般財源
		国庫支出金	使用料及び 手数料	財産収入	諸収入	起債	
県営住宅管理費	3,220,767		4,414,525	14,190	1,080		△1,209,028
○人件費、県営住宅管理代行費、その他							
公営住宅建設事業	2,336,193	1,039,911			11	1,295,100	1,171
○県営住宅建設工事費、その他							
公営住宅建設関連整備事業	128,580					82,100	46,480
○県営住宅建設工事関連整備費、その他							
廃止県営住宅解体等処分事業	446,980					399,500	47,480
○廃止県営住宅解体に係る工事費、その他							
《房総半島台風等対応》							
災害復興住宅資金利子補給事業	4,256				4,256		0
○災害復興住宅資金利子補給							
サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業	260,000						260,000
○サービス付き高齢者向け住宅に係る建設費補助制度							
千葉県住生活基本計画推進事業	3,697	3,048					649
○千葉県すまいづくり協議会等の開催等							
空き家等対策推進事業	7,000						7,000
○市町村が行う空き家の実態把握調査の経費に対する補助制度							
住まい情報プラザ業務事業	1,288	579					709
○住まい情報に係る県民サービス事業							
住宅リフォーム促進事業	2,575	1,159					1,416
○住宅リフォーム相談会・講習会の開催等							
住宅新築資金等貸付助成事業	156	104			52		0
○市町村が行う償還事業への助成							
マンション管理支援事業	490	220					270
○分譲マンション管理基礎講座の開催、諸問題について市町村との意見交換 研究会の開催等							
特定優良賃貸住宅家賃補助事業	20	10					10
○特定優良賃貸住宅に係る家賃補助制度							
地域住宅交付金事務費	10,046	10,046					0
○人件費、その他							
住宅建設等運営費	6,448				12		6,436
○人件費、その他							
千葉県住宅供給公社転貸債繰出金	1,003,677				1,003,677		0
○転貸債の償還元金							
計	7,432,173	1,055,077	4,414,525	14,190	1,009,088	1,776,700	△837,407

IV 參考資料

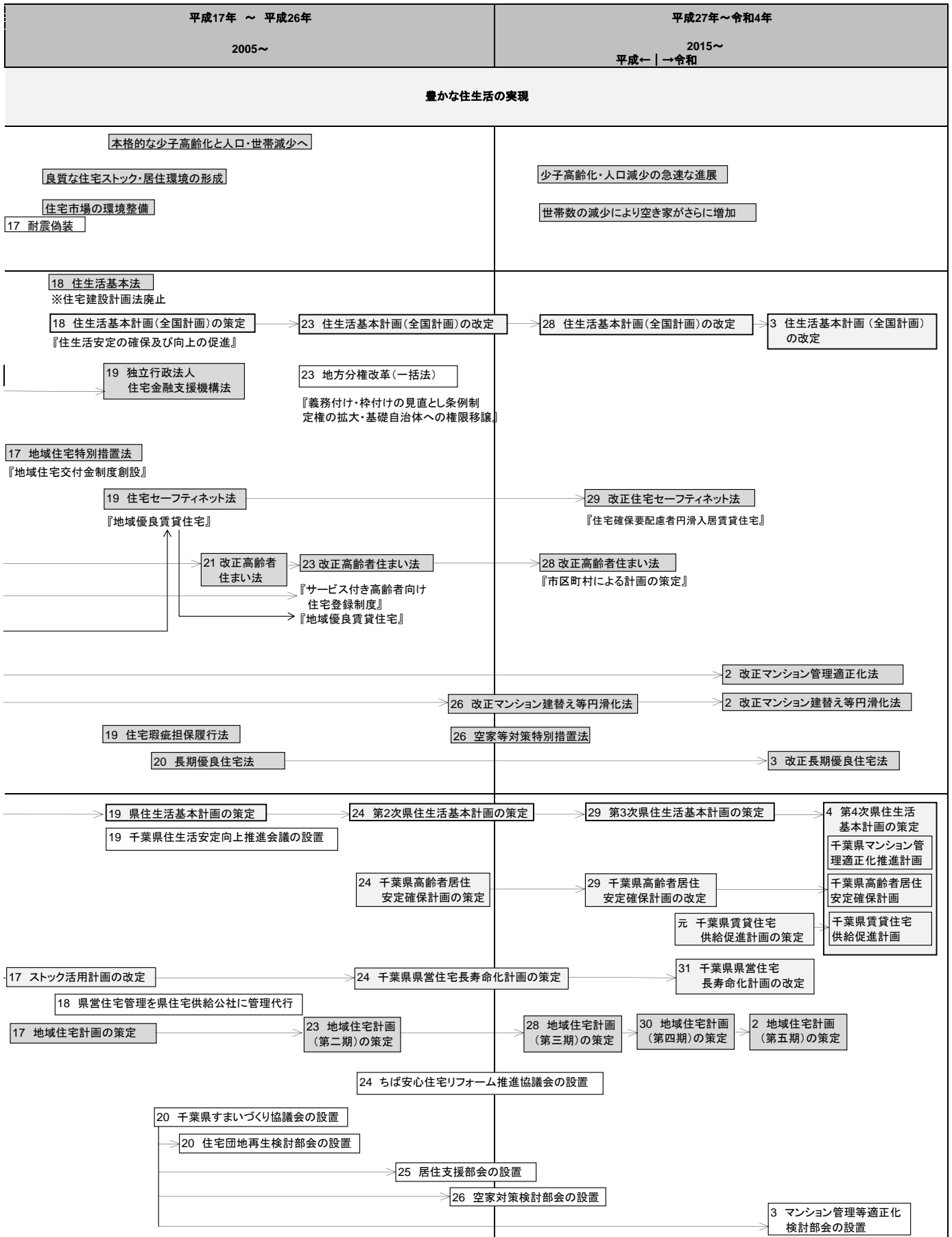
1. 住宅政策の変遷

住宅政策の変遷

年代	昭和20年代 1945～	昭和30年代 1955～	昭和40年代 1965～	昭和50年代 1975～
住宅政策の方向性	絶対的な住宅不足への対応		大都市への人口集中・世帯増への対応	量の重視から質の重視へ
住宅の実態	25 住宅不足340万戸 27 住宅不足316万戸 29 地方交付税制度 30 住宅不足272万戸		43 住宅難世帯360万戸 43 全国的に住宅数が世帯数を上回る 第一次オイルショック すべての都道府県で住宅数が世帯数を上回る 公営住宅大量供給時代	
国の主要な住宅政策等の動向・公営住宅制度	25 住宅金融公庫法 26 公営住宅法	30 日本住宅公団法 34 公営住宅法改正 『収入超過者措置の導入・公営住宅の施策対象の縮小』	41 住宅建設計画法 41 第一期五箇年計画 『一世帯一住宅の実現』 46 第二期五箇年計画 『一人一室規模の住宅建設』 44 公営住宅法改正 『建替規定の追加、用地費補助の廃止、家賃収入の導入』 40 地方住宅供給公社法	51 第三期五箇年計画 『最低・平均居住水準目標の設定』 56 第四期五箇年計画 『住環境水準の設定』 56 住宅都市整備公団法 55 公営住宅法改正 『高齢者等の単身入居』 58 HOPE 計画
県の主要な住宅政策等の動向		35 県営住宅管理条例の制定 39 市町村営住宅建設事業補助金要綱の制定	40 住宅数が世帯数を上回る 41 千葉ニュータウン着手 44 県都市公社(現まちづくり公社)設立 46 店舗併用県営住宅の建設 47 県営住宅管理を県都市公社(現まちづくり公社)に委託 47 成田ニュータウン着手 49 住宅建設利子補給事業補助金交付要綱の制定	50 県営住宅管理戸数が1万戸を超える 52 身体障害者向け住戸の併設 53 居住水準向上のための改善工事/増築 HOPE計画策定の推進

住宅政策

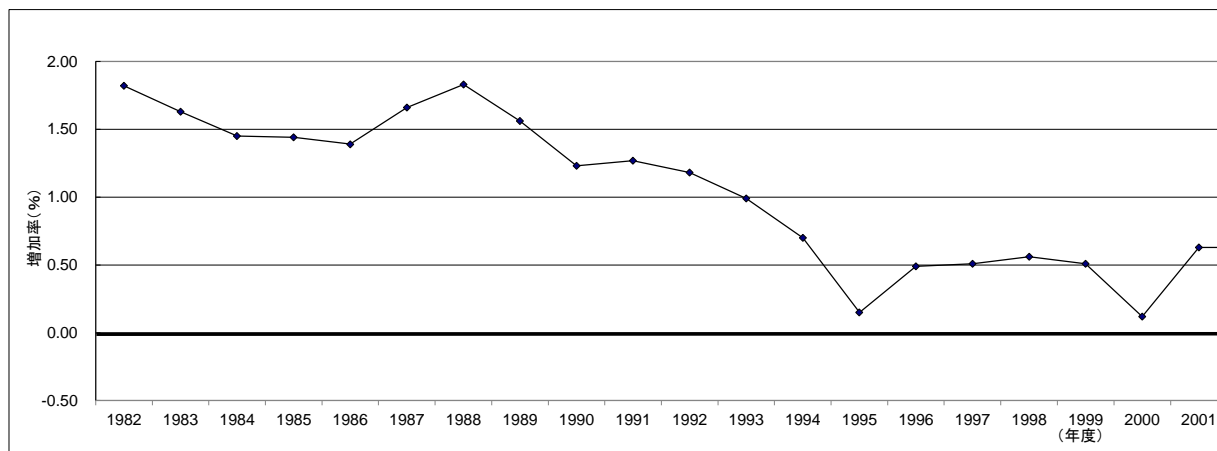
年代	昭和60年代 ~ 平成6年 1985~ 昭和← →平成	平成7年 ~ 平成16年 1995~
住宅政策の方向性	良質な住宅ストック形成多様性の対応	ストックの重視・市場重視
住宅の実態	<p>地価高騰／バブル</p> <p>大都市勤労者の持家取得の困難化</p> <p>中堅層賃貸住宅不足</p>	<p>7 阪神・淡路大震災</p>
国の主要な住宅政策等の動向・公営住宅制度	<p>61 第五期五箇年計画 『誘導居住水準目標の設定』</p> <p>3 第六期五箇年計画 『誘導居住水準達成に向けた政策展開』</p> <p>62 シルバーハウジングプロジェクト</p> <p>4 公共賃貸住宅建替10箇年戦略</p> <p>61 地域特別賃貸住宅制度</p> <p>5 特定優良賃貸住宅法 『特定優良賃貸住宅制度』</p>	<p>8 第七期五箇年計画 『居住水準目標達成に向けた施策展開』</p> <p>13 第八期五箇年計画 『ストック重視・市場重視』</p> <p>10 都市基盤整備公団法</p> <p>15 独立行政法人都市再生機構法</p> <p>8 改正公営住宅法 『一種・二種の廃止、買取借上方式の導入、家賃対策補助の導入』</p> <p>12 公営住宅ストック総合改善制度創設</p> <p>16 三位一体改 『税源移譲による家賃対策補助の廃止』</p> <p>10 高齢者向け優良賃貸住宅認定制度</p> <p>13 高齢者住まい法 『高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度』 『高齢者専用賃貸住宅登録制度』 『高齢者向け優良賃貸住宅認定制度』</p> <p>12 マンション管理適正化法</p> <p>14 マンション建替え円滑化</p> <p>12 住宅の品質確保に関する法律 『住宅性能表示制度』</p>
県の主要な住宅政策等の動向	<p>HOPE計画策定の推進</p> <p>5 建替促進計画の策定</p> <p>3 バリアフリー仕様の標準化</p> <p>3 地域特別賃貸住宅・特定優良賃貸住宅千葉県での認定を開始</p>	<p>9 住宅マスタープランの策定</p> <p>13 住宅マスタープランの改定</p> <p>12 ストック総合活用計画の策定</p> <p>9 シルバーハウジングプロジェクト</p> <p>14 トータルリモデルの実施</p> <p>14 高齢者向け優良賃貸住宅千葉県型モデル事業実施</p>



2. 千葉県の住宅建設事業等の推移

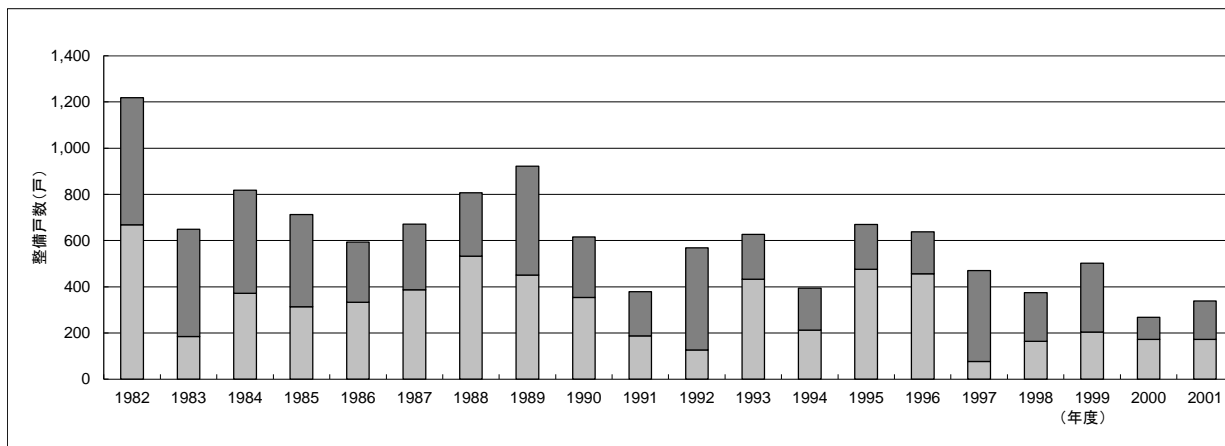
人口増加率の推移

種別\年度	S.60					H.元					H.5					H.10				
増加率%	1.82	1.63	1.45	1.44	1.39	1.66	1.83	1.56	1.23	1.27	1.18	0.99	0.70	0.15	0.49	0.51	0.56	0.51	0.12	0.63

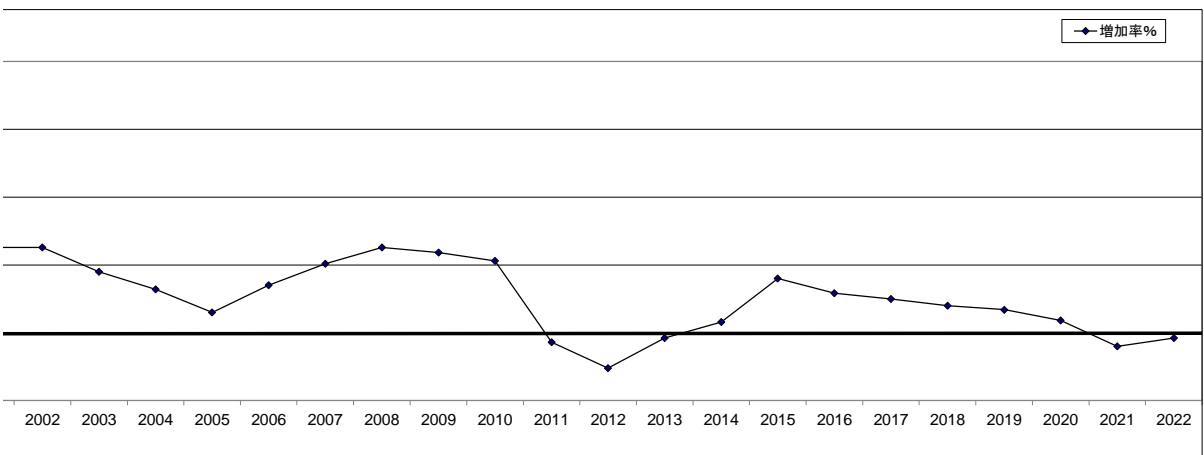


公営住宅の建設戸数の推移

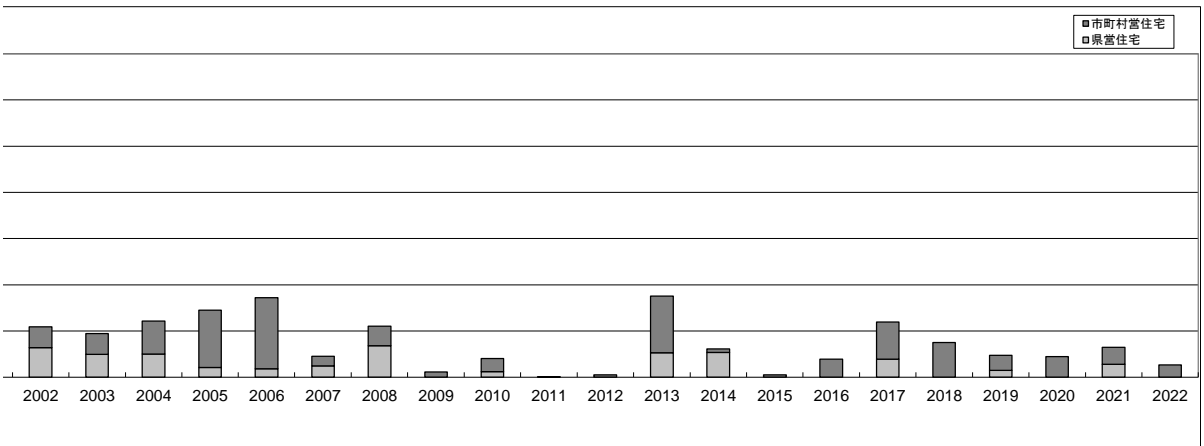
種別\年度	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
県営住宅	668	184	371	314	332	387	532	451	354	187	126	433	212	475	456	76	163	204	172	172
市町村営住宅	550	464	447	399	262	284	275	471	262	191	443	194	182	194	182	394	212	297	96	167
合計	1,218	648	818	713	594	671	807	922	616	378	569	627	394	669	638	470	375	501	268	339



H.15				H.20				H.25				H.30				R.元				
2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
0.63	0.45	0.32	0.15	0.35	0.51	0.63	0.59	0.53	-0.07	-0.26	-0.04	0.08	0.40	0.29	0.25	0.20	0.17	0.09	-0.10	-0.04



128	98	99	41	36	48	136	0	24	0	0	105	107	0	0	78	0	29	0	56	0
90	91	144	249	308	42	84	22	57	1	10	246	15	10	78	161	150	66	88	73	53
218	189	243	290	344	90	220	22	81	1	10	351	122	10	78	239	150	95	88	129	53



3. 千葉県の住宅建設五箇年計画の実績

(1) 第一期～第五期住宅建設五箇年計画実績表

区分		第一期 (S41～45年度)			第二期 (S46～50年度)			第三期 (S51～55年度)		
		計画戸数	実績	達成率	計画戸数	実績	達成率	計画戸数	実績	達成率
公営住宅	公営住宅	8,500	7,777	91.5%	13,800	10,088	73.1%	10,000	7,277	72.8%
	改良住宅	1,000	264	26.4%	0	12	-	-	-	-
公社住宅		7,355	5,055	68.7%	9,000	7,150	79.4%	8,000	5,161	64.5%
公庫住宅		53,045	36,029	67.9%	60,000	69,467	115.8%	112,000	139,799	124.8%
公団住宅		46,600	48,957	105.1%	67,000	45,363	67.7%	50,000	18,467	36.9%
その他住宅		24,700	21,430	86.8%	20,000	16,839	84.2%	20,000	9,693	48.5%
公的(政府施策)住宅(計)		141,200	119,512	84.6%	169,800	148,919	87.7%	200,000	180,397	90.2%
民間自力建設住宅		209,800	235,200	112.1%	222,000	306,936	138.3%	200,000	221,870	110.9%
調整戸数		1,500	-	-	8,200	-	-	-	-	-
合計		352,500	354,712	101.1%	400,000	455,855	116.3%	400,000	402,267	100.6%

(2) 第六期住宅建設五箇年計画実績表 (H3～7年度)

区分	計画戸数	実績	達成率
公営住宅	5,600	6,691	119.5%
県営住宅	1,800	1,433	79.6%
市町村営住宅	2,200	1,561	71.0%
地域特別賃貸住宅	1,600	3,697	231.1%
改良住宅	200	0	0.0%
公庫住宅	134,800	140,285	104.1%
住宅供給公社	3,600	1,959	54.4%
公団住宅	15,600	12,168	78.0%
公的助成民間住宅	3,500	705	20.1%
その他住宅	11,180	2,378	21.3%
公的住宅(計)	170,880	162,227	94.9%
民間資金住宅	215,120	249,263	115.9%
総建設戸数	386,000	409,090	106.0%

(注)

- 1 地域特別賃貸住宅は平成5年度より特定優良賃貸住宅に変更。
- 2 公庫住宅、民間資金住宅、総建設戸数は、住宅着工統計による。

(3) 第七期住宅建設五箇年計画実績表 (H8～12年度)

区分	計画戸数	実績	達成率
特定優良賃貸住宅	10,500	2,943	28.0%
高齢者向け優良賃貸住宅	200	0	0.0%
公営住宅	3,600	2,147	59.6%
県営住宅	1,750	963	55.0%
市町村営住宅	1,850	1,184	64.0%
住宅金融公庫融資住宅	134,300	125,929	93.8%
住宅供給公社住宅	2,300	584	25.4%
都市基盤整備公団住宅	7,650	3,939	51.5%
公的助成民間住宅	1,170	699	59.7%
その他の公的資金住宅	9,200	1,343	14.6%
公的資金住宅(計)	166,620	137,000	82.2%
民間資金による住宅	238,380	180,507	75.7%
総建設戸数	405,000	317,507	78.4%

(注)

- 1 特定優良賃貸住宅には、特定公共賃貸住宅、特定目的借上公共賃貸住宅を含む。
- 2 住宅金融公庫融資住宅には、特定優良賃貸住宅を含まない。
- 3 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、市街地再開発による住宅、優良建築物等整備事業による住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。
- 4 その他の公的資金による住宅は、地方公共団体単独住宅、厚生年金住宅、公務員住宅等である。
- 5 高齢者向け優良賃貸住宅は、平成10年度に創設された。
- 6 公営住宅には、借上型を含む。また、12年度市町村営住宅に改良住宅等4戸を含む。

(単位:戸)

第四期 (S56~60年度)			第五期 (S61~H2年度)		
計画戸数	実績	達成率	計画戸数	実績	達成率
7,100	4,727	66.6%	5,600	3,745	66.9%
50	-	-	50	-	-
8,500	3,697	43.5%	9,000	4,252	47.2%
128,300	114,844	89.5%	103,500	112,039	108.3%
40,000	5,835	14.6%	12,900	8,449	65.5%
16,050	4,772	29.7%	6,950	4,602	66.2%
200,000	133,875	66.9%	138,000	133,087	96.4%
160,000	156,161	97.6%	147,000	319,739	217.5%
-	-	-	-	-	-
360,000	290,036	80.6%	285,000	452,826	158.9%

(4) 第八期住宅建設五箇年計画実績表 (H13~17年度)

区分	計画戸数		実績		達成率	
	建設 (新規・建替)	増改築	建設 (新規・建替)	増改築	建設 (新規・建替)	増改築
特定優良賃貸住宅	8,400	(150)	630	(0)	7.5%	0.0%
高齢者向け優良賃貸住宅	2,500	(2,475)	52	(1,981)	2.1%	80.0%
公営住宅	3,000	(950)	1,609	(578)	53.6%	60.8%
県営住宅	1,000	(650)	538	(411)	53.8%	63.2%
市町村営住宅	2,000	(300)	1,071	(167)	53.6%	55.7%
改良住宅	110	(150)	0	(85)	0.0%	56.7%
住宅金融公庫融資住宅	125,900	(12,800)	67,915	-	53.9%	-
住宅供給公社住宅	2,300	(200)	68	(48)	3.0%	24.0%
都市基盤整備公団住宅	2,300	(2,600)	2,052	(2,665)	89.2%	102.5%
公的助成民間住宅	2,160	(0)	547	(0)	25.3%	-
その他の公的資金住宅	5,900	(625)	706	(78)	12.0%	12.5%
公的資金住宅(計)	150,270	(19,750)	73,511	-	48.9%	-
民間資金による住宅	230,730	(220,250)	221,682	-	96.1%	-
総建設戸数	381,000	(240,000)	295,193	-	77.5%	-

(注)

- 1 特定優良賃貸住宅には、特定公共賃貸住宅、特定目的借上公共賃貸住宅を含む。
- 2 住宅金融公庫融資住宅には、特定優良賃貸住宅を含まない。
- 3 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、市街地再開発による住宅、優良建築物等整備事業による住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。
- 4 その他の公的資金による住宅は、地方公共団体単独住宅、厚生年金住宅、雇用促進住宅、公務員住宅等である。
- 5 建設の戸数には、増改築を含まない。
- 6 増改築件数は、加齢に伴う身体機能の低下等に対応した改修工事件数を含む。
- 7 住宅金融公庫、公的資金住宅、民間資金による住宅及び総建設戸数の増改築件数は、加齢に伴う身体機能の低下等に対応した改修工事件数の補足ができないため未記入としている。

4. 千葉県住宅地区改良事業等年度別実績表

(単位:戸)

建設年数	建設戸数	県			千葉市			習志野市			柏市			銚子市			浦安市			四街道市			酒々井町											
		団地名	戸数	計	団地名	戸数	計	団地名	戸数	計	団地名	戸数	計	団地名	戸数	計	団地名	戸数	計	団地名	戸数	計	団地名	戸数	計									
S35	118	轟	20	76	今井第一	24	42																											
		国府台	56		今井第二	18																												
36	220	轟	48	128	今井第一	56	92																											
		国府台	80		今井第二	36																												
37	312	轟	24	150	今井第一	96	114	東習志野	48	48																								
		胡録台	72		今井第二	18																												
		平和	54																															
38	352	国府台	48	204	今井第一	88	124	泉町	24	24																								
		二宮	42		今井第二	36																												
		平和	114																															
39	335	二宮	42	126	今井第一	128	137	泉町	48	48	高野台	24	24																					
		平和	36		今井第二	9																												
		住吉	48																															
40	66	住吉	18	18							高野台	24	24								春日	24	24											
41	48										高野台	24	24								春日	24	24											
42	88	南本町	40	40							高野台	24	24								春日	24	24											
43	123	南本町	75	75										川口町	48	48																		
49	12				小仲台	12	12																											
52	16																						(小集落)	16	16									
H元	6																								猫実第3	6	6							
7	144	平和	144	144																														
R元	17	国府台	17	17																														
計	1857	轟	92	978	今井第一	392	521	東習志野	48	120	高野台	96	96	川口町	48	48	猫実第3 (コミ住)	6	6	春日	72	72			16									
		国府台※1	201																															
		胡録台	72		今井第二	117		泉町	72																									
		平和※1	348		小仲台	12																												
		二宮	84																															
		住吉※2	66																															
		南本町	115																															

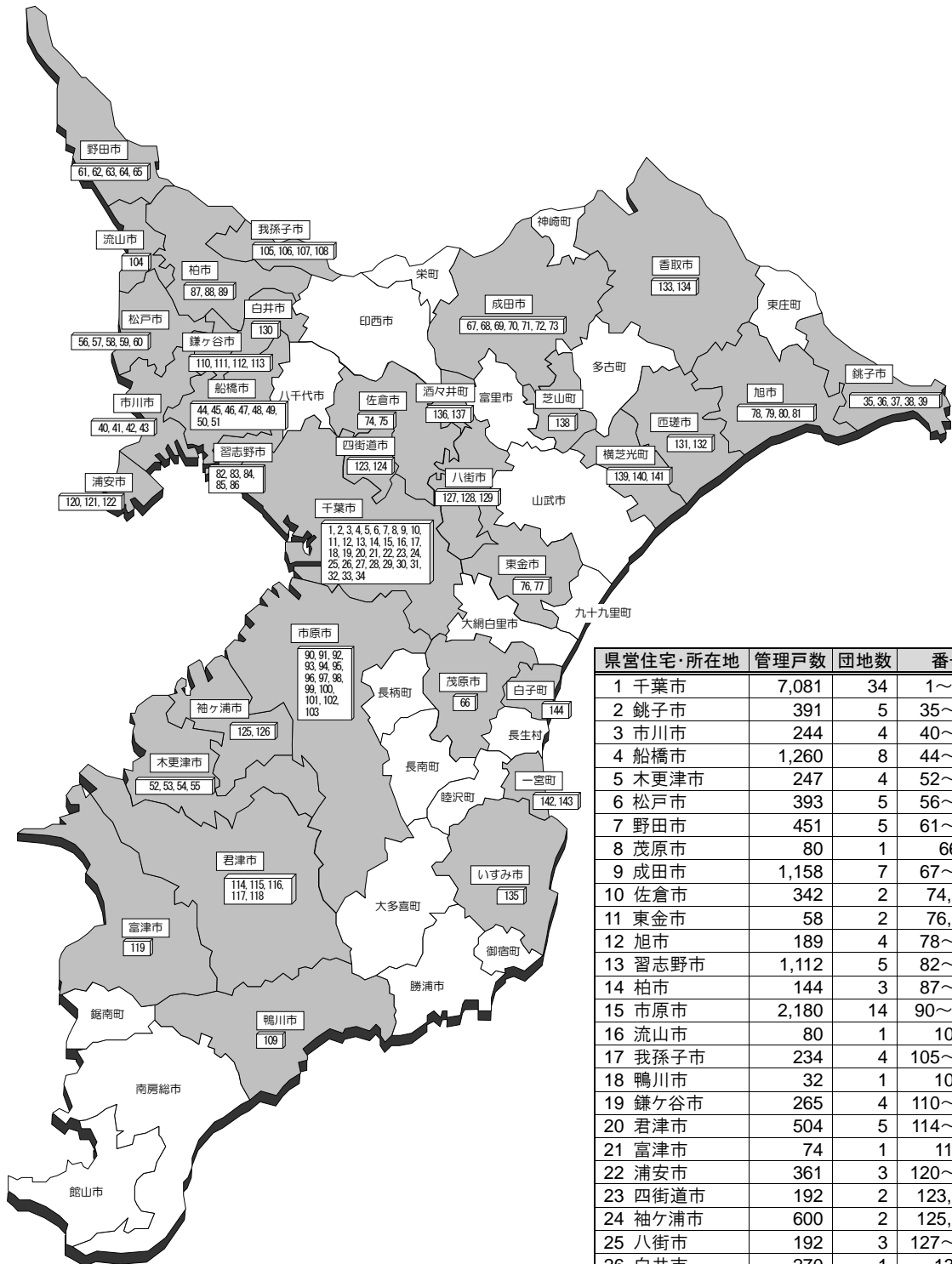
(注) 下線部は、建て替え事業として実施した団地を示す

※1 建て替え事業を実施した団地は解体工事も行っているため、計の戸数は実際の管理戸数とは異なる

※2 規模増改善を行っているため、実際の管理戸数とは異なる

5. 県営住宅分布図（令和5年3月31日現在）

番号……次頁以降の県営住宅一覧の団地番号と一致する



県営住宅・所在地	管理戸数	団地数	番号
1 千葉市	7,081	34	1～34
2 銚子市	391	5	35～39
3 市川市	244	4	40～43
4 船橋市	1,260	8	44～51
5 木更津市	247	4	52～55
6 松戸市	393	5	56～60
7 野田市	451	5	61～65
8 茂原市	80	1	66
9 成田市	1,158	7	67～73
10 佐倉市	342	2	74,75
11 東金市	58	2	76,77
12 旭市	189	4	78～81
13 習志野市	1,112	5	82～86
14 柏市	144	3	87～89
15 市原市	2,180	14	90～103
16 流山市	80	1	104
17 我孫子市	234	4	105～108
18 鴨川市	32	1	109
19 鎌ヶ谷市	265	4	110～113
20 君津市	504	5	114～118
21 富津市	74	1	119
22 浦安市	361	3	120～122
23 四街道市	192	2	123,124
24 袖ヶ浦市	600	2	125,126
25 八街市	192	3	127～129
26 白井市	270	1	130
27 匝瑳市	68	2	131,132
28 香取市	97	2	133,134
29 いすみ市	50	1	135
30 酒々井町	350	2	136,137
31 芝山町	82	1	138
32 横芝光町	198	3	139～141
33 一宮町	140	2	142,143
34 白子町	52	1	144
合計	19,171	144	

6. 千葉県県営住宅一覽

令和5年3月31日現在

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数								エレベーター	公営 間取り	改良・特賃 間取り	浴槽 釜	交通経路			
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層							小計		
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営						改良	その他	
1. 千葉市計				7,081	計					5,519			1,562	7,081								
千 葉 市	1	松波	中央区松波 2-24-3 2-24-4	125	(小計)								(125)	(125)				6 6,9 6,4,5 6,4,9 6,4,5,4,5 6,6,9 6,5,7 6,6,1,5,6 6,5,8,5,5	有	JR西千葉駅 から徒歩5分		
					H14	H17 03										84	84					
					H17	H19 10										41	41					
	2	作草部	稲毛区作草部 1-20 1-21-1 1-22-1 1-23	212	(小計)									(41)	(171)	(212)				6,5,5 6,5,5 6,6 6,7 6,5,4 6,6,4 6,5,5,4 6 6,5,6 6,5,2 6,4,9,5,6	有	JR千葉駅から 千葉都市モノ レール作草部 駅下車徒歩5 分
					H7	H9 12											57	57				
					H10	H12 10										41		41				
					H13	H15 10												57	57			
					H16	H18 10												57	57			
	3	園生	稲毛区園生町450	132	(小計)									(132)	(132)				6 6,5,8 6,6,4,4,1 6,5,4,6 6,6,4,1	有	JR千葉駅から 千葉都市モノ レールスポー ツセンター前 駅下車徒歩5 分	
					H12	H14 09												88		88		
					H14	H16 04												44		44		
	4	弥生	稲毛区弥生町4-27	55	(小計)									(55)	(55)				6 6,5 6,5,4,5	有	JR西千葉駅 から徒歩7分	
					H13	H15 09												55	55			
	5	轟	稲毛区轟町1-13-2	102	(小計)										(102)	(102)				6 6,5 6,5,5 6,5,2 6,5,5,1	有	JR西千葉駅 から徒歩10分
					H13	H15 10												60	60			
					H16	H18 10												42	42			
	6	幕張	花見川区幕張町 1-7704-1 2-7703 2-7704-2	444	(小計)										(444)	(444)				6,4,5 6,4,5,3 6,6	無	JR海浜幕張 駅から徒歩15 分 JR幕張駅から 徒歩20分
					S42	S43 05												40		40		
					S43	S44 04												136		136		
					S44	S45 04												154		154		
					S45	S46 04												114		114		
	7	海浜幕張	美浜区幕張西 2-2,2-3	360	(小計)										(360)	(360)				6,4,5 6,4,5,3	無	JR幕張本郷駅からバス 3分幕張2丁目下車 徒歩2分 JR海浜幕張駅からバス 12分幕張2丁目下車 徒歩2分
					S47	S48 06												360		360		
	8	幕張東	美浜区幕張西3-2	288	(小計)										(288)	(288)				6,4,5,3 6,6,4,5	無	JR幕張本郷 駅からバス5分 幕張中学校下 車徒歩2分 JR海浜幕張 駅からバス10 分幕張西中学 校下車徒歩2分
S48					S50 07												232		232			
S49					S50 12												56		56			

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数								エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路		
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計							
								公営	改良	公営	改良	その他		公営						公営	改良
千葉市	9	海浜検見川	美浜区真砂5-22	180	(小計)						(180)					6,4,5,3	無	JR検見川浜駅からバス4分57目19街区下車徒歩2分 JR新検見川駅からバス4分57目19街区下車徒歩2分			
					S47	S48 04													180	180	
	10	検見川	美浜区磯辺4-17	330	(小計)							(330)				6,4,5,4,5 6,6,4,5	無	JR新検見川駅からバス8分磯辺中央下車徒歩5分 JR検見川浜駅から徒歩7分			
					S52	S53 05													300	300	
					S53	S53 10													30	30	
	11	幸町	美浜区幸町1-12-1 1-13	108	(小計)							(108)				6,4,5,3 6,6,4,5	無	JR千葉みなと駅から徒歩10分			
					S45	S46 04													90	90	
					S55	S56 09													18	18	
	12	幸町東	美浜区幸町1-9	150	(小計)							(150)				6,4,5,3	無	JR千葉みなと駅から徒歩10分			
					S46	S47 03													150	150	
	13	高浜第1	美浜区高浜1-12	88	(小計)							(88)				6,4,5,3 6,6,4,5	無	JR稲毛駅からバス10分高浜消防署下車徒歩2分 JR稲毛海岸駅からバス5分高浜消防署下車徒歩2分			
					S48	S50 07													88	88	
	14	高浜第2	美浜区高浜1-9	188	(小計)							(188)				6,4,5,3 6,6,4,5	無	JR稲毛駅からバス10分高浜消防署下車徒歩3分 JR稲毛海岸駅からバス5分高浜消防署下車徒歩3分			
					S48	S50 07													188	188	
	15	高浜第3	美浜区高浜1-15	240	(小計)							(240)				6,4,5,3	無	JR稲毛駅からバス11分稲毛高校下車徒歩1分 JR稲毛海岸駅からバス5分稲毛高校下車徒歩1分			
					S48	S50 09													240	240	
	16	みつわ台	若葉区みつわ台2-15-4,2-15-5 2-15-13 2-16-15,2-22-6	96	(小計)							(96)				6,6,4,5	無	JR千葉駅から千葉都市モノレールみつわ台駅下車徒歩10分			
					S54	S56 04													96	96	
17	仁戸名	中央区仁戸名町483-2 483-2	39	(小計)							(39)				6,6,6	無	JR千葉駅から中央バス下総薬業所行バス20分千葉東病院下車徒歩3分				
				S57	S59 10													12	12		
				S59	S61 09													27	27		
18	小倉	若葉区小倉台4-2~4-5 5-3	432	(小計)								(432)			6,5,5 6,6,4 6,6,3 6,4,5,4,5 6,6 6,8 6,7,5	無	JR千葉駅から千葉都市モノレール小倉台駅下車徒歩5分				
				S38														72	72		
				S39														72	72		
				S40														112	112		
				H6														80	80		
				H8												96	96				
																有					

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路				
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計											
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他									
千葉県 1千	19	千城台北	若葉区千城台北2-19	312	(小計)														6,4,5,3 6,6 6,6,6 6,4,5 6,6,5 6,6,4,5	無	JR千葉駅から 千葉都市モノ レール 千城台駅下車 徒歩5分				
					S41	S42 05																			
					S42	S43 03																			
					H3	H5 07																			
					H5	H7 05																			
	20	千城台西	若葉区千城台西 3-9 3-10 3-11 3-12	546	(小計)															6 6,5,4 6,5,4,4,7 6,5,3,4,7 6,1,5,4 6,6 6,6,6 6,6,6,6 6,6,4,5 6,6,6,4,5 8,6,5 6,6,5 8,7	有	JR千葉駅から 千葉都市モノ レール 千城台駅下車 徒歩15分			
					H5	H7 06																			
					H5	H8 02																			
					H7	H10 02																			
					H9	H11 11																			
					H10	H12 04																			
					H11	H13 03																			
					H25	H27 06																			
					H26	H29 01																			
					H26	H29 01																			
	21	千城台 東第2	若葉区千城台東4-1	410	(小計)														6,4,5,3	無	JR千葉駅から 千葉都市モノ レール 千城台駅下車 徒歩20分				
					S46	S47 03																			
					S47	S48 03																			
	22	千城台 東第3	若葉区千城台東1-26	82	(小計)														6,4,5,3	無	JR千葉駅から 千葉都市モノ レール 千城台駅下車 徒歩15分				
					S48	S49 12																			
23	千城台南	若葉区千城台南4-3	55	(小計)														6,4,5,3	無	JR千葉駅から 千葉都市モノ レール 千城台駅下車 徒歩20分					
				S48	S49 12																				
24	祐光	中央区祐光2-3	166	(小計)										(166)	(166)				6,6,4,5 6,5 8,5,7	有	JR東千葉駅か ら徒歩5分				
				S53	S55 08																				
				H12	H14 05																				

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路			
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計										
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他								
千葉市	25	貝塚	若葉区貝塚町407	40	(小計)						(40)								無	JR千葉駅からバス10分都町下車徒歩3分				
					S55	S58 11																		
	26	桜木	若葉区桜木2-28	72	(小計)							(72)								無	JR千葉駅からバス15分ほおじる台經由千城台車庫行加曾利中学校入口下車徒歩5分			
					S57	S59 12																		
	27	桜木第2	若葉区桜木2-22	114	(小計)							(114)								無	JR千葉駅からバス15分ほおじる台經由千城台車庫行加曾利中学校入口下車徒歩5分			
					S59	S61 04																		
	28	桜木第3	若葉区桜木2-23	228	(小計)							(228)								無	JR千葉駅からバス15分ほおじる台經由千城台車庫行加曾利中学校入口下車徒歩5分			
					S61	S63 04																		
					S62	S63 11																		
	29	天台	稲毛区天台2-2	24	(小計)							(24)								無	JR千葉駅から千葉都市モノレール天台駅下車徒歩5分			
					S57	S60 05																		
	30	東寺山	若葉区東寺山町755	370	(小計)								(370)	(370)						有	JR千葉駅からみつわ台車庫行バス10分東寺山町下車徒歩6分			
					S59	S63 04																		
					S60	S63 04																		
31	生実	緑区おゆみ野1丁目25-2	438	(小計)							(366)			(72)	(438)				有	JR鎌取駅から徒歩20分 京成千原線学園前駅から徒歩7分				
				S62	H1 06																			
				S63	H2 04																			
				H1	H3 08																			
				H2	H3 11																			
				H2	H5 07																			
				H4	H5 12																			
32	千葉寺	中央区千葉寺町876	454	(小計)							(70)			(384)	(454)				有	京成千原線千葉寺駅から徒歩3分				
				S63	H4 05																			
				H1	H4 10																			
				H2	H4 10																			
33	東寺山第2	若葉区東寺山町770-1	84	(小計)							(84)			(84)				有	JR千葉駅からみつわ台車庫行バス10分東寺山町下車徒歩6分					
				H2	H4 10																			
34	千葉寺第2	中央区千葉寺町868-1	117	(小計)										(117)	(117)			有	京成千原線千葉寺駅から徒歩3分					
				H3	H6 03																			

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数								エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路		
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層							小計	
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営						改良	その他
2. 鏡子市計				391	計			48		343											
2 鏡 子 市	35	大谷津	春日町1076-2	140	(小計)					(140)					6,4,5,4,5 6,6,4,5	無	JR鏡子駅から バス10分三崎 停留所下車徒 歩20分				
					S51	S53 03 S53 04				140				140							
	36	豊里	豊里台3-1068-148	66	(小計)					(66)					6,6,4,5	無	JR下総豊里 駅から徒歩18 分				
					S57	S59 04				66				66							
	37	鏡子松岸	長塚町5-801-4	18	(小計)					(18)					6,6,6 6,6,6,5	有	JR松岸駅から 徒歩2分				
					H4	H6 03				18				18							
	38	鏡子本城	本城町6-1376-1	87	(小計)			(48)		(39)					4,3 6,3 6,6	無	JR鏡子駅か ら市立高校 行バス17分 本城団地入 口下車徒歩 6分				
					S44	S45 07				48				48							
					S45	S46 07				39				39							
	39	鏡子尾永井	春日町2555	80	(小計)					(80)					6,4,5,3	無	JR鏡子駅から 市立高校行バ ス8分警察署 下車徒歩5分				
S46					S47 08				80				80								
3. 市川市計				244	計				227	17											
3 市 川 市	40	国府台	国府台1-2	78	(小計)				(61)	(17)				有	6,5,4,4,7 6,5,3,4,7 6,5,2 6,5,2 6 6 6 6	有	京成国府台駅 から徒歩15分				
					H29	R2 06				61	17		61					17			
	41	市川柏井	柏井町1-1603-1	60	(小計)					(60)					6,4,5,4,5 6,6,4,5	無	JR武蔵野線 船橋法典駅か ら徒歩10分				
					S54	S55 08				60				60							
	42	市川大和田	大和田2-21	54	(小計)					(54)					6,6,4,5	無	JR本八幡駅か らバス7分一本 松下車徒歩3分 JR本八幡駅か ら徒歩20分				
S57					S60 04				54				54								
43	市川柏井 第2	柏井町1-2203	52	(小計)					(52)					4,5,6 6,6,4 6,6,5,4,5	有	JR武蔵野線 船橋法典駅か ら徒歩20分					
				H8	H11 03				52				52								
4. 船橋市計				1,260 店舗8	計			14	915	199	特質22	110	1039	199	特質22						
4 船 橋 市	44	海神	海神3-30	134	(小計)				(24)			(110)	(134)		有	6,6,6 6,6 6,5 6,5,7 6,4,9,4,4 6 6,5,5 6,5,4,4,4 6,7,2 6,6,3 6,6,3,5,1	有	東武野田線新 船橋駅から徒 歩2分			
					H15	H17 12						62	62								
					H19	H21						48	48								
					H22	H25 01				24				24							

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 賃 間取り	浴 槽 釜	交通経路								
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計															
								公営	改良	公営	改良	その他		公営	公営	改良						その他							
4 船 橋 市	45	二宮	薬円台4-10	228	(小計)					(144)	(84)			(144)	(84)		6.4.5 6.4.5.3	6.6.4.5	無	新京成習志野駅から徒歩5分									
					S38	S39 06															42		42						
					S39	S40 05																		42					
					S42	S43 05																	72						
					S43	S44 04																	72						
	46	南本町	南本町16,18,19	393 店舗8	(小計)					(278)	(115)			(278)	(115)		有 6.4.5 6.6	6.4.5	無	JR船橋駅から徒歩20分									
					S42	S43 06																	40		40				
					S43	S44 05																				75		75	
					S44	S45 09																					140		140
					S45	S46 06																					138		138
	47	八木が谷	咲が丘4-34	158	(小計)			(14)		(144)				(158)		6.4.5,4.5 6.6,4.5		無	新京成三咲駅から徒歩15分										
					S52	S54 04																	14		96		110		
					S53	S54 03																			48		48		
	48	八木が谷第2	八木が谷4-15	102	(小計)					(102)				(102)		6.6,4.5 6.6,4		有	新京成三咲駅から徒歩20分										
					H8	H11 04																			102		102		
49	習志野台八丁目	習志野台8-39	74	(小計)					(74)				(74)		6.6,4.5 6.6,6		無	JR津田沼駅から千葉レインボープラスでJR水戸駅行30分乗換徒歩下車徒歩5分 新京成バスで高津田池入口行25分乗換徒歩下車徒歩5分											
				S60	S62 04																			74		74			
50	大穴	大穴北2-6	90	(小計)					(90)				(90)		6.6,4.5 6.6,6		無	新京成高根公団駅からさつき台行バス6分さつき台梨園下車徒歩5分											
				S61	S63 03																			90		90			
51	薬円台	薬円台3-22	81	(小計)					(59)		(特賃22)		(59)		6.4.5,4.5 6.4.5 6.6,4.5 6.6,4.5	6.6,4.5 6.6,4.5	無	新京成習志野駅から徒歩20分											
				S62	H1 05																			59		特賃22			
5.木更津市計				247	計					190	57		190	57															
5 木 更 津 市	52	住吉	高柳3-8	57	(小計)					(57)			(57)		6.4.5 6.4.5,4.5,4.5		無	JR巖根駅からバス6分八幡神社前下車徒歩6分											
					S39	S40 05																		48		48			
					S40	S41 03																				9		9	
53	清見台	清川1-15	60	(小計)					(60)				(60)		6.4.5,3		無	JR上総清川駅から徒歩5分											
				S49	S50 12																			60		60			

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数								エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路		
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計							
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営						改良	その他
5 木更津市	54	桜井	桜井229	34	(小計)				(34)					(34)				6.6.4.5 6.6.6	無	JR木更津駅からバス20分高津線桜井北町下車又は新見線浜美橋4丁目下車徒歩4分	
				S56	S58 04				34					34							
55		真舟	真舟2-29	96	(小計)				(96)					(96)				6.6.4.5 6.6.6	無	JR木更津駅からバス15分真舟線陣谷下車徒歩1分	
				S56	S58 06				96					96							
6.松戸市計				393	計				321	72				321	72						
6 松戸市	56	胡録台	胡録台無番地	72	(小計)				(72)					(72)				6.6.4.5 6.4.5	無	JR松戸駅から徒歩15分	
					S37	S38 04					72					72					
	57	塚之越	松戸1393	27	(小計)				(27)					(27)			有	6.4 6.4.5 5.5.4.5	有	JR松戸駅から徒歩5分	
					S44	S45 07					27					27					
	58	六高台	六高台3-145	60	(小計)				(60)					(60)				6.6.4.5	無	東武野田線六実駅から徒歩15分	
S54					S55 06					60					60						
59	松戸高柳	六高台7-121	98	(小計)				(98)					(98)				6.6.4.5 6.6.6	無	東武野田線六実駅から徒歩15分		
				S61	S63 04					98	(耐二 含む)				98						
60	金ヶ作	金ヶ作222-1	136	(小計)				(136)					(136)			有	6 6.2 6.4.8 6.5.3.4.6 4.5.6.9.5.3 6.6.4.4.6	有	新京成線常盤平駅から徒歩10分		
				H20	H23 04					136					136						
7.野田市計				451	計				451					451							
7 野田市	61	野田山崎	山崎2703	60	(小計)				(60)					(60)				6.6.4.5	無	東武野田線運河駅から徒歩20分	
					S55	S57 04					60					60					
	62	野田山崎第2	山崎2651-4	60	(小計)				(60)					(60)				6.6.4.5	無	東武野田線運河駅から徒歩7分	
					S57	S60 04					60					60					
	63	野田柳沢	柳沢12-4	90	(小計)				(90)					(90)				6.6.4.5 6.6.6	無	東武野田線愛宕駅から徒歩6分	
S57					S59 12					90					90						
64	野田中野台	中野台254-1	150	(小計)				(150)					(150)				6.4.5 6.6 4.5.4.5.6 6.6.4.5 6.4.5.6.4.5 6.4.5.4.5.4. 5	無	東武野田線野田市駅から徒歩15分		
				S62	H1 06					88					88						
65	野田花井	花井183-2	91	(小計)				(91)					(91)				6.6.4.4 6.6.7.4	有	東武野田線梅郷駅から徒歩15分		
				H5	H7 04					91					91						

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 賃 間取り	浴 槽 釜	交通経路		
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計									
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他							
8 茂原市	8.茂原市計			80	計																		
	66	茂原上永吉	上永吉1041-1	80	(小計)																		
					S55	S56 05																	
																				JR茂原駅からバス15分三ヶ谷入口停留所下車徒歩5分			
9 成田市	9.成田市計			1,158	計			120															
	67	成田第1	中台4-3	320	(小計)																		
					S46	S47 08																	
					S47	S48 12																	
	68	成田第2	加良部4-22	202	(小計)																		
					S48	S50 03																	
					S49	S50 10																	
	69	成田第3	加良部5-1-1	120	(小計)																		
					S47	S48 12																	
					S48	S52 04																	
	70	成田第4	玉造3-1	230	(小計)																		
					S54	S55 12																	
	71	成田第5	玉造7-14	100	(小計)																		
					S55	S58 07																	
	72	成田第6	橋賀台2-21-1	90	(小計)																		
S56					S58 04																		
73	三里塚	本城288-2	96	(小計)																			
				S57	S59 04																		
10 佐倉市	10.佐倉市計			342	計																		
	74	堰の内	大蛇町433-2	42	(小計)																		
					S63	H2 09																	
H2					H4 04																		
75	佐倉石川	石川572-2	300	(小計)																			
				S50	S52 05																		

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特賞 間取り	浴槽釜	交通経路
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計							
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他					
11.東金市計				58	計		58						58								
11 東金市	76	東金道庭	道庭580-1	31	(小計)		(31)						(31)						有 JR東金駅から バス成東車庫 行10分公平農 協下車徒歩2 分		
					S45	S46 04	31					31					6,3 6,5,7,4				
77	東金求名	求名53-1	27	(小計)		(27)							(27)						有 JR求名駅から 徒歩5分		
				S46	S47 05	27					27					6,3 4,5,5,5					
12.旭市計				189	計		51		102				36	189							
78	旭	二の170	36	(小計)									(36)	(36)					有 JR旭駅から徒 歩13分		
				H6	H9 2										36	36	6,5,5,5				
79	干 潟	米込2278	36	(小計)										(36)	(36)				無 JR旭駅から小 見川駅行バス 20分 干潟役場入口 下車徒歩15分		
				H1	H3 06										12	12	6,4,5 6,6,4,5				
				H2	H3 10											12	12	6,6,5 6,4,5,4,5 5,5,5,5			
				H4	H6 02											12	12				
80	海上後草	後草1839-2	51	(小計)										(51)	(51)				有 JR飯岡駅から 徒歩10分		
				S46	S47 04	12										12	12	4,3 6,3			
				S47	S48 02	21										21	21	8,5,7,4 6,4,7,4			
				S48	S49 03	18										18	18				
81	飯 岡	三川4105-5	66	(小計)										(66)	(66)				無 JR飯岡駅から バス10分旭市 大林下車徒歩 5分		
				S57	S59 04											66	66	6,6,4,5			

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数								エレベーター	公営 間取り	改良・特 賃 間取り	浴 槽 釜	交通経路			
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層							小計		
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営						改良	その他	
13.習志野市計				1,112	計					416		特公賃2 550 改良 144	966	144	特公賃2							
82	実 初	東習志野 2-3 2-4 2-9 2-10 2-16 2-17	392	(小計)						(96)		(特公賃2)	(294)	(390)		(特公賃2)						
				H6	H8 11									76	76			有				
				H7	H9 08							46				46			6 7			
				H9	H12 03							27		特公賃1		27		特公賃1	6,6,9 6,5,8 6,7 6,7,5 6,5 6,4,5 6,6,3 6,4,5,4,5 6,6	6,7,5,4,5 6,5,8	有	京成実初駅から徒歩15分
				H10	H12 09										42	42			6,6 6,6,6 6,6,5 6,7,5,5 6,4			
				H11	H13 04							23		特公賃1		23		特公賃1	6,4,4 6,4,2 6,4,7,4,5 6,6,6,2 6,4,5,4,7			
				H11	H13 09											44	44					
				H12	H14 05											24	24					
				H12	H14 09											36	36					
				H15	H17 07											36	36					
H18	H20.04											36	36									
83	大久保	泉町2-3	224	(小計)					(40)			(184)	(224)									
				H4	H6 06									36	36			6,5,6 6 6,4,5 6,5 6,7,4,5 6,6 6,6,6 6,6,4,5 6,6,6,4,5 6,5,5 6,4	有	京成大久保駅から徒歩15分		
				H6	H8 07									36	36							
				H8	H10 11									56	56							
				H10	H12 10									56	56							
				H11	H13 08						40					40						
84	平 和	泉町3-1	216	(小計)							(72) (改良 144)	(72)	(144)									
				H7	H9 10								改良 144		144		有	6 6,7,5 6,6 6,4,4	6,6 6,6,4,5	有	京成大久保駅から徒歩15分	
				H11	H13 09									72	72							
85	香 澄	香澄1-5	230	(小計)					(230)				(230)									
				S55	S57 03									150		150			6,6,4,5 6,6,6	無	JR幕張本郷駅からバス10分香澄公園下車徒歩1分 JR京葉線新習志野駅からバス5分香澄公園下車徒歩1分	
				S57	S60 04									10		10						
				S58	S60 04									70		70						
86	実初大原	実初1-28	50	(小計)					(50)				(50)									
				S60	S62 04									50		50			6,6,6	無	京成実初駅から徒歩10分	

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数								エレベーター	公営 間取り	改良・特 賃 間取り	浴 槽 釜	交通経路		
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計							
								公営	改良	公営	改良	その他		公営						改良	その他
14. 柏市計				144	計					144											
14 柏市	87	柏中原	加賀2-29	30	(小計)					(30)					6,4,5,4,5 6,6,4,5		無	東武野田線増尾駅から徒歩10分			
					S53	S54 04				30			30								
	88	柏逆井	新逆井2-8	60	(小計)					(60)					6,6,4,5		無	新京成五香駅からバス9分小 新山町入口下車徒歩3分			
					S54	S56 04				60			60								
	89	沼南高柳	高柳1430-2	54	(小計)					(54)					6,6,4,5		無	東武野田線高柳駅から徒歩7分			
					S55	S58 10				54			54								
15. 市原市計				2,180	計		14			2,016		78 特公賃 72	2,108		特公賃72						
15 市 原 市	90	辰巳台東	辰巳台東2-9	170	(小計)					(170)				6,4,5,4,5		無	JR八幡宿駅から 労災病院行 バス20分労災 病院坂下車 徒歩2分				
					S49	S50 12				170			170								
	91	菊間第1	菊間2082	220	(小計)					(220)				6,4,5,4,5		無	JR八幡宿駅から 菊間団地行 バス20分菊間 団地下車徒歩 1~10分				
					S49	S51 03				160			160								
					S50	S51 06				60			60								
	92	菊間第2	菊間2082	300	(小計)					(300)				6,4,5,4,5 6,6,4,5		無	JR八幡宿駅から 菊間団地行 バス20分菊間 団地下車徒歩 1~10分				
					S50	S51 06				140			140								
					S51	S52 06				160			160								
	93	菊間第3	菊間2082	260	(小計)					(260)				6,6,4,5		無	JR八幡宿駅から 菊間団地行 バス20分菊間 団地下車徒歩 1~10分				
					S52	S53 04				170			170								
					S53	S54 04				90			90								
	94	菊間第4	菊間2082	166	(小計)					(166)				6,4,5,4,5 6,6,4,5		無	JR八幡宿駅から 菊間団地行 バス20分菊間 団地下車徒歩 1~10分				
					S52	S54 04				100			100								
					S53	S54 04				50			50								
					S57	S60 04				16			16								
	95	菊間第5	菊間2082	44	(小計)					(44)				6,6,4,5		無	JR八幡宿駅から 菊間団地行 バス20分菊間 団地下車徒歩 1~10分				
					S53	S54 06				44			44								
	96	菊間第6	菊間2082	140	(小計)					(140)				6,6,4,5 6,6,6		無	JR八幡宿駅から 菊間団地行 バス20分菊間 団地下車徒歩 1~10分				
S54					S55 07				140			140									

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路			
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計										
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他								
15 市 原 市	97	菊間第7	菊間2082	216	(小計)						(216)							6,6,4,5 6,6,6	無	JR八幡宿駅から菊間団地行バス20分菊間団地下車徒歩1~10分				
					S54	S57 02									122									
					S55	S57 02									64									
					S56	S58 04									30									
	98	辰巳台西	辰巳台西4-1 4-3	158	(小計)			(14)				(144)						6,4,5,4,5 6,6,4,5	無	JR八幡宿駅から労災病院行バス12分辰巳坂上下車徒歩10分				
					S50	S51 09									144									
					S51	S52 06			14						14									
	99	辰巳台西第2	辰巳台西3-3	80	(小計)							(80)					6,6,4,5	無	JR八幡宿駅から労災病院行バス12分辰巳坂上下車徒歩3分					
					S54	S56 04									80									
	100	辰巳台西第3	辰巳台西1-8-7	90	(小計)							(90)				6,6,4,5 6,6,6	無	JR八幡宿駅から労災病院行バス15分辰巳団地下車徒歩4分						
					S56	S58 04									90									
	101	東五所	東五所23	96	(小計)							(96)				6,6,4,5	無	JR八幡宿駅から徒歩20分						
					S54	S56 06									96									
102	西五所	西五所18-1 18-5	90	(小計)							(90)				6,6,4,5	無	JR八幡宿駅から徒歩20分							
				S55	S56 09									90										
103	五所	五所1759-1	(150)	(小計)							(78) (特公賃72)		(78)		有	6,6 6,6,6 6,5,5,5 6,6,4,5 6,6,5	有	JR八幡宿駅から徒歩15分						
				H8	H11 04									78 特公賃72						特公賃72				
16.流山市計				80	計						80													
16 流 山 市	104	東初石	東初石3-128-1	80	(小計)						(80)				6,6,4,5	無	東武野田線初石駅から徒歩10分							
					S56	S58 07												80						
17.我孫子市計				234	計			4			230													
17 我 孫 子 市	105	我孫子新木	新木1807	126	(小計)						(126)				6,6,4,5	有	JR新木駅から徒歩15分							
					S53	S54 08												126						
	106	岡発戸	岡発戸679-1	28	(小計)			(4)				(24)			6,6,4,5 6,6,6	無	JR天王台駅から湖北駅南口行バス8分新岡発戸下車徒歩1分							
					S56	S58 06												24						
107	湖北台	湖北台8-1-1 8-1-2	50	(小計)							(50)			6,6,4,5 6,6,6	無	JR湖北駅から徒歩3分								
				S59	S61 04												50							

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数							エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路			
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層						小計		
								公営	改良	公営	改良	その他	公営						公営	改良	その他
17 我孫子市	108	我孫子日秀	日秀132	30	(小計)					(30)							6,4,5,4,5	無	JR湖北駅から 徒歩30分		
					S49	S50 07															
18.鴨川市計				32	計					32											
18 鴨川市	109	大 日	八色1243-1	32	(小計)					(32)							6,6,4,5	無	JR安房鴨川 駅から亀山行 バス15分根形 下車徒歩5分		
					S54	S55 09															
19.鎌ヶ谷市計				265	計					10											
19 鎌ヶ谷市	110	初 富	東初富2-3	64	(小計)					(10)							6,6,4,5	無	新京成初富駅 から徒歩15分		
					S54	S56 03															
	111	鎌ヶ谷井草	東鎌ヶ谷 3-25-1, 3-27-1, 3-26-25, 2-28-1 3-29-1, 3-28-2	114	(小計)						(114)							6,6,4,5 6,6,6	無	新京成鎌ヶ谷 大仏駅から徒 歩15分	
					S58	S61 04															
112	鎌ヶ谷 四本栢	初富721-2	58	(小計)						(58)						有	6.2 6.5,4.8 6,4,8 6,6,5,1,4,4 6,5,1,4,4	有	北総鉄道北総 線西白井駅下 車徒歩22分		
				H26	H28 06																
113	佐津間	佐津間222-9	29	(小計)						(29)							有	6,5,5,3,8 6,5,7,3,8 6,5,2,4,3 5,5,5,1,4,7 6,5,5 6,6,5,9 6 10,1	有	東武野田線高 柳駅下車徒歩 10分	
				R2	R4 06																
20.君津市計				504	計					80											
20 君津市	114	北子安	北子安1-16	176	(小計)					(176)							6,4,5,4,5 6,6,4,5	無	JR君津駅から 徒歩20分		
					S51	S52 07															
	115	奎 師	奎師4-23 4-24 4-25	150	(小計)						(150)							6,6,4,5 6,6,6	無	JR君津駅から バス7分奎師4 丁目下車徒歩 4分	
					S56	S58 04															
116	奎師第2	奎師3-13	48	(小計)						(48)							6,6,4 6,6,5 6,6,4,5	有	JR君津駅から バス7分奎師4 丁目下車徒歩 8分		
				H7	H9 09																
117	久留里	久留里市場350-1	50	(小計)						(50)							6,6,4,5 6,6,6	無	JR久留里駅 から徒歩10分		
				S57	S59 04																
118	君津島崎	南子安4-3-30	80	(小計)						(80)							6,3	無	JR君津駅から 循環バス10分 山王下下車徒 歩3分		
				S44	S45 04																
				S45	S46 05																
21.富津市計				74	計					74											
21 富津市	119	富 津	千種新田1-2	74	(小計)					(74)							6,6,4,5	無	JR大貫駅から 徒歩18分		
					S55	S57 04															

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 間取り	浴 槽 釜	交通経路						
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計													
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他											
22.浦安市計				361	計					154			207	361													
22 浦安 市	120	浦安辰巳	猫実1-7-8	44	(小計)					(44)				(44)					有	6,6			東西線浦安駅からバス7分 浦安市役所下車徒歩5分				
					S46	S47 08					44				44												
	121	浦安堀江	富士見3-9	60	(小計)					(60)				(60)							6,6,4,5 6,4,5,4,5			無	東西線浦安駅からバス15分 富士見3丁目下車徒歩1分		
					S52	S53 05					60				60												
	122	浦安高洲	高洲2-6	257	(小計)					(50)			(207)	(257)								6,6 6,6,4,5 6,4,5,4,5,5 6,4,5,4,5 6,4,5 6,6,5 6,8,6			有	JR新浦安駅からバス8分 順天堂短大前下車徒歩2分	
					S63	H4 04								132	132												
H1					H4 04									75	75												
H2					H4 04							50			50												
23.四街道市計				192	計					192			192														
23 四街 道市	123	四街道	四街道1474-6	66	(小計)					(66)			(66)								6,6 6,6,4,5 6,6,6 6,6,6,4,5			有	JR四街道駅から徒歩10分		
					H2	H4 05					42				42												
					H4	H5 11					24				24												
124	四街道栗山	栗山345	126	(小計)					(126)			(126)									6,6 6,4,5,6 6,6,5 6,6,6			無	JR四街道駅から千葉内陸バス千代田団地行15分 馬洗下車徒歩15分		
				S63	H2 09					60				60													
				H1	H3 08					66				66													
24.袖ヶ浦市計				600	計					600			600														
24 袖ヶ 浦市	125	蔵波	蔵波台1-18 2763-4	480	(小計)					(480)			(480)								6,4,5,4,5 6,6,4,5			無	JR長浦駅から徒歩10分		
					S49	S50 12					410				410												
					S55	S57 12					70				70												
	126	長浦	長浦駅前6-2	120	(小計)					(120)			(120)									6,6,4,5			無	JR長浦駅から徒歩12分	
S51					S53 04					120				120													
25.八街市計				192	計					108			84	192													
25 八街 市	127	八街	八街ほ950-1	60	(小計)					(60)			(60)								6,6,4,5 6,4,5,4,5			無	JR八街駅から都賀駅行バス7分 精米所下車徒歩7分		
					S53	S54 05					60				60												
	128	八街第2	八街ほ252-2	48	(小計)					(48)			(48)								6,6,4,5			無	JR八街駅から徒歩7分		
					S57	S59 04					48				48												
	129	八街氷川	八街ほ43-1	84	(小計)								(84)	(84)								6,5,5 6,6,6			有	JR八街駅から徒歩10分	
					H5	H7 05								84	84												

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 賃 間取り	浴 槽 釜	交通経路	
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計								
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他						
26 白井市	26.白井市計			270	計																	
	130	白井	南山1-9	270	(小計)																	
					S53	S54 08																
27 匝瑳市	27.匝瑳市計			68	計																	
	131	八日市場	春海7413	40	(小計)																	
					S44	S45 04	20															
					S45	S46 04	20															
	132	野栄今泉	今泉7009	28	(小計)																	
					S46	S47 04	19															
S47					S48 03	9																
28 香取市	28.香取市計			97	計																	
	133	大戸	大戸川1956-4	50	(小計)																	
					S51	S53 03																
	134	小見川	下飯田960-2	47	(小計)																	
					S45	S46 04	42															
S46					S47 05	5																
29 いすみ市	29.いすみ市計			50	計																	
	135	大原	大原7400-7	50	(小計)																	
					S54	S55 09																
30 酒々井町	30.酒々井町計			350	計																	
	136	東酒々井	東酒々井 1-1 3-3	50	(小計)																	
					S49	S50 09																
	137	中央台	中央台3-1	300	(小計)																	
					S53	S54 08																
S54					S55 08																	
31 芝山町	31.芝山町計			82	計																	
	138	芝山	新井田445-141	82	(小計)																	
					S46	S47 08																

市町村	図面番号	団地	所在地	総戸数	建設年度(着工)	入居年月	種別・構造別管理戸数										エレベーター	公営 間取り	改良・特 賃 間取り	浴 槽 釜	交通経路
							木造	準耐二階建		中層耐火			高層	小計							
								公営	改良	公営	改良	その他	公営	公営	改良	その他					
32 横芝光町	32.横芝光町計			198	計			198						198							
	139	光	宮川1586	90	(小計)			(90)						(90)		4,3 6,3	無	JR横芝駅から 柏田経由八日 市場行バス10 分佐間内下車 徒歩5分			
					S44	S45 04	30				30										
					S45	S46 03	33				33										
					S46	S47 03	27				27										
	140	横芝栗山	栗山2876	30	(小計)			(30)						(30)	4,3 6,3	無	JR横芝駅から 徒歩10分				
					S45	S46 04	30				30										
	141	横芝大島	横芝2305	78	(小計)			(78)						(78)	6,4.5 6,4.5,4.5 6,3	有	JR横芝駅から 徒歩10分				
					S48	S49 04	5				5										
					S49	S50 04	27				27										
S50					S51 06	46				46											
33.一宮町計				140	計			56				84	140								
33 一宮町	142	一宮	一宮4368	56	(小計)			(56)					(56)	6,6,4.5	無	JR上総一宮 駅から徒歩13 分					
					S56	S58 04			56			56									
143	一宮船頭給	船頭給237-1 238-1	84	(小計)							(84)	(84)		有 6,5.5,5.5	有	JR上総一宮 駅から徒歩15 分					
				H7	H9 10					84	84										
34.白子町計				52	計			52					52								
34 白子町	144	白子五井	五井1700-8	52	(小計)			(52)					(52)	4,3 6,3	無	JR茂原駅から 白子車庫行バ ス20分五井納 屋下車徒歩3 分					
					S44	S45 04	21				21										
					S45	S46 04	31				31										
合 計			144団地	19,171			786		15,089	345	特賃22 特公賃2	2,711 改良 144 特公賃 72	18,586	489	特賃 22 特公賃 74						

(注)1. 低層:平屋建又は2階建

中層:地上3階建以上5階建以下

高層:地上6階建以上

耐火構造:主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

準耐火構造:主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

改良住宅:都市再開発に伴う地域住民の受け入れ住宅

特賃(地域特別賃貸住宅):中堅所得者等の良好な居住環境を維持するための賃貸住宅

特公賃(特定公共賃貸住宅):中堅所得者向けに、地方公共団体が、国の補助を受けて建設した住宅

(注) 2. 身体障害者向管理戸数一覧 (令和5年3月31日現在)

市 町 村	団 地 名	車 椅 子 用	視 覚 障 害 用
千 葉 市	幕 張 東	2	0
千 葉 市	検 見 川	2	0
千 葉 市	高 浜 第 二	4	2
千 葉 市	貝 塚	0	2
千 葉 市	園 生	2	0
千 葉 市	作 草 部	2	0
千 葉 市	松 波	2	0
千 葉 市	千 城 台 西	13	0
市 川 市	国 府 台	4	0
船 橋 市	海 神	6	0
木 更 津 市	桜 井	4	0
松 戸 市	金 ケ 作	6	0
習 志 野 市	実 籾	6	0
	実籾(シルバー)	2	0
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷四本櫛	5	0
	佐 津 間	4	0
浦 安 市	浦 安 堀 江	2	0
合 計	1 6 団 地	66	4

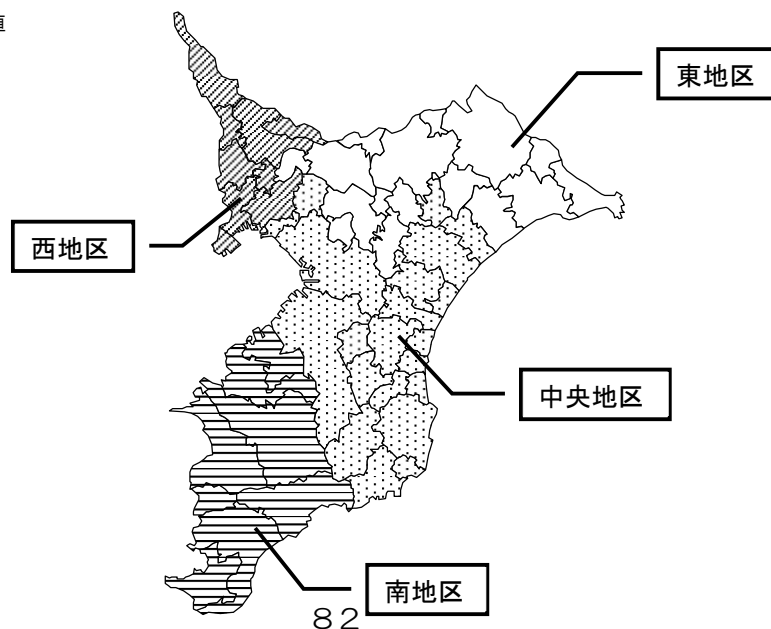
7. 地区別県営住宅の応募倍率の推移

(単位：倍)

地区 \ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
中央	4.5	4.7	5.5	6.6	6.4
西	7.0	8.6	8.7	9.6	5.9
東	1.5	2.1	3.0	3.3	3.1
南	1.4	1.7	2.3	2.1	1.9
県全体	4.1	4.8	5.6	6.2	5.1

(注) 1. 倍率は、各年度の平均値

2. 地域区分図



8. 市町村別住宅管理戸数一覽

令和5年3月31日現在

番号	事業主体名地区	県 営				計	市 町 村 営			総計
		公営	改良	地域特賃	特公賃		公営	改良等	計	
1	千葉市	7,081				7,081	6,163	398	6,561	13,642
2	銚子市	391				391	732	48	780	1,171
3	市川市	227	17			244	1,964		1,964	2,208
4	船橋市	1,039	199	22		1,260	1,471		1,471	2,731
5	館山市					0	235		235	235
6	木更津市	190	57			247	397		397	644
7	松戸市	321	72			393	1,711		1,711	2,104
8	野田市	451				451	495		495	946
9	茂原市	80				80	475		475	555
10	成田市	1,158				1,158	289		289	1,447
11	佐倉市	342				342	227		227	569
12	東金市	58				58	134		134	192
13	旭市	189				189	380		380	569
14	習志野市	966	144		2	1,112	446	120	566	1,678
15	柏市	144				144	712	96	808	952
16	勝浦市					0	156		156	156
17	市原市	2,108			72	2,180	901		901	3,081
18	流山市	80				80	399		399	479
19	八千代市					0	107		107	107
20	我孫子市	234				234	295	11	306	540
21	鴨川市	32				32	146		146	178
22	鎌ヶ谷市	265				265	146		146	411
23	君津市	504				504	102		102	606
24	富津市	74				74	161		161	235
25	浦安市	361				361	162		162	523
26	四街道市	192				192	181	72	253	445
27	袖ヶ浦市	600				600	88		88	688
28	八街市	192				192	412		412	604
29	印西市					0			0	0
30	白井市	270				270			0	270
31	富里市					0			0	0
32	南房総市					0	50		50	50
33	匝瑳市	68				68	209		209	277
34	香取市	97				97	310		310	407
35	山武市					0	153		153	153

番号	事業主体名	県 営					市 町 村 営			総計
		公営	改良	地域特賃	特公賃	計	公営	改良等	計	
36	いすみ市	50				50	214		214	264
37	大網白里市					0	75		75	75
38	酒々井町	350				350	4	14	18	368
39	栄町					0			0	0
40	神崎町					0	12		12	12
41	多古町					0			0	0
42	東庄町					0			0	0
43	九十九里町					0	18		18	18
44	芝山町	82				82			0	82
45	横芝光町	198				198	86		86	284
46	一宮町	140				140	107		107	247
47	睦沢町					0	23		23	23
48	長生村					0	12		12	12
49	白子町	52				52	11		11	63
50	長柄町					0	163		163	163
51	長南町					0	49		49	49
52	大多喜町					0	103		103	103
53	御宿町					0	30		30	30
54	鋸南町					0	32		32	32
	計	18,586	489	22	74	19,171	20,748	759	21,507	40,678

(注) 浦安市 従前居住者用賃貸住宅(コミュニティ住宅)10戸

9. 地区別市町村営住宅の応募倍率の推移

(単位: 倍)

年度 地区	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
中央	3.9	2.6	2.23	1.58	1.67	1.78	2.18
西	5.9	4.1	4.62	3.69	4.22	3.78	4.17
東	1.1	1.1	1.09	0.82	1.14	1.19	1.31
南	0.6	0.7	1.25	0.48	3.00	0.79	1.52
県全体	3.7	2.9	2.70	2.28	2.75	2.53	2.95

(注) 1. 倍率は、各年度の平均値

2. 地域区分図は、『7.地区別県営住宅の応募倍率の推移』の(注)を参照

10. 公営住宅の年度別建設実績（過去10年間）

（単位：戸）

№	事業主体	年度									
		25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4
1	千葉県	105	107			78		29		56	
2	千葉市	111			68	74	99				
3	船橋市	75 (20)	15 (15)	10 (10)	10 (10)	20 (20)	30 (30)	25 (25)	25 (25)	24 (24)	11 (11)
4	松戸市						10 (10)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	30 (30)
5	成田市					15 (15)	7 (7)	8 (8)	8 (8)	5 (5)	4 (4)
6	流山市					50 (50)					
7	八千代市					2 (2)	4 (4)	3 (3)	13 (13)	14 (14)	8 (8)
8	旭市	33									
9	我孫子市	11									
10	南房総市								12		
11	香取市	16									
市町村計		246 (20)	15 (15)	10 (10)	78 (10)	161 (87)	150 (51)	66 (66)	88 (76)	73 (73)	53 (53)
全県合計		351 (20)	122 (15)	10 (10)	78 (10)	239 (87)	150 (51)	95 (66)	88 (76)	129 (73)	53 (53)

（注）1.戸数には特定公共賃貸住宅を含む

2.()内は借上、又は買取の内数

3.数値は、着工ベースである

1 1. 独立行政法人都市再生機構 建設地別管理戸数（賃貸住宅）

令和5年3月31日現在

建設地	管理戸数	団地数
千葉市中央区	361	3
千葉市花見川区	8,906	6
千葉市稲毛区	4,118	5
千葉市若葉区	300	1
千葉市美浜区	15,848	15
浦安市	3,046	6
市川市	2,365	5
船橋市	11,188	12
佐倉市	192	1
習志野市	5,470	6
八千代市	9,002	6
松戸市	11,822	14
柏市	4,223	8
流山市	180	1
我孫子市	2,421	1
鎌ヶ谷市	752	1
印西市	2,569	8
白井市	1,117	6
成田市	2,718	5
合計	86,598戸	110団地

12. 千葉県住宅供給公社団地一覧

令和5年3月31日現在

団地名	所在地	事業期間	戸数					交通経路
			分譲住宅	賃貸住宅	宅地分譲	その他住宅	計	
小倉	千葉市 若葉区小倉台	39～41	709	0	985	621	2,315	JR総武線千葉駅から京成バス
星久喜	中央区星久喜町	37～41	0	0	80	65	145	JR総武線千葉駅から千葉中央バス
稲毛	美浜区稲毛海岸	40～41	528	0	0	0	528	JR総武線稲毛駅から京成バス
大宮	若葉区大宮台	36～42	1,500	0	197	152	1,849	JR総武線千葉駅から千葉中央バス
こてはし	花見川区こてはし台	45～50	2,314	0	111	79	2,504	京成勝田台駅から京成バス
土気	緑区大木戸町	50～62	309	0	0	0	309	JR外房線土気駅から徒歩17分又はJR千葉駅から千葉中央バス
海浜ニュータウン	美浜区打瀬 他	48～	3,274	340	0	0	3,614	JR京葉線海浜幕張駅から徒歩15分
白旗台	中央区白旗	44	0	300	0	0	300	JR外房線蘇我駅下車徒歩11分
轟町	稲毛区轟町	46	0	32	0	0	32	JR総武線千葉駅からちばシティバス
こてはし横戸	花見川区横戸台	59～2	553	0	0	7	560	京成線勝田台駅から京成バス
	千葉市 計		9,187	672	1,373	924	12,156	
江戸川台	流山市江戸川台	31～40	1,198	0	845	180	2,223	東武野田線江戸川台駅徒歩1分
流山木地区	流山市木字膝丸他	23～	0	0	49	0	49	つくばエクスプレス・武蔵野線南流山駅徒歩5分～
	流山市 計		1,198	0	894	180	2,272	
鎌ヶ谷	鎌ヶ谷市初富	39～43	0	0	76	0	76	新京成線初富駅から徒歩8分
	鎌ヶ谷市 計		0	0	76	0	76	
若宮	市原市 若宮	45～53	1,496	0	347	77	1,920	JR内房線八幡宿駅から小湊バス
姉ヶ崎	青葉台	50～56	454	0	0	0	454	JR内房線姉ヶ崎駅から徒歩18分又は小湊バス
桜台	桜台	10～21	0	0	45	0	45	JR内房線姉ヶ崎駅から日東交通バス
国分寺台	国分寺台	11～14	30	0	4	0	34	JR内房線五井駅から小湊バス
	市原市 計		1,980	0	396	77	2,453	

団地名	所在地	事業期間	戸数					計	交通経路
			分譲住宅	賃貸住宅	宅地分譲	その他住宅			
千代田	四街道市 千代田	49～18	2,779	0	2	0	2,781	J R総武本線四街道駅から千葉内陸バス又は総武本線物井駅から徒歩20分	
バードヒル池花 (内黒田地区)	池花	2～	280	0	320	0	600	J R総武本線四街道駅から千葉内陸バス	
四街道駅前ビル	鹿渡	56	49	0	0	0	49	J R総武本線四街道駅から徒歩1分	
もねの里	もねの里	28～30	0	0	2	0	2	J R総武本線物井駅から徒歩10分	
	四街道市 計		3,108	0	324	0	3,432		
成田ニュータウン	成田市 橋賀台他	45～	3,213	400	209	0	3,822	京成線成田駅又はJ R成田駅から千葉交通バス	
三里塚	本城他	58～	7	0	336	0	343	J R又は京成成田駅から千葉交通バス又はJ Rバス	
	成田市 計		3,220	400	545	0	4,165		
八幡台ニュータウン	木更津市八幡台	50～元	343	0	0	0	343	J R内房線木更津駅から日東交通バス	
	木更津市 計		343	0	0	0	343		
千葉ニュータウン	船橋市小室 他	52～	3,669	0	351	0	4,020	北総鉄道西白井、白井、小室、中央駅沿線他	
	船橋市 計		3,669	0	351	0	4,020		
酒々井中央台	酒々井町中央台	55～12	187	0	0	0	187	J R成田線酒々井駅から徒歩又は京成線酒々井駅から徒歩19分	
	酒々井町 計		187	0	0	0	187		
海浜ニュータウン (京葉港地区)	習志野市秋津他	60～19	431	0	15	0	446	J R京葉線新習志野駅から徒歩5分	
	習志野市 計		431	0	15	0	446		
八千代台	八千代市 八千代台	31～33	229	0	123	762	1,114	京成線八千代台駅 徒歩1分	
八千代台東	八千代台東	39～40	72	0	556	66	694	京成線八千代台駅から京成バス	
八千代台西	八千代台西	42～43	328	0	29	70	427	京成線八千代台駅徒歩15分	
勝田台	勝田台	42～49	1,838	0	203	1,682	3,723	京成線勝田台駅 徒歩1分	
ゆりのき台	ゆりのき台	3～13	22	0	0	0	22	東葉高速鉄道八千代中央駅から徒歩14分	
	八千代市 計		2,489	0	911	2,580	5,980		

団地名	所在地	事業期間	戸数					交通経路
			分譲住宅	賃貸住宅	宅地分譲	その他住宅	計	
茂原東部	茂原市 東部台	58～61	98	0	4	0	102	JR外房線茂原駅から小湊バス
茂原緑ヶ丘 ニュータウン	〃 緑ヶ丘	62～	781	0	793	0	1,574	JR外房線茂原駅から小湊バス
	茂原市 計		879	0	797	0	1,676	
柏	柏市中十余二他	60～62	194	0	0	0	194	JR柏駅から東武バス
	柏市 計		194	0	0	0	194	
藤治台	佐倉市藤治台	60～2	260	0	170	0	430	JR総武本線佐倉駅からちばグリーンバス
	佐倉市 計		260	0	170	0	430	
代宿けやき台	袖ヶ浦市代宿	3～24	51	0	46	0	97	JR内房線長浦駅から小湊バス
	袖ヶ浦市 計		51	0	46	0	97	
合 計			27,196	1,072	5,898	3,761	37,927	

13. 千葉県まちづくり公社団地分譲実績一覧

団地名	所在地	交通経路	構造	戸数(戸)	完成年度
千城台	千葉市	JR千葉駅 バス30分、 モノレール千城台駅徒歩10分他	戸建	595	昭和44～52
海浜N.T (幕張B地区)	千葉市	JR海浜幕張駅徒歩10分	中層	430	昭和46～59
			戸建	282	
海浜N.T (検見川地区)	千葉市	JR検見川浜駅徒歩10分他	中層	560	昭和46～58
			高層	400	
			戸建	1,062	
海浜N.T (稲毛地区)	千葉市	JR稲毛海岸駅徒歩10分他	戸建	200	昭和48,54,57
辰巳台	市原市	JR八幡宿駅 バス15分	低層	16	昭和50
成田N.T	成田市	JR成田駅 バス10分	戸建	408	昭和50～61 平成3
津田沼駅前	習志野市	JR津田沼駅 徒歩5分	高層	116	昭和51
佐倉市松ヶ丘	佐倉市	JR佐倉駅 バス7分 徒歩5分	戸建	96	昭和53
千葉N.T	船橋市	北総鉄道小室駅 徒歩7分	戸建	192	昭和53、62 平成元、5
千葉N.T	白井市	北総鉄道西白井駅 徒歩12分	戸建	54	平成2,3,4,6
		〃 白井駅 徒歩15分			
千葉N.T	印西市	北総鉄道千葉ニュータウン中央駅 バス10分 徒歩2分	戸建	6	平成3
千葉N.T	白井市	北総鉄道白井駅 徒歩15分	戸建	17	平成8
		〃 西白井駅 徒歩16分			
計				4,434	

(注) 平成9年度より分譲業務は行っていません。

14. 千葉県特定優良賃貸住宅一覧

令和5年4月1日現在

団地名	所在地	管理戸数	管理開始年月	最寄り駅	管理者
クエスタ柏	柏市あけぼの3-6-43	10	平成15年6月	JR 線柏駅7分	高松エステート
合計	1団地	10戸			

15. 特定優良賃貸住宅管理者一覧

令和5年4月1日現在

番号	管理者名称	所在地	連絡先電話番号	備考
1	高松エステート 株式会社	〒271-0092 松戸市松戸1834-12	04-7710-7100	本社は東京 松戸営業所

16. 県の住宅にかかる助成制度一覧（令和5年度）

(1) 利子補給制度

制度の名称 (担当課)	補給主体	補給対象者	補給内容				受付機 関
			補給対象 の内容	補給対象 限度額	利子補給率	補給 期間	
農業近代化資金 利子補給・大臣 特認資金 (団体指導課)	県	農業振興地域、過疎 地域、山村振興地 域内の農業者又は農業 後継者で一定の要件 を満たす者	新築 購入 増改築	事業費の80% 以内で1,800 万円まで	左記以内の額に対 して年1.30%以内	15年 以内	農協 銀行 信用金庫 信用組合
漁業近代化資金 利子補給・漁家 住宅資金 (団体指導課)	県	特定地域内の漁業者 (漁業後継者を含 む)で一定の要件を 満たす者	新築 購入 増改築	事業費の80% 以内で1,800 万円まで	左記以内の額に対 して年1.30%以内	15年 以内	信漁連 農林中金
災害復興住宅資 金利子補給 (住宅課)※	県	災害復興住宅資金利 子補給事業を実施す る市町村	新築 購入 補修	金融機関から の借入れ金10 万円以上500 万円以下	金融機関からの借 入れ利率及び市町 村の利子補給率に 応じて1%以内	5年 以内	事業を 実施する 市町村

※令和3年度末をもって新規申込受付を終了しました

(2) 融資制度

制度の名称 (担当課)	融資主体	融資対象者	融資内容				受付機 関
			融資対象	融資限度	金利	償還	
生活福祉資金 (健康福祉指 導課)※ ₁	(福)千葉県 社会福祉協 議会 (原資 国2/3 県1/3)	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	増改築・拡張・補修・ 保全・公営住宅法第 2条第2号に規定 する公営住宅を譲 り受けるのに必要 な経費	250万円	保証人あり →無利子 保証人なし →年1.5%	7年以内 6ヶ月以 内据置	各市町村 社会福祉 協議会
母子・父子・ 寡婦福祉資金 (児童家庭課) ※ ₂	県 (原資 国2/3 県1/3)	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	新築 購入 (当該住宅の用に 供する土地又は借 地権の取得に必要 な資金を含む) 増改築 補修・保全	150万円 (特別200万 円(新規取得・災害時 等))	連帯保証人を 設定した場合、 年0% 連帯保証人を 設定しない場 合、年1.0%	6年以内 6ヶ月据 置 (特別の 場合7年 以内)	市町村 (千葉市・ 船橋市・ 柏市は各 市で対応 及び融資)
ひとり親家庭 住宅支援資金 (児童家庭課) ※ ₃	(福)千葉県 社会福祉協 議会 (原資 国9/10 県1/10)	児童扶養手当受 給者(同等の水 準の者を含む) であって、母子・ 父子自立支援プ ログラムの策定 を受け、自立に 向けて意欲的 に取り組んでい る者	住居の借上げに必 要となる資金	原則12か 月に限り、 入居してい る住宅の家 賃の実費 (月額上限 4万円)	無利子	知事が定 める期間 (一定の 条件によ る償還免 除あり)	市及び町 村所管の 健康福祉 センター (千葉市 は市で対 応)

※1生活福祉資金は千葉県社会福祉協議会が貸付を行います

※2母子・父子・寡婦福祉資金は県から直接個人へ貸付を行います(千葉市・船橋市・柏市については、市から直接貸付を行います)。

※3ひとり親家庭住宅支援資金の貸付の前提となる母子・父子自立支援プログラムの策定は、市によって事業を実施していない場合があることに御留意ください。

(3) 補助制度

制度の名称 (担当課)	助成 主体	助成対象者	助 成 内 容		受 付 機 関
			助成対象	助成限度	
住宅・建築物 の耐震化サ ポート事業 (建築指導課) ※ ₁	県	国土交通 省の防災・ 安全社会資 本整備交付 金等を活用 した、民間 の住宅及び 建築物に対 する耐震関 連補助事業 を実施する 県内市町村	各市町村の補助 要綱のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業のうち、住宅に係るものを抜粋 ・補助額は、以下のいずれか低い額とする 1. 戸建住宅 <ul style="list-style-type: none"> ①耐震診断 市町村補助額の1/4、事業費の1/6、2万円 ②耐震改修 市町村補助額の1/4、事業費の23%の1/4、7.5万円 ③耐震設計 市町村補助額の1/4、事業費の1/6、1万円 ④耐震改修工事監理 市町村補助額の1/4、事業費の1/6、1.5万円 ⑤総合的支援メニュー 市町村補助額の1/4、耐震改修工事費の1/5、25万円 2. 共同住宅 <ul style="list-style-type: none"> ①耐震診断 市町村補助額の1/4、事業費の1/6、15万円 	事業を 実施す る市町 村
千葉県住宅 用設備等脱 炭素化促進 事業 (温暖化対策 推進課) ※ ₁	県	省エネルギ ー設備、電 気自動車、 集合住宅用 充電設備等 の導入に対 し補助事業 を実施する 県内市町村 ※設置者へ の直接補助 は実施しな い	各市町村の補助 要綱のとおり	<p>補助単価は、以下の金額又は市町村の補助単価の いずれか少ない額とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. エネファーム：定額10万円 2. 定置用リチウムイオン蓄電システム：定額7万円 3. 窓の断熱改修：補助対象経費×1/4 (上限8万円) 4. 太陽熱利用システム：定額5万円 5. 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：(太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合)定額15万円、(太陽光発電設備を併設する場合)定額10万円 V2H充放電設備：補助対象経費×1/10 (上限25万円) 6. 集合住宅用充電設備：(住民のみ利用可能な場合)国の補助金額×1/3(1基当たり上限50万円) (住民以外も利用可能な場合)国の補助金額×2/3(1基当たり上限100万円) 7. 住民の合意形成のための資料：定額15万円 	事業を 実施す る市町 村
千葉県サー ビス付き高 齢者向け住 宅整備事業 (住宅課)	県	サービ ス付き高 齢者向け 住宅を新 築、ある いは改良 により設 置する 事業者	住居の整備に必 要となる資金	<p>新築する場合…住宅建設費の1/20(※₂1/10) 改良する場合…住宅改良費の1/6(※₂1/3)</p> <p>【上限額】 夫婦型※₃…67.5万円/戸(※₂135万円/戸) 既存ストック型…97.5万円/戸(※₂195万円/戸) 25㎡以上…60万円/戸(※₂120万円/戸) 25㎡未満…35万円/戸(※₂70万円/戸)</p>	県

※1県から該当する事業を実施している市町村へ助成します。

※2サービス付き高齢者向け住宅に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所(看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所)も可)を併設する場合

※3住棟の全住戸数の2割までの夫婦型住戸に適用

17. 市の住宅にかかる助成制度一覧（令和5年度）

(1) 利子補給制度

事業名 (担当課)	補給主体	補給対象者	補 給 内 容				担当部署 電話番号
			補給対象 の内容	補給対象 限度額	利 子 補給率	補給 期間	
災害復興住宅資金 利子補給事業※	千葉市ほか	〔 事業を実施する市町村によって内容が異なります 〕					

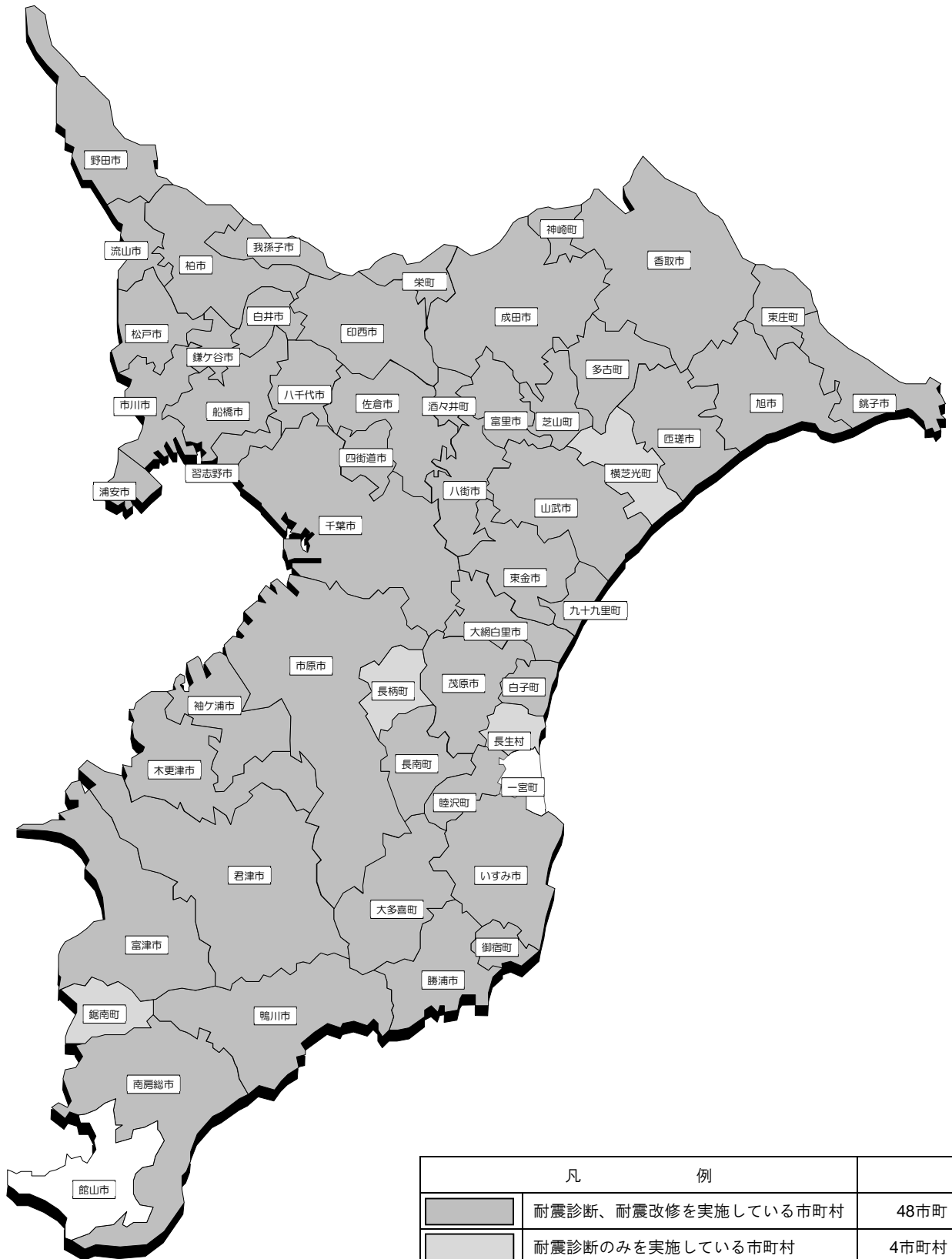
※令和3年度末をもって新規申込受付を終了しました。

(2) 補助制度

各市町村では地域の実情に応じた、住宅にかかる補助制度を実施しています。詳細は千葉県ホームページに一覧を掲載しています。

千葉県HP : <https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/seisaku/jyosei.html>

18. 住宅に対する耐震診断及び耐震改修補助事業実施市町村 (令和5年4月1日現在)



19. 市町村別住宅施策・公営住宅担当課一覧

No	市町村名	担当課	郵便番号	住 所	電話		FAX	
1	千葉市	住宅政策課 (住宅施策)	260-8722	千葉市中央区千葉港2-1	043-245-5809	(直)	043-245-5795	(直)
		住宅整備課 (公営住宅)			043-245-5846	(直)	043-245-5855	(直)
2	銚子市	都市整備課	288-8601	銚子市若宮町1-1	0479-24-8899	(直)	0479-22-3466	(代)
3	市川市	街づくり推進課 (住宅施策)	272-8501	市川市南八幡2-20-2	047-712-6327	(直)	047-712-6326	(直)
		市営住宅課 (公営住宅)	272-0023	市川市南八幡1-17-15	047-383-9594	(直)	047-383-9641	(直)
4	船橋市	住宅政策課	273-8501	船橋市湊町2-10-25	047-436-2712	(直)	047-436-2546	(直)
5	館山市	建築施設課	294-8601	館山市北条1145-1	0470-22-3751	(直)	0470-23-3116	(代)
6	木更津市	住宅課	292-8501	木更津市朝日3-10-19	0438-23-8599	(直)	0438-22-4736	(代)
7	松戸市	住宅政策課	271-8588	松戸市根本387-5	047-366-7366	(直)	047-366-2073	(直)
8	野田市	都市計画課 (住宅施策)	278-8550	野田市鶴奉7-1	04-7123-1193	(直)	04-7122-1558	(代)
		営繕課 (公営住宅)			04-7125-1111	(代)	04-7122-1557	(代)
9	茂原市	建築課	297-8511	茂原市道表1	0475-20-1588	(直)	0475-20-1606	(直)
10	成田市	建築住宅課	286-8585	成田市花崎町760	0476-20-1564	(直)	0476-24-4354	(直)
11	佐倉市	住宅課	285-8501	佐倉市海隣寺町97	043-484-6168	(直)	043-485-0108	(直)
12	東金市	都市整備課	283-8511	東金市東岩崎1-1	0475-50-1150	(直)	0475-50-1298	(代)
13	旭市	都市整備課	289-2595	旭市ニ2132	0479-62-5895	(直)	0479-64-1618	(直)
14	習志野市	住宅課	275-8601	習志野市鷺沼2-1-1	047-453-9296	(直)	047-453-7384	(直)
15	柏市	住宅政策課	277-8505	柏市柏5-10-1	04-7167-1147	(直)	04-7167-7668	(直)
16	勝浦市	都市建設課	299-5292	勝浦市新官1343-1	0470-73-6627	(直)	0470-73-8788	(直)
17	市原市	住宅課	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9841	(直)	0436-21-1478	(直)
18	流山市	建築住宅課	270-0192	流山市平和台1-1-1	04-7150-6088	(直)	04-7159-0954	(直)
19	八千代市	建築指導課 (住宅施策)	276-8501	八千代市大和田新田312-5	047-421-6773	(直)	047-484-8824	(直)
		健康福祉課 (公営住宅)			047-421-6731	(直)	047-483-2665	(直)
20	我孫子市	建築住宅課	270-1192	我孫子市我孫子1858	04-7185-1111	(代)	04-7185-4329	(直)
21	鴨川市	都市建設課	296-8601	鴨川市横渚1450	04-7093-7835	(直)	04-7093-7856	(代)
22	鎌ヶ谷市	建築住宅課	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1472	(直)	047-445-1400	(代)
23	君津市	建築課	299-1192	君津市久保2-13-1	0439-56-1621	(直)	0439-56-1626	(代)
24	富津市	都市政策課	293-8506	富津市下飯野2443	0439-80-1306	(直)	0439-80-1350	(代)
25	浦安市	住宅課	279-8501	浦安市猫実1-1-1	047-712-6284	(直)	047-353-4378	(直)
26	四街道市	建築課	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043-421-6147	(直)	043-424-8921	(代)
27	袖ヶ浦市	都市整備課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-3645	(直)	0438-63-9670	(直)
28	八街市	都市計画課	289-1192	八街市八街ほ35-29	043-443-1430	(直)	043-442-6416	(直)
29	印西市	建築指導課	270-1396	印西市大森2364-2	0476-33-4657	(代)	0476-42-0028	(直)
30	白井市	建築宅地課	270-1492	白井市復1123	047-492-1111	(代)	047-491-3510	(代)
31	富里市	都市計画課	286-0292	富里市七栄652-1	0476-93-5148	(直)	0476-93-5153	(直)
32	南房総市	建設課	299-2492	南房総市富浦町青木28	0470-33-1101	(直)	0470-20-4597	(代)
33	匝瑳市	都市整備課	289-2198	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0091	(直)	0479-72-1117	(直)
34	香取市	都市整備課	287-8501	香取市佐原口2127	0478-50-1214	(直)	0478-54-7654	(直)

№	市町村名	担当課	郵便番号	住 所	電話		FAX	
35	山武市	都市整備課	289-1392	山武市殿台296	0475-80-1192	(直)	0475-80-1314	(代)
36	いすみ市	建設課	298-8501	いすみ市大原7400-1	0470-62-1204	(直)	0470-63-1252	(代)
37	大網白里市	都市整備課	299-3292	大網白里市大網115-2	0475-70-0366	(直)	0475-72-9107	(直)
38	酒々井町	まちづくり課 (住宅施策)	285-8510	印旛郡酒々井町中央台4-11	043-496-1171	(代)	043-496-5765	(直)
		健康福祉課 (公営住宅)					043-496-7541	(直)
39	栄町	都市建設課	270-1592	印旛郡栄町安食台1-2	0476-33-7711	(直)	0476-95-4274	(代)
40	神崎町	まちづくり課	289-0292	香取郡神崎町神崎本宿163	0478-72-2114	(直)	0478-72-2110	(代)
41	多古町	空港まちづくり課	289-2292	香取郡多古町多古584	0479-76-5408	(直)	0479-76-7144	(代)
42	東庄町	まちづくり課	289-0692	香取郡東庄町笹川い4713-131	0478-86-6074	(直)	0478-86-4051	(代)
43	九十九里町	まちづくり課	283-0195	山武郡九十九里町片貝4099	0475-70-3156	(直)	0475-76-7934	(直)
44	芝山町	企画空港政策課	289-1692	山武郡芝山町小池992	0479-77-3909	(直)	0479-77-0871	(代)
45	横芝光町	都市建設課	289-1793	山武郡横芝光町宮川11902	0479-84-1217	(直)	0479-84-2713	(代)
46	一宮町	都市環境課	299-4396	長生郡一宮町一宮2457	0475-42-1430	(直)	0475-40-1075	(代)
47	睦沢町	産業建設課	299-4492	長生郡睦沢町下之郷1650-1	0475-44-2522	(直)	0475-44-1729	(代)
48	長生村	まちづくり課	299-4394	長生郡長生村本郷1-77	0475-32-2116	(直)	0475-32-1486	(代)
49	白子町	建設課	299-4292	長生郡白子町関5074-2	0475-33-2116	(直)	0475-33-4132	(代)
50	長柄町	建設環境課	297-0298	長生郡長柄町桜谷712	0475-35-2114	(直)	0475-35-4743	(直)
51	長南町	建設課	297-0192	長生郡長南町長南2110	0475-46-3394	(直)	0475-46-3406	(直)
52	大多喜町	建設課	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜93	0470-82-2115	(直)	0470-82-1510	(代)
53	御宿町	建設水道課	299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522	0470-68-6693	(直)	0470-68-7183	(代)
54	鋸南町	建設水道課	299-2192	安房郡鋸南町下佐久間3458	0470-55-2133	(直)	0470-55-0421	(直)

注) は市町村営住宅「有」、 は「無」を示す。

20. 住宅に関する情報・相談窓口

1. 相談窓口等

(1) 相談窓口

No.	実施機関と窓口・住情報の概要	連絡先等
1	(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター (相談窓口の愛称:住まいるダイヤル) ・住宅の取得やリフォーム等、住宅全般に関する電話相談を受け付けています。 ホームページ https://www.chord.or.jp/	電話相談 TEL 0570-016-100(ナビダイヤル) または 03-3556-5147 相談時間 10:00~17:00 (土、日、祝休日、年末年始を除く)
2	千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センター住まいの相談 ・高齢者や介護者が使いやすく安全な住宅に関して、素朴な質問から相談者に対応する設計例まで相談に応じます。(無料) 千葉県福祉ふれあいプラザホームページ http://www.furepla.jp/	電話相談 TEL 04-7165-2886 相談日 火曜~木曜 10:00~12:00(要予約) 金曜 10:00~16:00
3	(一財)ベターリビング ・優良住宅部品(BL部品)についての相談や、BL部品に対する苦情等について、電話相談を受け付けています。 ホームページ https://www.cbl.or.jp/	電話相談 TEL 03-5211-0680 相談時間 10:00~12:00、13:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)
4	(公社)千葉県建築士事務所協会 ・建築に関する相談をEメール又はFAXにより受け付けています。 質問は、高度な専門知識を有する担当建築士に事務局が分担し、御相談者へ電話を差し上げての回答となります。 ホームページ http://www.chiba-jk.or.jp/ (相談申込書はダウンロードできます。)	電話受付 TEL 043-224-1640 受付時間 9:00~12:00、13:00~16:30 (土、日、祝日、年末年始を除く) 受付FAX番号 043-225-2066 (24時間受付)
5	ちば安心住宅リフォーム推進協議会 ・住宅リフォームに関する電話相談を受け付けています。 ・面接相談 令和5年9月21日,10月19日,11月21日,12月12日(事前予約制) ・リフォームに関する消費者向け講習会、事業者向け講習会を計5回開催しています。詳細はホームページにて公開しています。 ホームページ http://www.chiba-re-suikyoku.com	ちば安心住宅リフォーム推進協議会事務局 (公社)千葉県建築士事務所協会内) 電話受付 TEL 043-224-1640 受付時間 9:00~12:00、13:00~16:30 (土、日、祝日、年末年始を除く) 受付FAX番号 043-225-2066 (24時間受付)
6	(公社)日本建築家協会 関東甲信越支部 千葉地域会 ・身近な建築問題、疑問、トラブルや相談を受け付けています。 ○面接相談:毎月第一、第三水曜日午後(事前予約制) オンライン(ZOOM)での相談も受付しております。 ホームページ https://chiba-kentikuka.jp/ (建築相談日のメール予約もできます。)	(事前予約制) 面接予約 TEL 043-225-5575 予約受付時間 10:00~12:00、13:00~16:00 (火、土、日、祝日、年末年始を除く)
7	千葉県県土整備部 建設・不動産課 ・宅地建物取引(売買・賃貸借)のトラブルが発生した際の弁護士による法律相談を受け付けています。 ○面接相談:原則毎月第2水曜日(事前予約制) 相談時間:13:00~16:00	(事前予約制) 問合せ等 TEL 043-223-3238 予約受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 (土、日、休日を除く)
8	(公社)千葉県不動産鑑定士協会 ・不動産の価格・賃料などについての相談を受け付けています。 ○面接相談:毎月第一、第三水曜日(事前予約制、祝祭日は休み) 相談時間:10:00~12:00 ※新型コロナウイルス感染防止のため、内容が変更される場合があります。 詳細はホームページを参照ください。 ホームページ http://chiba-kanteishi-kyoukai.or.jp/	(事前予約制) 問合せ等 TEL 043-222-7588 FAX 043-222-9528 予約受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)
9	(独)住宅金融支援機構「お客さまコールセンター」 ・住宅ローン(フラット35、機構融資、技術基準)に関する電話相談を受け付けています。 ホームページ https://www.jhf.go.jp/	電話相談 TEL 0120-0860-35 ※上記の電話番号がご利用いただけない場合は、048-615-0420 におかけ下さい。 (通話料金がかかります。) 相談時間 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)
10	(一社)マンションリフォーム推進協議会 ・マンションのリフォームに関する様々な疑問についての相談をFAXにて受け付けています。 ホームページ http://www.repco.gr.jp/	相談票送付先 FAX 03-3265-4861 相談時間 10:00~17:00(土、日、祝日を除く)
11	(一社)再開発コーディネーター協会「マンション建替相談室」 ・マンションの建替えや耐震改修の進め方に関する相談について、電話、FAX、Eメールによる相談及び面接相談(事前予約制)を受け付けています。 ホームページ(http://www.urca.or.jp/) メール相談アドレス: mansion@urca.or.jp	電話相談 TEL 03-6400-0261 FAX相談 FAX 03-3454-3015 相談日 月~金曜日(祝祭日休) 受付時間 10:00~16:00

No.	実施機関と窓口・住情報の概要	連絡先等
12	<p>法テラス・サポートダイヤル</p> <p><情報提供> ・「法的トラブル」の解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口に関する情報を、電話でご案内しています(無料)。またメールによる情報提供も受け付けています。</p>	<p>TEL 0570-078374(PHS可) (IP電話からは03-6745-5600) 【電話相談】 平日9:00～21:00 土 9:00～17:00 ※新型コロナウイルスの感染防止のため、相談方法が異なる場合がございます。</p>
	<p>日本司法支援センター千葉地方事務所(法テラス千葉)</p> <p><情報提供> ・「法的トラブル」の解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口に関する情報を、電話や面談でご案内しています(無料)。</p> <p><民事法律扶助> 経済的に余裕のない方を対象に次の援助を行っています。 ①無料法律相談(弁護士・司法書士による相談) ②弁護士・司法書士への依頼費用の立替え(無利子)</p>	<p>TEL 0570-078315 (IP電話からは050-3383-5381) <情報提供> 【電話・面談相談】 平日9:00～17:00 <法律相談> 【電話・面談相談】 (要予約:予約受付 平日9:00～17:00) 平日10:00～12:00 / 13:00～16:00 ※新型コロナウイルスの感染防止のため、相談方法が異なる場合がございます。</p>
	<p>日本司法支援センター千葉地方事務所 松戸支部(法テラス松戸)</p> <p><情報提供> ・「法的トラブル」の解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口に関する情報を、電話や面談でご案内しています(無料)。</p> <p><民事法律扶助> 経済的に余裕のない方を対象に次の援助を行っています。 ①無料法律相談(弁護士・司法書士による相談) ②弁護士・司法書士への依頼費用の立替え(無利子)</p>	<p>TEL 0570-078316 (IP電話からは050-3383-5388) <情報提供> 【電話・面談相談】 平日9:00～17:00 <法律相談>(要予約) 相談が受けられる弁護士事務所を紹介します。 平日9:00～17:00 ※新型コロナウイルスの感染防止のため、相談方法が異なる場合がございます。</p>
	<p>ホームページ http://www.houterasu.or.jp/chiba/ サポートダイヤル利用案内ページ http://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/call_center/</p>	
13	<p>千葉司法書士会「ちば司法書士総合相談センター」</p> <p>・千葉司法書士会館他で、司法書士による、相続・賃貸借・登記等不動産に関する相談、その他一般民事法律相談を行っています。 (詳細については、お電話にてお問い合わせ下さい。) ○面接相談:毎週土曜日(事前予約制) 相談時間 10:00～12:00、13:00～15:00</p>	<p>(事前予約制) 面接予約 TEL 043-204-8333 無料電話相談(毎週月・水曜日 14:00～17:00 毎週土曜日 10:00～12:00 13:00～15:00) フリーダイヤル 0120-971-438 面接・電話相談、予約受付ともに 祝日及び年末年始等を除く ※新型コロナウイルスの影響により、相談日、相談時間が変更になる場合があります。</p>
	<p>ホームページ https://chiba.shihoshoshikai.or.jp/</p>	
14	<p>県庁総合企画部 報道広報課 広聴室「無料法律相談」</p> <p>・相続、離婚、損害賠償などの民事・家事上のトラブルについて、弁護士による法律相談を受け付けています。 (事前予約制)</p>	<p>(事前予約制) 電話予約 TEL 043-223-2249・2250 予約受付時間 相談日のある週の最初の開庁日9時から 相談日 木曜日(月2回) 相談時間 13:00～16:00(各回6人、1人30分以内)</p>
	<p>ホームページ https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/soudan/houritsu.html</p>	
15	<p>千葉県弁護士会「法律相談センター」</p> <p>・法律全般について、弁護士による法律相談を受け付けています。</p> <p>(有料、事前予約制) ○面接相談:9:30～12:00 13:30～16:00(平日) ○夜間・土日相談「ヨルンド」 17:00～20:00(平日の夜間) 9:00～20:00(土曜日・日曜日)</p>	<p>(事前予約制) 面接予約受付 TEL 043-227-8954 予約受付時間 10:00～11:30 13:00～16:00(平日) ※新型コロナウイルスの感染防止のため、相談時間が異なる場合がございます。</p>
	<p>ホームページ https://www.chiba-ben.or.jp/</p>	
16	<p>千葉県消費者センター</p> <p>・住宅の請負契約に関する契約のトラブルなど、消費生活に関するさまざまな苦情や問い合わせについて、電話または面談による相談を受け付けています。</p>	<p>電話相談 TEL 047-434-0999 相談時間 平日 9:00～16:30 土曜日 9:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>
	<p>千葉県警察本部「相談サポートコーナー」</p> <p>・犯罪などの被害に関すること、警察全般の活動に関する相談を受け付けています。</p>	<p>電話相談 TEL 043-227-9110 (又は短縮ダイヤル #9110) 相談時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日 (祝日、振替休日及び年末年始を除く)</p>
17		

(2) 紛争処理機関

No.	各機関の概要	連絡先等
1	<p>建設工事紛争審査会</p> <p>・工事瑕疵や請負代金の未払いなどのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる建設業者との紛争について、弁護士と専門的知識を有する建築士・学識経験者で構成される審査会が、専門的かつ公正・中立な立場で紛争の解決に当たります。申請には、手数料が必要です。</p>	<p>千葉県県土整備部 建設・不動産課 問合せ先 TEL 043-223-3108</p> <p>※利用方法について詳細はホームページを参照してください。</p>
	<p>ホームページ https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/fufukushori/funsou.html</p>	
2	<p>千葉県弁護士会住宅紛争審査会(指定住宅紛争処理機関)</p> <p>・以下①②の住宅について、建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争に関し、弁護士会の内部に設置されている住宅紛争審査会が、紛争の解決にあたります。 申請手数料は10,000円(一部の保険付き住宅は14,000円)です。</p> <p>①「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度を利用して建設住宅性能評価書が交付された住宅 ②「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく瑕疵保険が付された住宅</p>	<p>※申請の際にはあらかじめ、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル)の電話相談を受けていただきますと円滑に進みます。 TEL 0570-016-100(ナビダイヤル) または 03-3556-5147 10:00~17:00(土、日、祝休日、年末年始を除く)</p> <p>(千葉県弁護士会) TEL 043-227-8431 FAX 043-225-4860</p>
	<p>ホームページ https://www.chiba-ben.or.jp/</p>	
3	<p>簡易裁判所(民事調停)</p> <p>・民事上の紛争全般について、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員で構成された調停委員会が紛争の解決にあたります。 ・申立ては原則として、紛争の相手方の住所地を管轄する簡易裁判所において行います。 ・申立には、申立書のほか、申立手数料と当事者呼出費用等が必要です。</p>	
	<p>ホームページ http://www.courts.go.jp/</p>	

2. 情報提供窓口

(1) 賃貸住宅の募集情報

No.	募集概要	実施機関、連絡先等
1	<p>・千葉県県営住宅の募集情報等 (県営住宅についての募集情報の提供や、入居者からの問合せに対応しています。)</p>	<p>千葉県住宅供給公社 募集について:TEL 043-222-9200 管理について:TEL 043-222-9182 滞納について:TEL 043-222-9187 修繕について:TEL 043-222-9711 問合せ時間 8:30~17:15 休業 土、日、祝日及び年末年始</p>
	ホームページ https://www.chiba-kousya.or.jp/	
2	<p>・県内市町村営住宅の募集情報</p>	<p>各市町村の公営住宅担当課 「本書」P95~96をご覧ください。 市町村営住宅の有無の確認もできます。</p>
3	<p>・千葉県住宅供給公社が供給する賃貸住宅の募集情報等 (公営住宅の入居資格要件を超える収入階層向けの住宅です。)</p>	<p>千葉県住宅供給公社「総合案内所」 問合せ先 TEL 043-227-5673 問合せ時間 9:00~17:00 休業 日、祝日(土曜除く)及び年末年始</p>
	ホームページ https://www.chiba-kousya.or.jp/	
4	<p>・(独)都市再生機構が供給する賃貸住宅の募集情報等 (資格要件に最低収入等の設定があります。)</p>	<p>(独)都市再生機構 ・津田沼営業センター 問合せ先 TEL 047-478-3711 ・稲毛海岸営業センター 問合せ先 TEL 043-270-5551 ・松戸営業センター 問合せ先 TEL 047-367-5221 ・柏営業センター 問合せ先 TEL 047-196-6152 問合せ時間 9:30~18:00 (水曜日・年末年始を除く)</p>
	ホームページ http://www.ur-net.go.jp/	
5	<p>・シルバーハウジング(高齢者の生活特性に配慮した設備を備え、生活相談員を配置して、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮した公的賃貸住宅)の募集情報</p>	<p>県営住宅:千葉県住宅供給公社 問合せ先 TEL 043-222-9200 問合せ時間 8:30~17:15 休業 土、日、祝日及び年末年始</p>
6	<p>・バリアフリー化等による高齢化対応の設備を備えた公営住宅の募集情報</p>	<p>千葉県県土整備部 住宅課 問合せ先 TEL 043-223-3222 FAX 043-227-7140 問合せ時間 9:00~17:15 (土、日、祝日を除く)</p> <p>市町村営住宅:市町村公営住宅担当課 「本書」P95~96をご覧ください。</p>
7	<p>・サービス付き高齢者向け住宅(バリアフリー構造を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅)として登録されている住宅の情報</p>	<p>千葉県県土整備部都市整備局 住宅課 問合せ先 TEL 043-223-3231 FAX 043-225-1850 問合せ時間 9:00~17:15 (土、日、祝日を除く)</p>
	ホームページ http://www.satsuki-jutaku.jp/ (全国の登録情報が閲覧できます。)	

(2) 住情報を提供する県機関及び公的サイト等

No.	住情報の概要	連絡先等
1	「住まい情報プラザ」 ・県営住宅等、公的機関が募集する賃貸住宅等の案内や、住まいに関する専門相談窓口等の情報提供等を行っています。	千葉県住宅供給公社総合案内所内 問合せ先 TEL 043-223-3266 FAX 043-223-0003 問合せ時間 9:00～17:00 休業日、祝日(土曜除く)及び年末年始
2	「宅地建物取引業者名簿の閲覧」 ・千葉県知事の免許業者と千葉県に本店のある大臣免許業者について、業者名簿と免許申請書の閲覧ができます。業者が免許を受けているかの確認、その業者の行政処分歴等を把握するための参考資料とすることができます。	千葉県県土整備部 建設・不動産課 問合せ先 TEL 043-223-3238 閲覧日時 月～金曜日 9:00～11:30、13:00～16:30 (休祝日・年末年始を除く)
3	「建設業許可申請書類等の閲覧」 ・千葉県知事の許可業者について、建設業許可に係る申請書類等の閲覧ができます。	千葉県県土整備部 建設・不動産課 問合せ先 TEL 043-223-3108・3110 閲覧日時 月・火・木・金曜日 9:00～11:30、13:00～16:30 (休祝日・年末年始及び臨時閉鎖日を除く) ※利用方法等についての詳細はホームページを参照してください。
ホームページ https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/kyoka-etsuran.html		
4	「住まいの情報発信局」 ・住宅関係の団体や公的機関で構成される運営協議会により運営される住宅に関するポータルサイトで、住宅相談窓口、性能表示制度、住まいづくりの一般的知識等、一般の方から住まいの専門家まで幅広く対応した情報発信を行っています。	「住宅情報提供協議会」 (一財)ベターリビング 問合せ先 TEL 03-5211-1402
ホームページ http://www.sumai-info.jp/		
5	「住まいるダイヤル」 ・「住まいるダイヤル」は、国土交通大臣が指定した相談窓口です。住宅に関するトラブルや困りごとについて専門の相談員がお答えします。評価住宅や保険付き住宅を取得した方、リフォーム工事を実施した方は、弁護士や建築士が対面相談を行う専門家相談を受けることができます。まずは「住まいるダイヤル」へお電話下さい。ホームページには、「住まいるダイヤル」のご案内や、住宅相談事例などの情報が掲載されています。	(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住まいるダイヤル」 問合せ先 TEL 0570-016-100(ナビダイヤル) または 03-3556-5147 問い合わせ時間 10:00～17:00 (土日、祝休日、年末年始を除く)
ホームページ https://www.chord.or.jp		
6	・マンション管理に関する法令やQ&A、セミナーの開催案内等、マンション管理に関する情報が掲載されています。	(公財)マンション管理センター
ホームページ https://www.mankan.or.jp/		
7	・高齢社会に対応した住宅・生活関連サービス等に関する様々な情報が掲載されています。 ○民間賃貸住宅に入居する際の連帯保証人をお探しの方のための家賃債務保証 ○ご自宅(持家)のバリアフリー工事、ヒートショック対策工事、耐震改修工事等をお考えの60歳以上の方のための高齢者向け返済特例リフォーム融資の債務保証等の利用案内も掲載されています。	(一財)高齢者住宅財団
ホームページ https://www.koujuuzai.or.jp/		
8	・住宅リフォームについて、消費者や事業者役に役立つ情報を掲載しています。 ○刊行物案内 HPからお申込可 「住宅リフォームガイドブック」 「住宅リフォーム工事標準契約書」 「もう一度、見直したいリフォーム事業のABC」等 ○セミナー・イベント情報 WEBセミナー／セミナー(事業者向け・消費者向け)／シンポジウム 等 ○住宅リフォームの減税制度 ○地方公共団体における住宅リフォーム支援制度検索 市町村が行う各種支援制度を検索できます。 ○住宅リフォーム事業者団体登録制度 ○安心R住宅 ○住まい再建事業者検索サイト 災害被災地のリフォーム業者と工事対応状況が検索できます。	(一社)住宅リフォーム推進協議会
ホームページ https://www.j-reform.com/		

(3) 県の担当課

No.	担当課と概要	連絡先等
1	千葉県総務部税務課	TEL 043-223-2117
	・不動産取得税に関する事	FAX 043-225-4576
2	千葉県県土整備部 都市整備局 都市計画課	TEL 043-223-3240
	・開発行為等に関する事	FAX 043-222-7844
3	千葉県県土整備部 建設・不動産業課	
	・建設業法に関する事	TEL 043-223-3108
	・宅地建物取引業法に関する事	TEL 043-223-3238
		FAX 043-225-4012
4	千葉県県土整備部 都市整備局 建築指導課	
	・住宅の建築基準・バリアフリーに関する事	TEL 043-223-3188
	・建築物の省エネ・低炭素建築物に関する事	TEL 043-223-3061
	・住宅の耐震に関する事	TEL 043-223-3186
		FAX 043-225-0913
5	千葉県県土整備部 都市整備局 住宅課	
	・長期優良住宅建築等計画の認定に関する事	TEL 043-223-3255,3229,3283
	・住宅の防犯性能に関する事	
	・住宅の性能表示制度に関する事	
	・住宅の瑕疵担保履行法に関する事	
	・特定優良賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅に関する事	TEL 043-223-3231
	・マンションの管理の適正化に関する事	
	・県営住宅の整備に関する事	TEL 043-223-3271(県営住宅建築) TEL 043-223-3227(県営住宅設備)
・県営住宅の管理に関する事	TEL 043-223-3222 FAX 043-227-7140	
		FAX 043-225-1850

2 1. 用語解説

あ

●NPO

民間非営利組織の意。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益活動をする市民による非営利の民間組織。平成10年12月のNPO法（特定非営利活動促進法）の施行により、非営利団体の法人格の取得や、基本財産の保全・管理、職員の雇用の安定などを容易にし、社会的信用を高めて団体活動を行いやすくすることなどが図られた。

か

●改良住宅

「住宅地区改良法」に基づき、不良住宅が密集する地区の改良事業の施行によって、居住する住宅を失う世帯のために、事業の施行者である地方公共団体が建設する住宅。

●居住水準

世帯の人員や構成に応じて設定された住宅の床面積や居室の条件、住宅設備、室構成などの基準をいう。住生活基本計画では、全国計画、千葉県計画ともに以下の4つを定めている。

- ①住宅性能水準
- ②居住環境水準
- ③誘導居住面積水準
- ④最低居住面積水準

●居住環境水準

地域の実情に応じた良好な居住環境のための指針となるものであり、安全・安心や美しさ・豊かさなどの項目からなる。それぞれの項目が、地域における居住環境の整備、誘導等の方向性を示すための要素となる。

●県営住宅ストック活用計画

県営住宅ストックの有効活用を図るため、ストックの整備目標、活用方針、改善や建替等の活用の方策等について定める計画。

●県営住宅長寿命化計画

県営住宅等について、予防保全的な管理や改善の実施等、長期的な視点に立った維持保全活動を行うことにより、安全で快適な居住環境を確保しつつ、更新コストの削減や事業量の平準化を図るために、地方公共団体が策定する計画。計画期間は10年で、5年毎に見直しを行う。

●公営（県営・市町村営）住宅

「公営住宅法」に基づいて、地方公共団体が供給する住宅。住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃で賃貸されている住宅。

●公営住宅制度

昭和26年に創設された公営住宅の建設・管理等に関する法律に基づく制度。平成8年5月に改正され、高齢者等に対する入居資格の緩和や収入超過者に対する応分の家賃負担、供給に際しての借上・買取方式の導入などの見直しが行われた。

●高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃：こうえんちん）

高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県知事の登録を受けた民間の賃貸住宅。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、平成13年10月制度化された。平成23年10月20日、法律の改正・施行に伴い制度は廃止された。

●高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃：こうゆうちん）

平成10年度に公営住宅を補完する形で、高齢者の安全かつ安定した居住を確保することを目的に創設された制度。平成13年に新たに制定された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に位置づけられた。民間の土地保有者等が事業者となり、国、県、市町村が建設費補助を行うことにより、バリアフリー化や緊急対応サービスが義務付けられた高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給するもの。平成23年10月20日、法律の改正・施行に伴い認定制度が廃止された。

●公社住宅

昭和40年に制定された地方住宅供給公社法に基づいて供給される住宅。その業務は分譲住宅、賃貸住宅、宅地分譲の供給等であり、公営住宅と公団住宅の中間の収入階級層を対象としている。

●公団住宅

UR 賃貸住宅の欄を参照。

●コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

さ

●最低居住面積水準

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。住生活基本計画(全国計画)で定められている。その面積（住戸専用面積・壁芯）は以下のとおり。

- (1) 単身者：25㎡
- (2) 2人以上の世帯：10㎡×世帯人数+10㎡

●サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の安全かつ安定した居住を確保することを目的に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正に伴い平成23年10月20日に創設された登録制度。民間の土地保有者等が事業者となり、バリアフリー化や安否確認・生活相談サービスが義務付けられた高齢者向けの賃貸住宅を供給するもの。登録期間は5年間の更新制。登録された情報はサービス付き高齢者向け住宅情報提供システムから検索できる。

●三位一体改革

地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにするため、以下の3つを一体として進める改革。

①国庫補助金負担金改革、②地方交付税の見直し、③地方への税源移譲、

平成18年度までに、以下の成果があった。

①国庫補助負担金改革 約4.7兆円

②地方交付税改革 約5.1兆円

③税源移譲 約3兆円

●住情報

住宅取得に関する建築技術や法規制、税制、金融などの専門分野の情報に加え、耐震性の向上や増改築、維持・管理など、多方面に渡る住まいの情報全般を指す。

●住生活基本法

国民に安全かつ安心な住宅を十分に供給するための住宅政策の指針となる法律で、平成18年6月に公布・施行された。

住生活基本法の基本理念には、①住生活の基盤である良質な住宅の供給、②良好な居住環境の形成、③居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護・増進、④居住の安定の確保、の4つが謳われている。また、国・地方公共団体、事業者の責務、関係者相互の連携及び協力等、基本的施策が定められている。

住生活基本法に基づき、施策の基本的方針、全国的見知からの目標、目標達成のための基本的施策、政策評価の実施等を示した「全国計画」が平成18年9月に定められ、その後3回の見直しが行なわれている。

また県では、この全国計画を踏まえ区域内の施策の基本的方針や地域特性に応じた目標、目標達成のための基本的な施策、公営住宅の供給の目標量などを定めた「千葉県住生活基本計画」を平成19年3月に策定。以後、3回の改定を行い、令和4年11月に「第4次千葉県住生活基本計画」を策定した。

●住生活総合調査（旧：住宅 需要実態調査）

居住環境を含めた住生活全般に関する実態や、居住者の意向・満足度等を総合的に把握するため、全国的に実施する調査。従来は住宅需要実態調査という名称で5年ごとに行われてきた。住生活基本法の施行等を受けて名称が変更され、内容を拡充し実施されている（直近の調査は平成30年12月に実施）。また、住生活基本計画の評価・見直しを行う際の基礎資料となる。

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）

住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、等）に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めた法律。平成19年7月公布・施行。

公的賃貸住宅の適切な供給の促進及び民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な施策の実施に関する国及び地方公共団体の責務等が定められている。

●住宅瑕疵担保履行法

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の略称。「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく新築住宅における10年間の瑕疵担保責任の履行を確実なものとするため、新築住宅の請負人や売主に瑕疵担保責任履行のための資力確保措置を義務付け、発注者や買主の利益の保護等を目的とする法律。平成19年5月公布、平成20年4月より一部施行され、平成21年10月から全面施行されている。

●住宅建設計画法

住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図ることを目的として、昭和41年に制定された法律。住宅建設五箇年計画（法に基づき、国民の住生活が適正な水準に安定するまでの間、5年ごとに作成される政府の住宅建設計画。計画には、達成すべき居住水準・建設戸数などの目標を定める。）等の実施についての国・地方公共団体等の責務等を定めている。しかし、国民の住生活が適正な水準に安定したため、平成18年6月に住宅建設計画法にかわる法律として「住生活基本法」が制定され、住宅建設計画法は廃止された。

●住宅性能水準

居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるもの。①居室構成などの基本的機能、②耐震性、防火性などの居住性能、③環境性能や外観といった外部性能、の3機能からなる。

●住宅性能表示制度

平成12年4月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度で、住宅の性能を、第三者機関が国の基準に基づいて評価し、その結果を表示する制度。表示される性能は構造耐力、遮音性、省エネルギー性など10分野で、等級や数値などによって示される。

●住宅ストック

ストックとは「在庫」を意味する英単語であり、ここではその時点における既存の住宅（の数）等を表す。

●住宅・土地統計調査

住宅及び世帯の居住実態における現状と推移を把握するため、総務省統計局が昭和23年以来5年ごとに実施している調査。直近の調査は平成30年10月に実施された。国勢調査が全数調査であるのに対し住宅・土地統計調査は標本調査である。

●住宅の品質確保の促進等に関する法律

住宅に関するトラブルを未然に防ぎ、万一のトラブルの際にも消費者の立場から紛争を速やかに処理できるよう、新築住宅の瑕疵担保期間10年間の義務付け、住宅性能表示制度の創設、住宅紛争処理体制の整備等を定めた法律。平成12年4月に施行された。

●住宅マスタープラン

地方公共団体が地域特性に応じた住宅整備を図るため定める計画。住宅事情等に係る現状分析、住宅対策の課題の整理及び住宅対策の基本的方向及び地域特性に応じた具体的施策の展開方針等からなる。

千葉県では、平成13年に策定した住宅マスタープランを見直し、平成18年6月に公布・施行された住生活基本法に基づく新たな住生活基本計画を平成19年3月に策定した。

●重点供給地域

住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域。従来は大都市法に基づく「住宅及び住宅地供給計画」に位置づけていたが、平成18年の住生活基本法の制定と大都市法の改正により、都道府県住生活基本計画に位置づけることとなった。

●主世帯

1つの住宅に1世帯が住んでいる場合、その世帯を指して「主世帯」という。1世帯に2世帯以上が住んでいる場合には、そのうち主な世帯を主世帯といい、ほかの世帯を「同居世帯」という。主世帯数は言い換えると、居住世帯のある住宅数。

●少子化

生まれる子どもの数が減少すること。わが国では、第2次ベビーブームといわれた1973年以降、出生率はほぼ毎年低下を続けている。

●シルバーハウジング

高齢者が自立して快適に過ごすことのできるような設備を備えた公営住宅のこと。住宅のバリアフリー化、ライフサポートアドバイザー（LSA：生活援助員）による入居者に対する安否の確認、生活相談・緊急時の対応・疾病時の一時的家事援助などの生活支援など、ハード・ソフトの両面から、適切な福祉サービスを受けられるよう配慮されている。

た

●耐震診断

地震に対する住宅の耐震性能をチェックし、耐震性に不安がある場合に早期の補強を図ることを目的としたもの。木造住宅に関しては、(財)日本建築防災協会等から一般の市民でも自分で行える「わが家の耐震診断」、建築士を対象とした「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」等が刊行されている。

●地域優良賃貸住宅（地優賃：ちゆうちん）

高齢者、障害者、子育て世帯等向けの居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進を目的に、特優賃・高優賃の両制度を再編して施策対象を重点化し、整備費や家賃減額に対する助成を行う制度。国の要綱に基づき、平成19年9月に制度化された。

●地域優良分譲住宅

住宅マスタープランに基づき供給される一定の良質な分譲住宅について、住宅金融公庫(現：住宅金融支援機構)等の融資の優遇や地方公共団体の利子補給を連携して行い、住宅購入者の負担の軽減を図る制度。

●地価公示

地価公示法に基づき、国土交通省による土地鑑定委員会が毎年1月1日時点での標準地の価格を公示するもの。調査は昭和46年から毎年実施されている。

●長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造及び設備に対して講じられた優良な住宅。

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」において、①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③間取り等の変更に対応できる可変性 ④設備等の維持管理・更新を容易性 ⑤バリアフリー性 ⑥省エネルギー性の6項目について、一定以上の性能を持つ住宅とされている。

●特定公共賃貸住宅（特公賃：とっこうちん）

地域の住宅事情により、地方公共団体自ら公営住宅とは異なる世帯や所得層に対して賃貸住宅を供給する制度。地域の住宅事情によって、民間の供給だけでは良好な賃貸住宅の不足が想定される場合、地方公共団体が自ら特定公共賃貸住宅を供給することが認められる。

●特定優良賃貸住宅（特優賃：とくゆうちん）

中堅ファミリー層を主な対象に、良質な賃貸住宅の供給を目的とした制度。地方公共団体が民間の優良な賃貸住宅を借り上げ、または直接供給するもので、建築主等は建設費の助成を受けられる。入居者は市場家賃より低い家賃で入居でき、その差額を国及び地方自治体で助成する。

は

●バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や身体障害者の利用に配慮した仕様をいう。具体的には、車椅子で通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材、手すり、点字の案内版の設置等があげられる。

●HOPE 計画

HOPE は、HOusing with Proper Environment の略。今後の住宅政策の「希望」という意味もこめて命名された。市町村が主体となり、地域の発意と創意に基づき地域固有の自然や伝統、文化、産業などの特性を生かしながら、将来に継承し得る質の高い居住空間の整備に取り組むための計画をいう。

ま

●マンションの管理の適正化の推進に関する法律

マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、管理組合による管理の適正化を確保するための施策と、マンション管理士資格、マンション管理業の適正化などが定められた法律。平成12年12月に施行された。

●民間住宅の借上・買取による公営住宅

土地保有者等の建設する民間住宅の借上げや、市街地再開発等により供給される住宅等の買取りを自治体が行い、公営住宅として供給する制度。現行の公営住宅制度を補完し、多様な供給手法により低額所得者や高齢者等の住宅に困窮する世帯に良好な賃貸住宅を供給するため、平成8年に導入された。県内では船橋市営住宅などで供給例がある。

●誘導居住面積水準

豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。その面積（住戸専用面積・壁芯）は以下のとおり。

(1) 一般型誘導居住面積水準

- ① 単身者：55㎡
- ② 2人以上の世帯：25㎡×世帯人数+25㎡

(2) 都市居住型誘導居住面積水準

- ① 単身者：40㎡
- ② 2人以上の世帯：20㎡×世帯人数+15㎡

●UR 賃貸住宅（旧公団住宅）

日本住宅公団設立以降、主に大都市圏の住宅難を解決するために供給されてきた住宅。都市基盤整備公団が解散し、独立行政法人都市再生機構が発足したことに伴い、UR 賃貸住宅として、大都市圏を中心に良質な住宅ストックの形成に向け、都心居住の推進や高齢者居住の安定確保、子育て環境の整備等、住宅政策上の課題への対応を進めている。

●ライフサイクルコスト

構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

令和5年8月発行

千葉県 の 住 宅 2023

編集発行 千葉県県土整備部都市整備局住宅課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-3255 FAX 043-225-1850

